

平成24年9月5日 開 会

平成24年9月24日 閉 会

# 平成24年第3回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

9月5日（水曜日）第1号

|  |    |
|--|----|
| ○議事日程                                  | 1  |
| ○本日の会議に付した事件                           | 2  |
| ○出席議員                                  | 4  |
| ○欠席議員                                  | 4  |
| ○説明のため出席した者の職氏名                        | 4  |
| ○職務のため出席した事務局職員の職氏名                    | 5  |
| ○開 会（午前10時00分）                         | 6  |
| ○日程第1 会議録署名議員の指名について                   | 6  |
| ○日程第2 会期の決定について                        | 6  |
| ○日程第3 諸般の報告について                        | 6  |
| ○日程第4 報第5号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について    | 6  |
| ○日程第5 報第6号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について | 6  |
| ○日程第6 議第78号から日程第12 議第84号まで             | 7  |
| 林市長提案説明                                | 7  |
| ○日程第13 質 疑（議第78号から議第84号まで）             | 9  |
| 2番 山崎 通議員質疑                            | 9  |
| 船戸総務課長答弁                               | 10 |
| 2番 山崎 通議員発言                            | 10 |
| ○日程第14 討 論（議第78号から議第84号まで）             | 10 |
| ○日程第15 採 決（議第78号から議第84号まで）             | 10 |
| ○日程第16 議第85号から日程第30 議第97号まで            | 12 |
| 林市長提案説明                                | 12 |
| ○散 会（午前10時43分）                         | 18 |

9月12日（水曜日）第2号

|              |    |
|--------------|----|
| ○議事日程        | 19 |
| ○本日の会議に付した事件 | 20 |
| ○出席議員        | 21 |
| ○欠席議員        | 21 |

|                           |    |
|---------------------------|----|
| ○説明のため出席した者の職氏名           | 21 |
| ○職務のため出席した事務局職員の職氏名       | 22 |
| ○開 議（午前10時00分）            | 23 |
| ○日程第1 質 疑（議第85号から議第97号まで） | 23 |
| 9番 横山哲夫議員質疑               | 23 |
| 谷村産業課長答弁                  | 23 |
| 9番 横山哲夫議員質疑               | 24 |
| 山口建設課長答弁                  | 24 |
| 9番 横山哲夫議員質疑               | 24 |
| 山口建設課長答弁                  | 25 |
| 9番 横山哲夫議員質疑               | 25 |
| 山口建設課長答弁                  | 26 |
| 9番 横山哲夫議員質疑               | 26 |
| 谷村産業課長答弁                  | 26 |
| 9番 横山哲夫議員質疑               | 27 |
| 山口建設課長答弁                  | 27 |
| 9番 横山哲夫議員発言               | 27 |
| 4番 上野欣也議員質疑               | 27 |
| 笠原福祉課長答弁                  | 27 |
| 4番 上野欣也議員質疑               | 28 |
| 笠原福祉課長答弁                  | 28 |
| 4番 上野欣也議員質疑               | 28 |
| 笠原福祉課長答弁                  | 29 |
| 4番 上野欣也議員質疑               | 29 |
| 笠原福祉課長答弁                  | 29 |
| 4番 上野欣也議員質疑               | 29 |
| 林市民環境課長答弁                 | 30 |
| 4番 上野欣也議員質疑               | 30 |
| 林市民環境課長答弁                 | 30 |
| 4番 上野欣也議員質疑               | 30 |
| 林市民環境課長答弁                 | 30 |
| 4番 上野欣也議員質疑               | 31 |

|               |    |
|---------------|----|
| 林市民環境課長答弁     | 31 |
| 4番 上野欣也議員質疑   | 31 |
| 宮川学校教育課長答弁    | 32 |
| 4番 上野欣也議員質疑   | 32 |
| 林市民環境課長答弁     | 33 |
| 4番 上野欣也議員質疑   | 33 |
| 林市民環境課長答弁     | 34 |
| 4番 上野欣也議員質疑   | 34 |
| 林市民環境課長答弁     | 34 |
| 4番 上野欣也議員質疑   | 34 |
| 田原健康介護課長答弁    | 35 |
| 4番 上野欣也議員質疑   | 35 |
| 笠原福祉課長答弁      | 35 |
| 4番 上野欣也議員発言   | 36 |
| ○休憩（午前10時45分） | 36 |
| ○再開（午前11時00分） | 36 |
| 笠原福祉課長答弁      | 36 |
| 8番 尾関律子議員質疑   | 36 |
| 久保田企画財政課長答弁   | 36 |
| 8番 尾関律子議員質疑   | 36 |
| 久保田企画財政課長答弁   | 37 |
| 8番 尾関律子議員質疑   | 37 |
| 久保田企画財政課長答弁   | 38 |
| 8番 尾関律子議員質疑   | 39 |
| 久保田企画財政課長答弁   | 39 |
| 7番 寺町知正議員質疑   | 40 |
| 林市民環境課長答弁     | 41 |
| 7番 寺町知正議員質疑   | 42 |
| 林市民環境課長答弁     | 43 |
| 7番 寺町知正議員質疑   | 43 |
| 林市長答弁         | 44 |
| 7番 寺町知正議員質疑   | 44 |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 林市長答弁           | 44 |
| 7番 寺町知正議員質疑     | 45 |
| 林市長答弁           | 45 |
| 7番 寺町知正議員質疑     | 46 |
| 林市長答弁           | 46 |
| 7番 寺町知正議員質疑     | 46 |
| 田原健康介護課長答弁      | 46 |
| 7番 寺町知正議員質疑     | 48 |
| 田原健康介護課長答弁      | 48 |
| 7番 寺町知正議員質疑     | 49 |
| 田原健康介護課長答弁      | 49 |
| 7番 寺町知正議員質疑     | 49 |
| 林市民環境課長答弁       | 50 |
| 7番 寺町知正議員質疑     | 50 |
| 宮川学校教育課長答弁      | 50 |
| 7番 寺町知正議員質疑     | 51 |
| 宮川学校教育課長答弁      | 51 |
| 7番 寺町知正議員質疑     | 51 |
| 宮川学校教育課長答弁      | 52 |
| 7番 寺町知正議員質疑     | 52 |
| 竹村生涯学習課長答弁      | 52 |
| 7番 寺町知正議員質疑     | 52 |
| 林市長答弁           | 53 |
| 7番 寺町知正議員質疑     | 53 |
| 久保田企画財政課長答弁     | 54 |
| 7番 寺町知正議員質疑     | 54 |
| 林市長答弁           | 54 |
| ○休 憩 (午前11時59分) | 55 |
| ○再 開 (午後0時05分)  | 55 |
| 7番 寺町知正議員質疑     | 55 |
| 神原税務課長答弁        | 55 |
| 7番 寺町知正議員質疑     | 56 |

|               |    |
|---------------|----|
| 神原税務課長答弁      | 57 |
| 7番 寺町知正議員質疑   | 57 |
| 笠原福祉課長答弁      | 57 |
| 7番 寺町知正議員質疑   | 58 |
| 笠原福祉課長答弁      | 58 |
| 7番 寺町知正議員質疑   | 58 |
| 森田教育長答弁       | 58 |
| 7番 寺町知正議員質疑   | 60 |
| 森田教育長答弁       | 60 |
| 7番 寺町知正議員質疑   | 61 |
| 林市長答弁         | 61 |
| 7番 寺町知正議員質疑   | 61 |
| 林市民環境課長答弁     | 62 |
| 7番 寺町知正議員質疑   | 63 |
| 林市民環境課長答弁     | 63 |
| 7番 寺町知正議員質疑   | 63 |
| ○休 憩（午後0時35分） | 64 |
| ○再 開（午後0時36分） | 64 |
| 林市長答弁         | 64 |
| 7番 寺町知正議員質疑   | 64 |
| 服部水道課長答弁      | 65 |
| 7番 寺町知正議員発言   | 66 |
| 5番 石神 真議員質疑   | 66 |
| 谷村産業課長答弁      | 67 |
| 5番 石神 真議員質疑   | 67 |
| 渡辺消防長答弁       | 67 |
| 5番 石神 真議員質疑   | 67 |
| 渡辺消防長答弁       | 68 |
| 5番 石神 真議員発言   | 69 |
| 7番 寺町知正議員質疑   | 69 |
| 笠原福祉課長答弁      | 69 |
| 7番 寺町知正議員質疑   | 70 |

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 笠原福祉課長答弁                    | 70 |
| 7番 寺町知正議員質疑                 | 70 |
| 林市長答弁                       | 71 |
| 林市民環境課長答弁                   | 71 |
| ○日程第2 委員会付託（議第85号から議第97号まで） | 71 |
| ○散 会（午後1時02分）               | 72 |

9月20日（木曜日）第3号

|                       |    |
|-----------------------|----|
| ○議事日程                 | 73 |
| ○本日の会議に付した事件          | 73 |
| ○出席議員                 | 73 |
| ○欠席議員                 | 73 |
| ○説明のため出席した者の職氏名       | 73 |
| ○職務のため出席した事務局職員の職氏名   | 74 |
| ○開 議（午前10時00分）        | 75 |
| ○日程第1 一般質問            | 75 |
| 1. 2番 山崎 通議員質問        | 75 |
| （1）西深瀬地内舗装工事に関する件について | 75 |
| 林市長答弁                 | 78 |
| 山崎 通議員質問              | 79 |
| 林市長答弁                 | 81 |
| 山崎 通議員質問              | 82 |
| 林市長答弁                 | 84 |
| 山崎 通議員発言              | 84 |
| 2. 5番 石神 真議員質問        | 84 |
| （1）来年度における自治会要望は      | 84 |
| 林市長答弁                 | 85 |
| 石神 真議員質問              | 85 |
| 林市長答弁                 | 86 |
| 石神 真議員質問              | 86 |
| 林市長答弁                 | 87 |
| （2）緊急輸送道路の計画について      | 87 |

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 林市長答弁             | 88  |
| 石神 真議員質問          | 89  |
| 林市長答弁             | 89  |
| 石神 真議員質問          | 90  |
| 林市長答弁             | 90  |
| 石神 真議員発言          | 91  |
| ○休 憩（午前11時01分）    | 91  |
| ○再 開（午前11時10分）    | 91  |
| 3. 10番 武藤孝成議員質問   | 91  |
| （1）今後の市道整備について    | 91  |
| 林市長答弁             | 92  |
| 武藤孝成議員質問          | 93  |
| 林市長答弁             | 93  |
| 武藤孝成議員質問          | 94  |
| 林市長答弁             | 95  |
| 4. 6番 杉山正樹議員質問    | 95  |
| （1）廃屋の処理について      | 95  |
| 松田副市長答弁           | 96  |
| 杉山正樹議員質問          | 97  |
| 松田副市長答弁           | 97  |
| 杉山正樹議員質問          | 98  |
| 林市長答弁             | 99  |
| 5. 3番 吉田茂広議員質問    | 100 |
| （1）過疎地域自立促進計画について | 100 |
| 久保田企画財政課長答弁       | 101 |
| 吉田茂広議員質問          | 103 |
| 久保田企画財政課長答弁       | 104 |
| 吉田茂広議員発言          | 104 |
| ○休 憩（午後0時00分）     | 104 |
| ○再 開（午後1時00分）     | 104 |
| 6. 8番 尾関律子議員質問    | 104 |
| （1）公共交通について       | 104 |

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 久保田企画財政課長答弁                | 105 |
| 竹村生涯学習課長答弁                 | 106 |
| 尾関律子議員質問                   | 106 |
| 久保田企画財政課長答弁                | 107 |
| (2) 防災について                 | 108 |
| 宮川学校教育課長答弁                 | 108 |
| 尾関律子議員質問                   | 109 |
| 宮川学校教育課長答弁                 | 109 |
| (3) 予防接種について               | 110 |
| 田原健康介護課長答弁                 | 111 |
| 尾関律子議員質問                   | 112 |
| 林市長答弁                      | 112 |
| 尾関律子議員発言                   | 113 |
| 7. 4番 上野欣也議員質問             | 113 |
| (1) 総合的な農業振興策について          | 113 |
| 林市長答弁                      | 114 |
| 上野欣也議員質問                   | 115 |
| 林市長答弁                      | 117 |
| (2) 人材育成と人事考課制度の本格的な導入について | 118 |
| 松田副市長答弁                    | 120 |
| 上野欣也議員質問                   | 121 |
| 松田副市長答弁                    | 122 |
| (3) いじめの根絶と教育委員会の機能について    | 122 |
| 林市長答弁                      | 123 |
| 森田教育長答弁                    | 124 |
| ○休憩 (午後2時17分)              | 125 |
| ○再開 (午後2時30分)              | 125 |
| 8. 1番 恩田佳幸議員質問             | 125 |
| (1) 精神疾患対策について             | 125 |
| 田原健康介護課長答弁                 | 126 |
| 恩田佳幸議員質問                   | 128 |
| 田原健康介護課長答弁                 | 130 |

|  |     |
|--|-----|
| 恩田佳幸議員質問                                   | 131 |
| 田原健康介護課長答弁                                 | 132 |
| (2) 配食サービスについて                             | 133 |
| 田原健康介護課長答弁                                 | 133 |
| 恩田佳幸議員質問                                   | 134 |
| 田原健康介護課長答弁                                 | 135 |
| 恩田佳幸議員質問                                   | 136 |
| 田原健康介護課長答弁                                 | 136 |
| (3) 中小企業金融円滑化法の期限を迎える事による市内事業者への影響につ<br>いて | 137 |
| 谷村産業課長答弁                                   | 138 |
| 恩田佳幸議員質問                                   | 138 |
| 谷村産業課長答弁                                   | 139 |
| 恩田佳幸議員発言                                   | 139 |
| 9. 7番 寺町知正議員質問                             | 139 |
| (1) 市の広報などの全戸配布に方向転換を                      | 139 |
| 林市長答弁                                      | 141 |
| 寺町知正議員質問                                   | 142 |
| 林市長答弁                                      | 143 |
| 寺町知正議員質問                                   | 144 |
| 林市長答弁                                      | 144 |
| (2) 道路舗装の厚み不足問題について                        | 145 |
| 林市長答弁                                      | 146 |
| 寺町知正議員質問                                   | 148 |
| 林市長答弁                                      | 149 |
| 寺町知正議員質問                                   | 150 |
| 林市長答弁                                      | 150 |
| (3) 土地開発基金は廃止を                             | 150 |
| 林市長答弁                                      | 151 |
| 寺町知正議員質問                                   | 152 |
| 林市長答弁                                      | 152 |
| 寺町知正議員発言                                   | 152 |

|                 |     |
|-----------------|-----|
| ○散 会（午後 3 時56分） | 152 |
|-----------------|-----|

9月24日（月曜日）第4号

|  |     |
|--|-----|
| ○議事日程  | 153 |
| ○本日の会議に付した事件   | 155 |
| ○出席議員  | 158 |
| ○欠席議員  | 158 |
| ○説明のため出席した者の職氏名  | 158 |
| ○職務のため出席した事務局職員の職氏名  | 159 |
| ○開 議（午前10時00分）   | 160 |
| ○日程第1 常任委員会委員長報告   | 160 |
| ○日程第2 委員長報告に対する質疑  | 162 |
| ○日程第3 討 論（議第85号から議第97号）                                    | 162 |
| 7番 寺町知正議員反対討論  | 163 |
| ○休 憩（午前10時25分）   | 167 |
| ○再 開（午前10時26分）   | 167 |
| 13番 村瀬伊織議員賛成討論   | 167 |
| ○日程第4 採 決（議第85号から議第97号）                                    | 168 |
| ○日程第5 発議第4号 山県市農業委員会委員の推薦について                              | 170 |
| 杉山正樹総務産業建設常任委員会委員長提案説明                                     | 171 |
| ○日程第6 質 疑  | 171 |
| ○日程第7 討 論  | 172 |
| 7番 寺町知正議員反対討論  | 172 |
| ○日程第8 採 決  | 173 |
| ○日程第9 発議第5号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕<br>組み」の構築を求める意見書について | 174 |
| 杉山正樹総務産業建設常任委員会委員長提案説明                                     | 174 |
| ○日程第10 質 疑   | 174 |
| ○日程第11 討 論   | 175 |
| ○日程第12 採 決   | 175 |
| ○日程第13 総務産業建設委員会の閉会中の継続調査について                              | 175 |
| ○日程第14 厚生文教委員会の閉会中の継続調査について                                | 176 |

|                |     |
|----------------|-----|
| ○日程第15 議員派遣の件  | 176 |
| ○閉 会（午前10時52分） | 177 |
| ○会議録署名者        | 177 |

平成24年9月5日

# 山口市議会定例会会議録

(第 1 号)

## 山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第1号 9月5日（水曜日）

○議事日程 第1号 平成24年9月5日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第5号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 報第6号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について
- 日程第6 議第78号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 日程第7 議第79号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 日程第8 議第80号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 日程第9 議第81号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 日程第10 議第82号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 日程第11 議第83号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 日程第12 議第84号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 日程第13 質 疑
- 議第78号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議第79号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議第80号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議第81号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議第82号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議第83号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議第84号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 日程第14 討 論
- 議第78号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議第79号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議第80号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議第81号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議第82号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議第83号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について

|       |       |   |
|-------|-------|---|
|       | 議第84号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について                       |
| 日程第15 | 採 決   |   |
|       | 議第78号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について                       |
|       | 議第79号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について                       |
|       | 議第80号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について                       |
|       | 議第81号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について                       |
|       | 議第82号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について                       |
|       | 議第83号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について                       |
|       | 議第84号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について                       |
| 日程第16 | 議第85号 | 山県市防災会議条例の一部を改正する条例について                   |
| 日程第17 | 議第86号 | 山県市災害対策本部条例の一部を改正する条例について                 |
| 日程第18 | 議第87号 | 山県市暴力団排除条例の一部を改正する条例について                  |
| 日程第19 | 議第88号 | 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議第89号 | 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について                   |
| 日程第21 | 議第90号 | 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について                |
| 日程第22 | 認第1号  | 平成23年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について          |
| 日程第23 | 認第2号  | 平成23年度山県市水道事業会計決算の認定について                  |
| 日程第24 | 議第91号 | 平成24年度山県市一般会計補正予算（第3号）                    |
| 日程第25 | 議第92号 | 平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）              |
| 日程第26 | 議第93号 | 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）                |
| 日程第27 | 議第94号 | 山県市過疎地域自立促進計画の変更について                      |
| 日程第28 | 議第95号 | 消防救急デジタル無線施設整備工事請負契約の締結について               |
| 日程第29 | 議第96号 | 市道路線の変更について                               |
| 日程第30 | 議第97号 | 市道路線の廃止について                               |

---

○本日の会議に付した事件

|      |                               |
|------|-------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名について                |
| 日程第2 | 会期の決定について                     |
| 日程第3 | 諸般の報告について                     |
| 日程第4 | 報第5号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |

|       |       |                             |
|-------|-------|-----------------------------|
| 日程第5  | 報第6号  | 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について |
| 日程第6  | 議第78号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について         |
| 日程第7  | 議第79号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について         |
| 日程第8  | 議第80号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について         |
| 日程第9  | 議第81号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について         |
| 日程第10 | 議第82号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について         |
| 日程第11 | 議第83号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について         |
| 日程第12 | 議第84号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について         |
| 日程第13 | 質 疑   |                             |
|       | 議第78号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について         |
|       | 議第79号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について         |
|       | 議第80号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について         |
|       | 議第81号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について         |
|       | 議第82号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について         |
|       | 議第83号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について         |
|       | 議第84号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について         |
| 日程第14 | 討 論   |                             |
|       | 議第78号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について         |
|       | 議第79号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について         |
|       | 議第80号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について         |
|       | 議第81号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について         |
|       | 議第82号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について         |
|       | 議第83号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について         |
|       | 議第84号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について         |
| 日程第15 | 採 決   |                             |
|       | 議第78号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について         |
|       | 議第79号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について         |
|       | 議第80号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について         |
|       | 議第81号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について         |
|       | 議第82号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について         |
|       | 議第83号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について         |
|       | 議第84号 | 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について         |

|       |       |   |
|-------|-------|---|
| 日程第16 | 議第85号 | 山県市防災会議条例の一部を改正する条例について                   |
| 日程第17 | 議第86号 | 山県市災害対策本部条例の一部を改正する条例について                 |
| 日程第18 | 議第87号 | 山県市暴力団排除条例の一部を改正する条例について                  |
| 日程第19 | 議第88号 | 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議第89号 | 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について                   |
| 日程第21 | 議第90号 | 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について                |
| 日程第22 | 認第1号  | 平成23年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について          |
| 日程第23 | 認第2号  | 平成23年度山県市水道事業会計決算の認定について                  |
| 日程第24 | 議第91号 | 平成24年度山県市一般会計補正予算（第3号）                    |
| 日程第25 | 議第92号 | 平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）              |
| 日程第26 | 議第93号 | 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）                |
| 日程第27 | 議第94号 | 山県市過疎地域自立促進計画の変更について                      |
| 日程第28 | 議第95号 | 消防救急デジタル無線施設整備工事請負契約の締結について               |
| 日程第29 | 議第96号 | 市道路線の変更について                               |
| 日程第30 | 議第97号 | 市道路線の廃止について                               |

---

○出席議員（14名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 恩田佳幸君 | 2番  | 山崎通君  |
| 3番  | 吉田茂広君 | 4番  | 上野欣也君 |
| 5番  | 石神真君  | 6番  | 杉山正樹君 |
| 7番  | 寺町知正君 | 8番  | 尾関律子君 |
| 9番  | 横山哲夫君 | 10番 | 武藤孝成君 |
| 11番 | 藤根圓六君 | 12番 | 影山春男君 |
| 13番 | 村瀬伊織君 | 14番 | 後藤利瑗君 |

---

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者の職氏名

|     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 市長  | 林宏優君  | 副市長  | 松田勲君  |
| 教育長 | 森田正男君 | 総務課長 | 船戸時夫君 |

|        |           |        |           |
|--------|-----------|--------|-----------|
| 企画財政課長 | 久保田 裕 司 君 | 税務課長   | 神 原 義 広 君 |
| 市民環境課長 | 林 早 笑 君   | 福祉課長   | 笠 原 秀 美 君 |
| 健康介護課長 | 田 原 修 君   | 産業課長   | 谷 村 勝 美 君 |
| 建設課長   | 山 口 広 志 君 | 水道課長   | 服 部 正 己 君 |
| 国体推進課長 | 谷 端 良 夫 君 | 会計管理者  | 棚 橋 和 良 君 |
| 消 防 長  | 渡 辺 晴 臣 君 | 学校教育課長 | 宮 川 誠 君   |
| 生涯学習課長 | 竹 村 勇 司 君 |        |           |

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

|      |         |     |       |
|------|---------|-----|-------|
| 事務局長 | 上 野 達 也 | 書 記 | 林 強 臣 |
| 書 記  | 大 野 幹 根 |     |       |

---

午前10時00分開会

○議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、平成24年第3回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（藤根圓六君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、3番吉田茂広君、12番影山春男君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定について

○議長（藤根圓六君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から9月24日までの20日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より9月24日までの20日間と決定いたしました。

---

日程第3 諸般の報告について

○議長（藤根圓六君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成24年5月分から7月分までの例月出納検査を執行した結果の報告がありました。関係書類は事務局に保管してあります。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

---

日程第4 報第5号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（藤根圓六君） 日程第4、報第5号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

---

日程第5 報第6号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について

○議長（藤根圓六君） 日程第5、報第6号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

---

日程第6 議第78号から日程第12 議第84号まで

○議長（藤根圓六君） 日程第6、議第78号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について、日程第7、議第79号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について、日程第8、議第80号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について、日程第9、議第81号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について、日程第10、議第82号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について、日程第11、議第83号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について、日程第12、議第84号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について、以上7議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成24年山県市議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、大変御多忙の中、早朝より御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、8月5日に羽島市で開催されました第61回岐阜県消防操法大会には、第5分団が出場され、迅速で見事な操法を披露していただきました。惜しくも敢闘賞という結果ではありましたが、連日の厳しい訓練に励んでこられた選手を初め、関係者の御努力は本市の消防防災力を強化するものと確信をいたしているものでございます。また、議員各位には、大変な猛暑の中、応援を賜り、まことにありがとうございました。

また、8月16日から22日まで、山県市国際交流派遣団の団長としてアメリカ合衆国オレゴン州のフローレンス市を訪問してまいりました。同市とは、旧伊自良村が友好関係都市協定を締結して以来、ホームステイを中心とする相互交流が続いておりましたが、経済不況でフローレンス市からの訪問が途切れたため、友好関係の継続を確認するため、友好関係都市協定を再調印してまいりました。

私とフローレンス市のブルベーカー市長が協定書に調印し、両市と市民の友好関係の継続を宣言いたしました。

同市からの訪問は中断しておりますが、昨年夏には東日本大震災復興支援の義援金2,000ドルを山県市ホストファミリーの会に寄託され、同市と山県市、市の職員互助会が協力して被災地の工場に山県ナッチョルくんTシャツを発注し、売り上げに貢献をいたしました。将来にわたり、両市民の友好と交流の発展を期待するものでございます。

また、8月26日には、山縣市総合防災訓練を開催し、多くの関係機関の御協力のもと、美山地域を中心とした多数の市民の方々に御参加をいただき、東海地震を想定した避難訓練や倒壊家屋、土砂災害からの救助訓練、ライフラインの復旧訓練等を実施いたしました。地元自治会を初め、御協力いただきました皆様方に改めて感謝を申し上げますのでございます。また、議員各位におかれましても、大変暑い中ではございましたが、御出席をいただき、御指導、御激励を賜り、厚く御礼を申し上げます次第でございます。

また、8月29日に内閣府が発表した東海沖から四国沖の南海トラフ沿いで巨大地震が発生した場合の被害想定では、山口市は震度6弱とされております。一方、内陸型地震についても、甚大な被害が予想されることから、県が進めている詳細な被害想定調査結果とともに地域防災に反映させてまいりたいと考えております。

また、昨日は、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会の山口市壮行会を開催しましたところ、多くの皆様に御出席をいただき、ありがとうございました。今回、山口市の選手団は29名ということでございまして、例年の国体と比較しましても、非常に多い選手団となっております。市におきましても、29日から、具体的には30日から馬術競技が始まりますが、多くの皆様に御出席していただけるよう議会の皆様方にも御協力をお願いするものでございます。

また、10月17日から11月16日にかけて、市政座談会を自治会連合会との共催により開催する予定でございます。昨年度までは市内6カ所で開催しておりましたが、本年度は各小学校区ごとに9カ所で開催する予定でございます。市民の皆様と行政との対話と共感を図る場として、市民の皆様から御意見、御要望を直接お聞きし、次代に責任の持てる持続可能な地域づくりを推進してまいりたいと考えておりますので、多くの市民の皆様の御参加をお願いいたします。

さて、本日提案いたしております案件は、報告案件2件、人事案件7件、条例案件5件、決算案件2件、補正予算案件3件、その他案件5件の計24案件でございます。

それでは、ただいま上程されました案件につきまして御説明申し上げます。

初めに、資料ナンバー1、議第78号から議第84号までの山口市政治倫理審査会委員の委嘱につきましては、次の7名の方を委員に委嘱したいので、山口市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例第4条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

初めに、議第78号、小出良熙氏は、岐阜市長良海用町にお住まいで、本市発足当初から平成19年度まで市の顧問弁護士として御指導いただいていた方でございます。現在、岐阜市の顧問弁護士もなされており、地方行政に精通しておられますので、学識経験者

として委嘱しようとするものでございます。

次に、議第79号から議第84号までの6名の方は、本市の議員及び市長の選挙権を有する識見者の方でございます。

議第79号の鷺見博信氏は、山口市高富にお住まいで、現在司法書士、行政書士として御活躍中で、社会的信望厚く、地方行政にも精通しておられます。

議第80号の林 真澄氏は、山口市東深瀬にお住まいで、現在岐阜地方裁判所、岐阜簡易裁判所の調停委員として御活躍中で、社会的信望厚く、地方行政にも精通しておられます。

議第81号の西村純子氏は、山口市大桑にお住まいで、元小学校の校長先生として活躍された方でございます。

議第82号の上野政幸氏は、山口市藤倉にお住まいで、旧伊自良村の助役を経験された方であり、地方行政にも精通しておられます。

議第83号の室戸弘全氏は、山口市富永にお住まいで、かつて本市の職員として在職中は、保健福祉部長や教育次長等を歴任され、地方行政にも精通しておられます。

議第84号の山田真理子氏は、山口市岩佐にお住まいで、現在本市の生涯学習リーダーの会の推進委員として御活躍されております。

以上7名の方は、いずれの方も責任感があり、公平誠実な方々ばかりであり、社会的信望も厚く、適任と思慮されますので、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

---

### 日程第13 質疑

○議長（藤根圓六君） 日程第13、質疑。

ただいまから、議第78号から議第84号までの質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

山崎 通君。

○2番（山崎 通君） ただいまの議第78号の政治倫理審査会の委員の委嘱についてですけれども、ただいまの市長の説明の中に小出良熙さんが、この方は弁護士だと思っただけですけれども、この方は地方行政に精通しているというようなことを伺いましたが、これは間違いはないと思いますけれども、この人について、この間の副市長も非常に人格、識見ともにすぐれているという、そういう御説明でしたが、間違いはありませんか。

船戸総務課長。

○総務課長（船戸時夫君） ただいまの件につきまして答弁させていただきますが、小出弁護士につきましては、合併前の高富町の弁護士をされておりましたし、先ほど市長の提案説明で申し上げましたように、合併当初から19年まで山県市の顧問弁護士としてお二人、もうお一方は端元弁護士でございますが、担当していただきまして、今回5年終わったということで、今回端元先生から小出先生に交代していただくというわけでございます、御承知のように、先ほど市長も申し上げましたように、岐阜市でも顧問弁護士をされているということで、人格等々問題ないというふうに認識しておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 山崎 通君。

○2番（山崎 通君） 人事案件ですからこれ以上は何いませんが、今の説明ですと、人格、識見ともに、いろいろな面ですぐれているという御説明でしたので、そういうふう  
に拝聴しておきます。

以上です。

○議長（藤根圓六君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第78号から議第84号までの質疑を終結いたします。

---

#### 日程第14 討論

○議長（藤根圓六君） 日程第14、討論。

ただいまから、議第78号から議第84号までの討論を行います。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、議第78号から議第84号までの討論を終結いたします。

---

#### 日程第15 採決

○議長（藤根圓六君） 日程第15、採決。

ただいまから、議第78号から議第84号までの採決を行います。

議第78号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第79号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第80号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第81号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第82号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第83号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第84号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

日程第16 議第85号から日程第30 議第97号まで

○議長（藤根圓六君） 日程第16、議第85号 山県市防災会議条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第86号 山県市災害対策本部条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第87号 山県市暴力団排除条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第88号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第89号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について、日程第21、議第90号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について、日程第22、認第1号 平成23年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第23、認第2号 平成23年度山県市水道事業会計決算の認定について、日程第24、議第91号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第3号）、日程第25、議第92号 平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第26、議第93号 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第27、議第94号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について、日程第28、議第95号 消防救急デジタル無線施設整備工事請負契約の締結について、日程第29、議第96号 市道路線の変更について、日程第30、議第97号 市道路線の廃止について、以上15議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました15案件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー1、議第85号 山県市防災会議条例の一部を改正する条例につきましては、災害対策基本法の改正に伴い、防災会議の所掌事務に防災に関する重要事項の審議を追加し、委員に学識経験者等を選任できるように改正するものでございます。

次に、議第86号 山県市災害対策本部条例の一部を改正する条例につきましては、災害対策基本法が改正され、災害対策本部の所掌事務を規定した条項が改正されたことに伴い、引用条項を改正するものでございます。

次に、議第87号 山県市暴力団排除条例の一部を改正する条例につきましては、暴力

団員による不当な行為の防止等に関する法律が改正され、都道府県暴力追放運動推進センターの指定等を規定した条項が改正されたことに伴い、引用条項を改正するものでございます。

次に、議第88号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、災害対策基本法が改正され、地方防災会議委員に学識経験者等を選任できることとされたことに伴いまして、市防災会議委員に学識経験を追加するものでございます。

次に、議第89号 山口市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、近年の電気自動車の普及に伴い設置が進められている電気自動車用の急速充電設備について、その特性を踏まえて設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を新たに定めるため改正するものでございます。

次に、議第90号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議につきましては、市の戸籍総合システムサーバーの更新に伴い、従来の市単独構築から各務原市及び下呂市との3市で共同利用する戸籍総合システム及びネットワーク回線等の構築をするため、関係団体の協議により規約を定めるため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、資料ナンバー4、認第1号 平成23年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定及び資料ナンバー5、認第2号 平成23年度山口市水道事業会計決算の認定につきましては、一般会計及び特別会計のいずれも実質収支は黒字となり、水道事業会計では純利益が2,806万3,000円となっております。

一般会計につきましては、厳しい財政運営を強いられる中、市税の収納率向上に努めるとともに、各所管の事業の実施に当たって、効率的な予算執行方法等を模索しつつ、経費の削減に努めたことにより、予定していた財政調整基金等の基金取り崩しを大幅に削減し、定められた予算内容の目的を達成することができました。

なお、一般会計及び特別会計決算の内容等、詳細につきましては、主要な施策の成果説明、決算分析等を別冊の資料ナンバー4-3、決算の成果説明書にまとめて提出させていただいております。

また、当該決算につきましては、本市の監査委員により慎重な決算審査を行っていただき、その結果につきましても、別冊の資料ナンバー4-2、審査意見書として提出させていただいておりますが、今般監査委員から御指摘いただいております事項を十分に検討いたしますとともに、適正かつ効果的な行財政の運営に引き続き最善の努力をしてまいり所存でございます。

続きまして、資料ナンバー6、議第91号 平成24年度山口市一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2億3,653万6,000円を追加し、その総額を133億8,507万円とするとともに、地方債の補正をお願いするものでございます。

補正の主な内容につきましては、歳出の款ごとに順次御説明申し上げます。

まず、11ページの総務費は、全体で437万4,000円の減額でございます。

財産管理費につきましては、旧大桑保育園用地を民間に売却するための用地測量委託料、本庁舎の空調機器の経年劣化による修繕費、そして市役所が今月からNTT西日本の光通信エリア内になることをきっかけとして、設置後10年ほど経過した電話交換機を入れ替え、電話料金の節減を図ろうとする光電話対応工事費のほか、庁舎内放送室の空調設備故障のための更新工事費を計上いたしております。

企画費につきましては、市内循環線を本年10月以降に廃止することにし、交通空白地となる相原、青波等においては、市直営で予約型ワゴン車運行を半年間試行しようとするための経費を計上いたしております。

国民体育大会推進費につきましては、県市町村振興補助金320万円を受けられる見込みとなりましたので、財源更正をいたしております。

諸費につきましては、消費者行政活性化基金事業を活用して、消費者主体の啓発用パンフレットの印刷と車両の購入、放射性物質測定分析用のパソコンを購入する経費等を計上いたしております。

戸籍住民基本台帳費につきましては、当初は5年前に更新した戸籍総合システムを市単独で更新する予定でしたが、今般各務原市と下呂市との共同により運用しようとするため、リース・保守管理費分を各務原市への事務委託負担金として支出する一方で、単独でのサーバー購入費等を減額しようとするものでございます。

民生費は、全体で2,716万7,000円の増額でございます。

社会福祉総務費につきましては、青波福祉プラザの耐震診断調査をするための経費でございます。

福祉医療費と障がい者福祉費、児童措置費と母子福祉費につきましては、それぞれ前年度に交付を受けた国または県支出金の実績より多かったため、精算、返還するための経費でございます。

国民年金事務取扱費につきましては、税制改正に対応する経費でございまして、その全額を国庫支出金で見込んでおります。

保育園費につきましては、10年以上使用した伊自良保育園の複写機を買いかえる経費と、清流の国ぎふ森林・環境基金を活用して、県産材を使用した木製学習教材となる積

み木を全保育園 8 園及び児童館等 2 カ所に配置する経費でございます。

障がい児福祉費につきましては、重度心身障がい児通園事業に係る対象児童が増加が見込まれるための経費でございます。国から 2 分の 1 と県から 4 分の 1 の負担金を見込んでおります。

衛生費では、全体で 7,185 万 2,000 円の増額でございます。

地域保健費につきましては、まず、岐阜大学の寄附講座の開設ということで、地域医療確保事業補助金を計上いたしております。具体的には、岐北厚生病院におきまして、消化器系内科の地域腫瘍学講座に係る医師や看護師確保のためのソフト事業分として 500 万円、電子内視鏡システム等購入費のハード事業分として 750 万円を補助するものでございます。なお、このソフト分には 10 分の 10 が、ハード分には 2 分の 1 の県補助金がございます。また、15 床分の救急医療確保のための補助金を計上いたしておりますが、この全額が平成 25 年度の地方交付税の特別交付税として算入される見込みであります。

環境衛生費につきましては、清流の国ぎふ森林・環境基金を活用して、神崎川の瀬見峡付近の景観保持のための樹木伐採等を行う経費でございます。

農林水産業費は、全体で 671 万 2,000 円の増額でございます。

林業振興費につきましては、清流の国ぎふ森林・環境基金を活用して、マツタケの再生を目指して里山林を整備する委託費と、住宅地周辺の環境を守るための森林伐採委託に係る経費、舟伏山を初めとする名山めぐりのパンフレット印刷や登山道整備の委託経費を計上いたしております。なお、当初予算に計上の有害鳥獣対策としての小動物用のおりと登山届等記載台設置費が清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金の対象となることから、財源更正もいたしております。

また、森林経営計画を予定する施業者が増加したため森林整備地域活動支援交付金を増額計上いたしておりますが、国からは 2 分の 1、県からは 4 分の 1 以内の交付金があり、市の負担分に関しましては、地方交付税の特別交付税としておおむね 7 割が加算されるものと見込んでおります。

商工費につきましては、当初予算に計上してあるグリーンプラザみやまのオートキャンプ場等の施設整備が清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金の対象となることから、財源更正をするものでございます。

土木費は 111 万円の増額で、清流の国ぎふ森林・環境基金を活用して、四国山香りの森公園等の親しみのある里山づくりを目指して樹木を伐採委託する経費や、植樹苗の購入費等を計上いたしております。

消防費は、全体で 1 億 2,906 万 7,000 円の増額でございます。

常備消防費につきましては、救急通報の位置情報を現在N T T回線と携帯電話等の2つのシステムにより運用しておりますが、これを統合型のシステムに変更しようとする経費を追加する一方で、今年度の保守料を減額し、今後の保守経費の削減も目指しております。

非常備消防費につきましては、当初予算に計上してある可搬ポンプ積載車の購入費について、県市町村振興補助金を受けられる見込みとなりましたので、財源更正をするものでございます。

防災対策費につきましては、学識経験者を防災会議の委員として選任するための経費と、同報無線操作卓に係るハードディスクの修繕費を計上いたしております。また、償還額の7割が地方交付税に算入されるという有利な緊急防災・減災事業債を活用し、災害時に備えて総合グラウンド西側の土地を購入し、防災備蓄倉庫等を設置するための経費も計上いたしております。

教育費は、全体で500万2,000円の増額でございます。

小学校の学校管理費につきましては、富岡小学校のガス暖房機が故障したため、撤去工事費と新たに石油ストーブを購入する経費を計上し、学校給食費につきましては、放射性物質調査に係る検体分と保存食分を確保するための経費を計上いたしております。

中学校の学校管理費につきましては、光熱水費に予算不足が予測されることから増額計上し、学校給食費につきましては、小学校と同様の検体分と保存食分を確保するための経費を計上いたしております。

公民館費につきましては、3つの中央公民館が3年に1度、建築基準法に基づく点検と報告が必要な特殊建築物等となっており、この調査を委託するための経費を計上いたしております。

文化施設費につきましては、花咲きホールも建築基準法上の特殊建築物等となっていることから同様の調査費用を計上いたしているほか、ハトのふん害により設備系の腐食が心配されますので、防鳥ネット設置工事費も計上いたしております。

また、財団法人地域創造が実施する音楽活性化市町村連携モデル事業が本市と揖斐川町が対象とされる見込みとなったことから、音楽家への謝礼等を除いた経費等の増額分を計上いたしております。

また、山県市オリジナル演劇「ふるさと想い」がコミュニティー助成金の対象となったことから、財源更正もいたしております。

地方債の補正につきましては、先ほど御説明申し上げました緊急防災・減災事業に係る市債として1億2,500万円を追加するものでございます。

続きまして、議第92号 平成24年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に45万4,000円を追加し、その総額を38億2,745万4,000円とするものでございます。

歳出は、前年度の国からの出産育児一時金補助金と高額療養費共同事業費負担金の精算返還金を計上し、歳入は、前年度繰越金を計上いたしております。

続きまして、議第93号 平成24年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に4,987万6,000円を追加し、その総額を24億8,957万8,000円とするものでございます。

歳出は、前年度の介護給付費と地域支援事業に係る国庫・県支出金及び支払基金交付金の精算返還金を計上し、歳入は、支払基金交付金の追加交付分と前年度繰越金を計上いたしております。

続きまして、資料ナンバー7、議第94号 山口市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、同計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により議決を求めるものでございます。

変更の主な内容は、グリーンプラザみやまオートキャンプ場整地事業、市道2033号線の舗装、老人クラブ活動補助事業、敬老会事業、葛原公民館改修工事の5事業を追加するほか、美山小学校、いわ桜小学校パソコン整備事業の整備台数を48台から53台へと変更しようとするものでございます。

次に、資料ナンバー1、議第95号 消防救急デジタル無線施設整備工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び山口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決を求めるものでございます。

消防救急無線施設のデジタル化につきましては全国的に整備が進められており、市といたしましては、平成25年2月28日整備完了に向け、現在のアナログ無線設備を撤去し、新たにデジタル無線設備を設置するものでございます。入札方法は指名競争入札とし、9社を指名し、8月21日に入札を執行した結果、最低価格入札者である中央電子光学株式会社と契約金額1億6,411万5,000円で契約を締結しようとするものでございます。なお、予定価格は1億7,451万円、落札率は94%でございます。

次に、議第96号 市道路線の変更につきましては、鳥羽川改修工事に伴い、市道高富151号線の起点を変更しようとするものでございます。

次に、議第97号 市道路線の廃止につきましては、鳥羽川改修工事に伴い、市道認定しておりました市道高富152号線が道路として機能がなくなったため、廃止しようとする

ものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。ありがとうございました。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

---

○議長（藤根圓六君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議案精読のため、あす6日より11日までの6日間、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、あす6日より11日までの6日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、12日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時43分散会

平成24年9月12日

# 山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

## 山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第2号 9月12日（水曜日）

○議事日程 第2号 平成24年9月12日

日程第1 質 疑

- 議第85号 山 県 市 防 災 会 議 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第86号 山 県 市 災 害 対 策 本 部 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第87号 山 県 市 暴 力 団 排 除 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第88号 山 県 市 非 常 勤 の 特 別 職 員 の 報 酬 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第89号 山 県 市 火 災 予 防 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第90号 電 子 情 報 処 理 に よ る 戸 籍 事 務 の 委 託 に 関 す る 協 議 に つ い て
- 認第1号 平 成 23 年 度 山 県 市 一 般 会 計 及 び 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 認第2号 平 成 23 年 度 山 県 市 水 道 事 業 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て
- 議第91号 平 成 24 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 3 号 ）
- 議第92号 平 成 24 年 度 山 県 市 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 1 号 ）
- 議第93号 平 成 24 年 度 山 県 市 介 護 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）
- 議第94号 山 県 市 過 疎 地 域 自 立 促 進 計 画 の 変 更 に つ い て
- 議第95号 消 防 救 急 デ ジ タ ル 無 線 施 設 整 備 工 事 請 負 契 約 の 締 結 に つ い て
- 議第96号 市 道 路 線 の 変 更 に つ い て
- 議第97号 市 道 路 線 の 廃 止 に つ い て

日程第2 委 員 会 付 託

- 議第85号 山 県 市 防 災 会 議 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第86号 山 県 市 災 害 対 策 本 部 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第87号 山 県 市 暴 力 団 排 除 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第88号 山 県 市 非 常 勤 の 特 別 職 員 の 報 酬 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第89号 山 県 市 火 災 予 防 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第90号 電 子 情 報 処 理 に よ る 戸 籍 事 務 の 委 託 に 関 す る 協 議 に つ い て
- 認第1号 平 成 23 年 度 山 県 市 一 般 会 計 及 び 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に

ついて

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 認第2号  | 平成23年度山県市水道事業会計決算の認定について     |
| 議第91号 | 平成24年度山県市一般会計補正予算（第3号）       |
| 議第92号 | 平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 議第93号 | 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）   |
| 議第94号 | 山県市過疎地域自立促進計画の変更について         |
| 議第95号 | 消防救急デジタル無線施設整備工事請負契約の締結について  |
| 議第96号 | 市道路線の変更について                  |
| 議第97号 | 市道路線の廃止について                  |

---

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

|       |   |
|-------|---|
| 議第85号 | 山県市防災会議条例の一部を改正する条例について                   |
| 議第86号 | 山県市災害対策本部条例の一部を改正する条例について                 |
| 議第87号 | 山県市暴力団排除条例の一部を改正する条例について                  |
| 議第88号 | 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第89号 | 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について                   |
| 議第90号 | 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について                |
| 認第1号  | 平成23年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について          |
| 認第2号  | 平成23年度山県市水道事業会計決算の認定について                  |
| 議第91号 | 平成24年度山県市一般会計補正予算（第3号）                    |
| 議第92号 | 平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）              |
| 議第93号 | 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）                |
| 議第94号 | 山県市過疎地域自立促進計画の変更について                      |
| 議第95号 | 消防救急デジタル無線施設整備工事請負契約の締結について               |
| 議第96号 | 市道路線の変更について                               |
| 議第97号 | 市道路線の廃止について                               |

日程第2 委員会付託

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 議第85号 | 山県市防災会議条例の一部を改正する条例について   |
| 議第86号 | 山県市災害対策本部条例の一部を改正する条例について |

|       |   |
|-------|---|
| 議第87号 | 山県市暴力団排除条例の一部を改正する条例について                  |
| 議第88号 | 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第89号 | 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について                   |
| 議第90号 | 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について                |
| 認第1号  | 平成23年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について          |
| 認第2号  | 平成23年度山県市水道事業会計決算の認定について                  |
| 議第91号 | 平成24年度山県市一般会計補正予算（第3号）                    |
| 議第92号 | 平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）              |
| 議第93号 | 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）                |
| 議第94号 | 山県市過疎地域自立促進計画の変更について                      |
| 議第95号 | 消防救急デジタル無線施設整備工事請負契約の締結について               |
| 議第96号 | 市道路線の変更について                               |
| 議第97号 | 市道路線の廃止について                               |

○出席議員（14名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 恩田佳幸君 | 2番  | 山崎通君  |
| 3番  | 吉田茂広君 | 4番  | 上野欣也君 |
| 5番  | 石神真君  | 6番  | 杉山正樹君 |
| 7番  | 寺町知正君 | 8番  | 尾関律子君 |
| 9番  | 横山哲夫君 | 10番 | 武藤孝成君 |
| 11番 | 藤根圓六君 | 12番 | 影山春男君 |
| 13番 | 村瀬伊織君 | 14番 | 後藤利瑗君 |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

|        |        |      |       |
|--------|--------|------|-------|
| 市長     | 林宏優君   | 副市長  | 松田勲君  |
| 教育長    | 森田正男君  | 総務課長 | 船戸時夫君 |
| 企画財政課長 | 久保田裕司君 | 税務課長 | 神原義広君 |

|        |           |        |           |
|--------|-----------|--------|-----------|
| 市民環境課長 | 林 早 笑 君   | 福祉課長   | 笠 原 秀 美 君 |
| 健康介護課長 | 田 原 修 君   | 産業課長   | 谷 村 勝 美 君 |
| 建設課長   | 山 口 広 志 君 | 水道課長   | 服 部 正 己 君 |
| 国体推進課長 | 谷 端 良 夫 君 | 会計管理者  | 棚 橋 和 良 君 |
| 消防課長   | 渡 辺 晴 臣 君 | 学校教育課長 | 宮 川 誠 君   |
| 生涯学習課長 | 竹 村 勇 司 君 |        |           |

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

|      |         |    |       |
|------|---------|----|-------|
| 事務局長 | 上 野 達 也 | 書記 | 林 強 臣 |
| 書記   | 大 野 幹 根 |    |       |

---

午前10時00分開議

○議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 前回の提案説明の中で、議第81号で、住所を、「山県市おおが」とするところを「山県市おおくわ」と発言いたしました。「おおが」に訂正をお願いします。よろしくお願いします。

---

#### 日程第1 質疑

○議長（藤根圓六君） 日程第1、質疑。

質疑は、9月5日に議題となりました議第85号 山県市防災会議条例の一部を改正する条例についてから議第97号 市道路線の廃止についてまでの15議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番、横山哲夫君。

○9番（横山哲夫君） 議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1番目ですが、御訂正をお願いしたいと思います。

成果説明書71ページと書いてありますが、77ページに訂正をお願いいたします。

認第1号 平成23年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての成果説明書77ページ、林業振興費であります。

イノシシの捕獲が前年と比べて、23年度は半数以下と大変少なかったということがあります。私たちの場所ではイノシシの被害は毎年大変な被害をこうむっておるわけですが、半数に減った理由というか、要因をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（藤根圓六君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

決算の成果説明書77ページの上段の野生鳥獣被害防止助成金の捕獲・助成実績の表の中で、イノシシの捕獲数ですが、平成23年度は129頭、平成22年度が270頭で141頭の減になっており、イノシシが断トツで減になっています。

岐阜県におけるイノシシの有害捕獲数の状況を見ますと、平成23年度が4,827頭、平成22年度が7,621頭で、岐阜県においても2,794頭の減となっており、山県市と同じ現象が起こっております。

また、山県市のデータですが、以前にもこのようなイノシシの捕獲数の減が起きております。平成18年度、248頭でしたが、平成19年度、97頭と、151頭の減でありました。

減少した要因でありますけれども、定かではありませんが、よくとれた年の次の年は減少する傾向で、その後だんだんふえていくとのこと。これは、イノシシの生態に関係していることと思われ。イノシシは生後1年半で性成熟に達し、出産は年1回、平均4から5頭の子を産むとのこと。平成24年度は、平成23年度を上回る捕獲数ではないかと予想をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

○9番（横山哲夫君） ありがとうございました。

予算600万に対して551万8,000円ということでありまして、この予算にとらわれることなく、いろんな作物をつくっておみえになる方に少しでも被害を少なくするように、今後も注意してやっていただけたらというふうに思います。

続きまして、2問目の同じ認第1号の成果説明書85ページ、地籍調査事業の内容であります。高富地区が今度入ってくるということでありまして、23年度のこの事業内容には高富はまだ入っていないのか、今後の高富の予定と内容をお願いしたいと思っております。

○議長（藤根圓六君） 山口建設課長。

○建設課長（山口広志君） 御質問にお答えいたします。

議員御存じのとおり、地籍調査とは、1筆ごとの土地について、その所有者、地番、地目の調査、境界及び地籍に関する測量を行い、その結果により地図及び地籍簿を作成する作業でございます。

山県市の地籍調査につきましては、合併前の平成14年度に、美山地域で三角点の設置を行うことから事業を開始しました。同年、田栗地内水棚より順次事業を進めてまいりましたが、平成23年度までに葛原地内百瀬までの現地調査が完了して、引き続き神有地区を実施しております。また、同年には国土地理院により、高富地域寺洞において三角点と補助基準点の設置がなされております。

今後は葛原地区を継続的に実施するとともに、平成24年度より高富地域寺洞地区の地籍調査を実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

○9番（横山哲夫君） ありがとうございました。

次の同じく認第1号、成果説明書87ページ、橋梁の長寿命化修繕計画策定28橋とありますが、この内容についてお伺いをいたします。

○議長（藤根圓六君） 山口建設課長。

○建設課長（山口広志君） 御質問にお答えいたします。

本件は平成21年度から24年度の4年間にかけの橋梁長寿命化修繕計画策定に係る事業でございますので、全体計画も含めまして答弁させていただきます。

初めに、橋梁長寿命化修繕計画策定の必要性でございますが、市内の橋梁は建設後半世紀以上経過した橋梁も多く、今後、ますます高齢化する道路橋の急増に対応するとともに、修繕、かけかえに係る費用を縮減するため、予防的な修繕と計画的なかけかえへの円滑な転換を進める必要があります。

また、平成26年度以降の橋梁の修繕、かけかえの国庫補助事業採択にはこの計画が必須条件となっています。対象となる橋梁は、高富地域23橋、伊自良地域10橋、美山地域19橋の52橋を予定しております。

計画策定による効果でございますが、損傷が小さいうちに予防的補修をすることで長寿命化が図られ、致命的な損傷になった段階で事後補修を実施する場合に比べ、大幅なコスト削減が期待できます。

次に、計画策定のスケジュールでございますが、平成21年度から24年度にかけて橋梁の点検を実施しております。平成21年度に22橋、平成22年度に17橋、平成23年度に7橋を実施し、平成24年度に6橋を実施予定でございます。そして、点検のデータをもとに、点検、修繕、かけかえの計画を立て、橋梁長寿命化修繕計画策定を平成23年度から平成24年度に策定し、平成23年度実施した28橋につきましては、市のホームページにて公表しております。

それでは、御質問の28橋の内容でございますが、平成22年度までに橋梁点検が終了しております橋梁について、高富地域10橋、伊自良地域5橋、美山地域13橋の修繕計画を策定したものでございます。修繕計画といたしましては、塗装の劣化、鋼材の腐食、コンクリートのひび割れ等について、今後計画的に実施するためのものとしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

○9番（横山哲夫君） ありがとうございました。

できたらこの28橋以外の52橋の一覧表、修繕計画、今後の計画等のものがいただけたらありがたいというふうに思いますけど。

○議長（藤根圓六君） 山口建設課長。

○建設課長（山口広志君） 計画はつくってございますので、またお出ししますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

○9番（横山哲夫君） よろしく願いします。

それでは、議第91号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第3号）の16ページ、農林水産業費、林業振興費、里山林整備、それから登山道整備、住宅地周辺森林伐採等委託料についての内容と、今後の進行予定というか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） それでは、お答えいたします。

款6農林水産業費、目2の林業振興費の委託料263万3,000円の内容と進行についてお答えします。

里山林整備委託料の110万4,000円は、マツタケの産地として復活、再生させることを目的に、大桑の雉洞区が所有されております森林を約0.9ヘクタール、不要木の除去や下刈り等の森林整備を行う事業者へ委託し、マツタケ菌が繁殖しやすい環境整備を行うものでございます。

先般、雉洞の自治会長さんと私どもの担当者がこの山のほうを確認しましたところ、山頂のほうには、アカマツのほう、確認もしましたので、ここで行いたいというふうに思っております。

また、今後ですけれども、山県市と雉洞区との間で、岐阜県が定める様式に基づきまして、協定書を締結することとなっております。

続いて、登山道整備委託料の47万3,000円は、気軽に登ることのできる山として大変親しまれています舟伏山の登山道の整備と支障木の除去など、環境の保全整備を行う業者に委託し、登山者の安全の確保と景観の美化を図る目的に行うものでございます。これにつきましては、10月に入りましたら整備のほうに入りたいというふうに思っております。

続いて、住宅地周辺森林伐採委託料の105万6,000円は、住宅周辺や生活道路の市道にはみ出している枝や雑木などを高所作業車やクレーン車を使用して除去し、住民の生活環境を守るために、森林整備を行う業者に委託するものでございます。場所は佐賀の金池で、約0.2ヘクタールの環境整備を行う予定でございます。佐賀の金池の自治会長さんには事前にちょっとお話をさせていただいて、内々の承諾はいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

○9番（横山哲夫君） よくわかりました。ありがとうございました。

次に、同じく議第91号、17ページの土木費、公園費、清流の国ぎふ森林・環境基金事業の内容についてお伺いをいたします。

○議長（藤根圓六君） 山口建設課長。

○建設課長（山口広志君） 御質問にお答えいたします。

建設課が管理を行っております四国山香りの森公園の山林において「親しみのある山里づくり」と題して、遊歩道沿いの山林の景観整備を、清流の国、森林・環境基金事業により行いたいと考えております。

具体的に申し上げますと、600メートルほどの遊歩道沿いの枯れ木や不要木の除去などを行った上で、この遊歩道沿いにドウダンツツジの植栽を行うものでございます。

予算につきましては、委託料として樹木伐採等委託料、原材料としてドウダンツツジの苗代及び肥料等、消耗品として樹名板や事業のPR看板など、合計111万円を計上しております。財源としまして、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金の100万円を見込んでおります。

また、このドウダンツツジの植栽は、地域の市民の皆様でことし設立した四国山を守る会を中心とした市民の皆様にもお手伝いをいただくこととなっております。補足でございますが、四国山を守る会の会員様としては、役員32名、支持母体として高富一八会、山県市スポーツ少年団、斧田自治会となっております。

以上をもちまして答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

○9番（横山哲夫君） いや、結構です。ありがとうございました。

○議長（藤根圓六君） これで横山哲夫君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番、上野欣也君。

○4番（上野欣也君） じゃ、議長よりお許しをいただきましたので、通告書に沿って11点、お尋ねをいたします。

10点は、平成23年度決算の成果説明書の資料4—3から御質問をいたします。

36ページ、社会福祉協議会補助金、交付金2,375万5,000円、それから補助金400万円、交付金及び補助金の内訳の説明、名称変更があったということでございますので、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） では、お答えいたします。

22年度までは、社会福祉協議会に関する補助金といたしまして、人件費及び事務費の

補助という目的に実施してまいりましたが、人件費ですので人の異動等によって補助金額などに変更を来したり、細部にわたって資料の提出を求めたりといった事務もありまして、今後、社会福祉協議会の財源の安定化を図るとともにその自立性を高めることを目指しまして、市社会福祉協議会の事業が市の方針と緊密な関係を取りながら効果的な地域福祉を進めるために変更しております。

交付金につきましては、社会福祉法の中で書かれております社会福祉協議会の事業内容に従事する職員の人数分及び事務費相当ということで、職員6人分で基本額を掛けております。この基本額につきましては、山口市が人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づいて公表した前年度の普通会計予算に伴う1人当たりの給与に福利厚生関係の補正率及び資格を踏まえた補正率を乗じた金額で出させていただいております。

そのほか、活動補助金としましては、市と協議した事業に関して事業費の中の4分の3以内、上限400万といった形でお出ししております。具体的に昨年度行いました事業につきましては、要援護者台帳の管理業務事業とか、福祉推進員の設置促進事業、それから、小地域ネットワーク活動推進強化事業、それから、法人として成年後見人制について制度研究する事業、それから、ボランティア育成・活用事業、福祉機器のリサイクル事業、総合相談事業の開設事業といった事業に出しております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 次の質問に移ります。

ページ39、シルバー人材センター補助金、事業費637万4,000円の使途について、実際の歳出の内容がわかれば説明をお願いします。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） お答えします。

シルバー人材センターの昨年度の総事業費は、2億202万1,071円のうちから各種の事業費の支払い配分金や支払い材料費等、国の補助対象外となる項目を除いた補助対象経費2,072万4,786円に対して、人件費、管理費、事業費を国と同額に補助しております。

内訳、この人件費、管理費、事業費に関しての内訳でございますが、人件費が800、3、620円、管理費226万6,282円、事業費1,045万4,884円となっております。そのうちの637万4,000円を充てているという考え方です。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） ありがとうございました。

3点目に、ページ41、老人福祉施設入所者措置費生活費扶助事業の8,638万円、この内

訳です。これは個で一律の支払いになるのか、その辺をお尋ねします。あわせて、内容や施設によってその金額は異なるのかどうか、異なっておればその説明をお願いいたします。714万3,000円の不用理由と書いてあるのは間違いでございまして、これ、前年度比でございまして、もしそのあれがわかれば御説明をお願いいたします。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） この事業に関しましては養護老人ホーム入所措置費でございまして、老人福祉法に基づいて措置している事業であり、事務費は国の基準額で定められております。

減となった主な理由といたしましては、23年度中にお亡くなりになられた方、死亡された方が6名、長期入院が2名、自主退所が1名、それから、特別養護老人ホームに入所された方が1名、そのほか新たに入られた方が5名となっております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） わかりました。

次の4点目、51ページ、放課後児童健全育成事業、事業費1,072万5,000円、これは、人件費は要りませんので、人件費だけだったら説明は要りませんが、その人件費のほかに事務費とか備品とかありましたら、説明をお願いいたします。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 主に人件費と会場賃借料で、会場賃借料に関しては伊自良北の掛の公民館をお借りしている分が入っております。その費用につきましては8万4,000円ということになります。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 今後ですけど、これ、人件費だけで対応していくということですが、備品等も必要な内容があると思いますので、そういった面もぜひ考えてお願いをしたいと思います。

次の5番目の質問でございしますが、ページ68、ごみ処理事業でございしますが、これの事業実績、ちょっと私、内容がわかりませんので、分別収集委託量が335トンですか、それに対して23年度は324トンに減になっておりますけど、これが委託量としては増加しているわけですが、これの積算というのはどういうふうになっておりますか、お尋ねをいたします。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 御質問にお答えします。

分別収集量が11トン減少しているにもかかわらず、決算額が2万5,000円増加した理由でございますが、分別収集委託の内訳としまして、瓶、缶、白色トレイとペットボトルにつきましては月1回、224カ所のステーションの収集運搬を委託しており、収集した収集量、いわゆるトン数の増減があっても収集委託料に変わりはなく、平成22年度と同額の委託料でございます。

瓶の分別が648万9,000円、缶の分別収集が2,753万1,000円、ペットボトルの分別収集が1,207万1,000円、トレイの分別収集が695万5,000円、合わせて5,304万6,000円でございます。

そのほかに、白色トレイの処理費と瓶の一時保管処理などを委託しております。これに関しては、収集量に応じた額に、量に、単価契約により委託料としておりますので、この年度を比較した場合の差額といたしますのはこれに当たることになります。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） ちょっとわかりにくいところがありますが、要するに収集場所数ということが主なあれになっているという考え方でよろしいんですか。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） そのとおりでございます。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） ありがとうございました。

次に、ページ69、クリーンセンターの管理事業ですけど、前年度で比べますと6,047万、非常に減額の幅が大きいわけでございますけど、御説明をお願いいたします。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 御質問にお答えします。

クリーンセンターの施設運営管理委託料につきましては、平成21年11月に、平成36年までの15年間の長期包括委託事業としまして契約をしております。基本とする運営管理委託料を年度ごとにその中で決めております。

平成23年度の契約額は3億2,401万7,000円となっております。平成22年度は3億9,039万となっております、比べますと、その段階で6,637万3,000円の減額となります。

減額となりました主な内訳でございますが、人件費相当額が1,909万9,000円、施設備品費が4,332万7,000円でございます。

人件費につきましては、平成22年度は、稼働開始年度として事業運営に万全を期すと

ということで人員確保に努めたこと、また、施設備品につきましても、稼働開始年度に整備をいたしましたので、その分が減となりました。

また、設備、補修、点検費が246万8,000円の増額となりました。これは、設備機器の保守の補償期間、その期限が終了しましたのでその経費が有料になりました。

人件費の内訳とか備品の内訳を申し上げます。

人件費としては、エネルギーの回収のほうで1,699万1,000円、マテリアルのほうで197万6,000円、最終処分場として13万2,000円、合わせて1,909万9,000円です。

備品につきましても、エネルギーの回収施設の備品3,364万2,000円、マテリアルのほうで968万5,000円、合わせて4,332万7,000円でございます。

そのほかに、物価変動に基づく改定といたしまして、ごみの処理量に対する処理単価がエネルギー回収施設で173円の減、マテリアル推進施設で243円の減額となったこと、また、電気代が139万3,000円の減額であったことにより、合わせて6,047万の減額となりました。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 再質問します。

人件費が減になっているんですが、これ、人数はそのまま、22年度と23年度で変わらないというふうに認識してよろしいでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 人数は変わりございませんが、本社との連携をとっていただいて、いろんな人的な支援をいただきました。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） ありがとうございます。

7点目、質問いたします。

ページがまがりますのでお願いをしたいと思います。

ページ99からページ109まで、教育相談員2名、生活相談員4名、学習支援員15名、教育サポーター5名で4,682万7,000円使われております。これは違っていたら教えてほしいんですけど、国と県の補助金はないのではないかと、市の持ち出しで行っているのではないかと思います。

いずれにしましても、費用対効果といいますか、指導効果というものは上がっているのかどうか、これ、お金がかなり使っているわけでございますので、そのあたりをお尋

ねいたします。

○議長（藤根圓六君） 宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） 御質問にお答えをします。

医学的には、小学校の特に低学年では約6%の児童に発達障がい傾向が見られると言われております。そうした中、山口市でも全小中学校に発達障がい傾向のお子さんがおみえになりましたり、不登校傾向のお子さんがみえたりするわけです。

特に発達障がいにつきましては重複化が見られ、より個のニーズに応じた個別の支援が必要となっております。また、学習の理解に時間がかかり、個別に支援の必要な児童・生徒もおります。そのほかにも、けがや病気、身体的な障がいから教室移動等に介助が必要な児童・生徒もおります。

今年度からいわ桜小学校では複式学級が始まりましたが、各学年の学習内容に即して学べるよう、学習支援員が支援をしております。こうした児童・生徒にきめ細かな生活や学習の支援を行い、基礎的、基本的な力を培うために、教育相談員、生活相談員、学習支援員、教育サポーターをお願いしているところでございます。

本市では、不登校児童が平成15年に42名おりましたが、相談員等を配置していただきました20年度には26名、23年度には23名、今年度は1学期の時点ではございますけれども8名と、年々減少の傾向にあります。また、教育センターにあります適応指導教室、コスモスといいますが、その入級者も、平成22年度の10名から平成23年度は2名へと減少をしております。

また、学力につきましては、山口市が独自で行っております学習状況調査というものがございしますが、その結果につきましては、全国平均を、小学校4教科、中学校5教科、全ての教科において全国の平均点を上回っております。

生活相談員4名につきましては、週3日間、1日4時間の勤務で、いじめの問題等、個別の対応に当たっているところです。

なお、学習支援員の2名と教育サポーター1名につきましては、過疎地域自立促進特別事業というソフト事業でございしますが、これにて対応をしておりますので、御了解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 多くは市の持ち出しということでございますので、指導効果が上がるように、やはりこういった入っていただく方が本当に一人一人の子供に対して愛情を注いでやるかどうかということが一番基本だと思いますので、そういった面の研修を

きちんとやっていただいて、成果が上がるように。私がちょっと調べてみましたら、えっ、この人がという人もおりますので、いいのかなという思いもします。やはりこれだけのお金を使う以上は、きちんとした成果を上げられるように指導をお願いしたいと思っています。

次の質問に移ります。

次から3間は特別会計についてお尋ねをいたします。

131ページ、一般高額療養費の支払い、70歳未満、70歳以上の自己負担額の限度額は違うかと思いますが、3段階に分かれていると思いますけれども、区分としては一般でよろしい、幾らになっておりますかということ、それから、増減額の564万2,000円という金額でいいかとほとんど自然増はないと考えていいのではないかと思いますけれども、その辺の把握の仕方についてお尋ねをいたします。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） お答えします。

医療費が高額になったときにお支払いする高額療養費は、所得区分の一般では70歳未満の方の場合、同じ方が同じ月に同じ医療機関に支払った自己負担額が8万100円を超えた分を支給いたします。ただし、その月の医療費が26万7,000円を超えた場合は、超えた分の1%を限度額に加算します。これは3回目までで、この額を限度額としますが、4回目以降は4万4,400円を限度額とし、それを超えた分を高額療養費としてお支払いします。例えば6月からお医者さんにかかれた場合、8月までは8万100円、9月以降は4万4,400円ということになります。

70歳以上の方は、同じように、同じ人が同じ月のうちに同じ医療機関に支払った自己負担額が個人単位で外来で1万2,000円、家族単位では外来と入院を合わせて4万4,400円を自己負担限度額としております。

事業費の増減額564万2,000円につきましては、支給件数としては前年とそれほど変わりはありませんので、確実に医療費の増加ということです。平成23年度の1件当たりは6万6,606円、平成22年度は1件当たり6万5,651円です。全国的にも1件当たりの医療費が高額傾向であるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 今お聞きしますと、平成18年度から変わっていないという捉え方でよろしいでしょうか、最初の説明について。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） これは改定をしておりますので、18年ではなくて22年に保険税率を改定したときの額とっております。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 次の質問に移らせていただきます。

136ページ、国民健康保険税の課税収入状況、収納率93.95%というのは県内で見ると平均的なのかどうかお尋ねをいたします。それから、収納率を高める具体的な方策というものはとられているかどうかについてお尋ねをいたします。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） お答えします。

平成23年度の県下21市の収納率の平均は93.37%で、山州市の収納率は、93.95のこのパーセントは平均を上回るもので、順位は9番目でございます。

収納率を高める具体策につきましては、過年度分の滞納分につきましては徴収対策室のほうで対応していただいておりますので、現年度分についてお答えさせていただきます。

国民健康保険税は、1年分を10期に分けて徴収しております。各期ごとに納期限を定めており、納期限から20日間を過ぎますと督促状をお送りしております。督促状とは別に、年末や年度末にはお電話や書面にて未納のお知らせも行っております。また、新規加入者には、制度をよく御理解していただくための冊子の作成、配布を行い、また、口座振替を勧奨するほか、今後も、負担の公平化や財源確保のためにも夜間窓口などで納付相談及び指導等を行うなど、積極的に収納業務に努め、収納率を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 大変収納率を高めるために御苦勞をかけておりますけれども、平均に近いということでございますけれども、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。

138ページ、居宅介護サービス給付事業の増減額が186万1,000円、施設介護サービス給付事業が5,567万5,000円ということでございますが、居宅介護、在宅介護のほうが、政治の流れでそちらのほうへ向いているわけでございますけど、実際的には、平成24年度の金額を見ますとかなり増額になっております。一方で、施設介護サービス給付事業も増額になっておりますので、こういった流れをどういうふうにつまえていらっしゃるのか

御質問をいたします。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） 御質問にお答えをいたします。

まず、平成23年度策定いたしました平成24年度から平成26年度までを期間といたしました第5期の山口市高齢者福祉計画におきましては、居宅介護サービスで、平成24年度9億3,200万円、平成25年度10億3,800万円、平成26年度11億6,600万円と見込んでおります。また、施設介護サービスにつきましては、平成24年度7億6,700万円、平成25年度7億9,400万円、平成26年度8億2,200万円と見込んでございます。このように、事業費につきましては年々増加するというふうに見込んでおります。

要因につきましては、やはり、まず、施設であれば施設の充実が言えると思いますし、当然のことながら、高齢化がますます加速してございます。

そうした中で、要介護認定者、要支援を含みますけれども、平成23年度末では1,023人でございましたのが、平成21年度と比較しますと89人、9.5%の増加を見ております。また、平成24年、本年の7月末では1,058人となっております、124人、13.3%ほどの増加となっております。こうしたような状況からも、こうした給付事業費のほうは年々の増加傾向が続くものと見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 御答弁のとおり、大変激しい動きを示しているわけですが、高齢化が進むということと、それから政府の考えている在宅介護のほうへの移行というようなことで市民の側は非常に戸惑いがあるかと思っておりますので、大変御苦勞でございませうけど、説明等をよろしくお願いしたいと思っております。

最後の質問に移ります。

補正予算、資料の6、ページ15、児童福祉費、児童発達支援事業、障がい児通所支援給付費、予算548万4,000円、補正が218万4,000円となっておりますが、その障がい児が見込まれる内容について御説明をお願いいたします。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 当初予算作成時、ピッコロ療育センターなどの通所人員を大体33人で、月額45万7,000円で見えておりました。ことしに入りまして、4月から6月の月額平均給付費が61万7,000円になったということで、予算作成時に比べて12名ほど増加したためをお願いするものでございます。また、希望が丘学園やポッポの家など、肢体不自由児の通園施設や重症心身障がい児の通園事業費もこの中には含まれております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） ありがとうございます。質問を終わります。

○議長（藤根圓六君） これで上野欣也君の質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で11時まで休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前11時00分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 訂正をお願いしたいと思います。

先ほどの上野議員の中で人件費を「八百三千」と言いまして、「800万」の「万」が抜けておりましたので訂正をお願いいたします。

○議長（藤根圓六君） それでは、通告順位3番、尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 議長からお許しいただきましたので、通告しております4点について質問させていただきます。

最初に、資料ナンバー4—3です。成果説明書22ページの交通安全対策事業ですが、その中で交通安全のさまざまな事業があるんですが、交通安全対策用の備品購入費85万円になっていますけど、この内容について教えてください。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

備品購入費の内訳につきましては、交通安全教室用のLED式の信号機が73万5,000円と、道路反射鏡、カーブミラーのことで、が11万5,390円でございます。なお、カーブミラーの内訳につきましては、直径80センチのものが2面、直径60センチのものが1面の合計3面でございます。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） ありがとうございます。

続きまして、2つ目ですが、資料ナンバー4—2、監査委員さんの審査意見書ですけど、そちらの2ページ、審査結果の2項目めですが、平成23年度決算の中、23年度の3月31日付退職消防団員の退職報償金が含まれていたということでの、会計年度の独立の原則から考えると22年度に執行されるべきものと考えられるので、今後、執行年度を改

められたいという御意見があるんですが、この件についての経緯等、どのように考えておられるか御質問いたします。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

まず、退職消防団員の退職報償金に係る実情のほうからお話しさせていただきたいと思えます。

同報償金に関しましては、あらかじめ消防団員等公務災害補償等共済基金へ掛金をいたしておりまして、退職時に同基金からの決定通知を受けて支出手続を行っております。

例えば平成23年度末に退職された消防団員につきましては、その後、同基金の決定通知を受けまして平成24年度の予算により支出し、同基金からの収入も平成24年度の歳入として受け入れてきておるものでございます。なお、山縣市になってからはずっとこの方法により実施してきております。

なぜこうした方法にしているのかと申し上げますと、1つには、支給根拠となる勤続年数は通算されるものでございまして、同基金のほうでは個人ごとに通算して管理いたしておりますが、本市におきましては、他自治体、例えば岐阜市等の経験年数等までは把握しておらず、まずは本人申告を基本としているために、基金から補填される金額と異なることが考えられるからでございます。

また、同基金からの歳入は出納閉鎖後、先ほど申し上げました23年度退職者の歳入は24年度になるものですから、歳出と歳入の年度を同じにしたいという考え方もあるからこのようにしてまいったわけでございます。

なお、こうした執行年度の考え方につきましては一応、山縣市支出負担行為の整理区分に関する規則別表第1、それと、山縣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の第7条ただし書きの規定により執行してきたつもりではございます。

しかし、今般、監査委員からは、今後、執行年度を改められたいとの御意見をいただいたものと考えておりますので、これを真摯に受けとめさせていただきまして、早急に改善させていただく方向で調整していかなければならないものと考えております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今、考えていきたいということでもございました。

次の質問に移ります。

次は、同じ監査意見書の中の最終ページの「むすび」です。12ページです。

そちらの1のほうです。下段にあります1、施設用地の賃借料の中、算定根拠等の違

いが見られたということで引用がございます。その点についてもどのように理解しておられるのかお聞きします。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 施設用地等としてお借りいたしております賃借料の算定根拠につきましては、私の承知しておる限りのことで、まずはお話しさせていただきたいと存じます。

施設用地等としてお借りしている土地の用途でございますが、さまざまございまして、例えば公園用地、保育所の用地、公民館用地、グラウンド用地、キャンプ場用地などのほかにも、水源地の用地ですとか、防災行政無線のマストの設置するところの底地の用地ですとか、バスの停留所の用地など、さまざまなものがございます。

こうした中で、監査委員の意見書にございますように、お借りしている用地によって算定根拠等に違いがありますのは事実でございます。例えば、市の行政財産を目的外使用として貸し付ける場合の、一般的には土地台帳価格の3%という基準がございまして、そういったものですとか、通常の市価よりも高くお借りしていることはございません。それぞれ地域のために低廉な価格でお貸しただけているものと考えております。

算定根拠等の違いにつきましては、市の行政用途や地域性の違いもございまして、最も大きな要因は、お借りした時代がそれぞれに違いますので、お借りした当初からの経緯というのが最も大きな要因となっております。

そもそも賃借料は、一般的には双方の合意によって決まるものではございますが、例えば旧高富町での場合、まず、こちらの役所のほうからは、まずは統一した、例えば坪600円ということをお願いするようにしまして、それで貸していただけるということになりましたら事業を決定しようかとか、そういうようなことで、意思決定のまず最初のキックオフで坪600円というようにお話したこともございますし、例えば旧美山町の場合、これを坪200円をお願いしたりしたこともございます。中には、無償で貸してあげるよというようなところもあるのも事実でございます。そうしたことから、新市発足時、平成15年4月1日、各町村の単価を統一できないかということもございましたが、こうした歴史的な背景等も踏まえますと困難であったものでもございます。

それと、当然のことながら、土地をお借りするには相手方の御意向というものがございまして、当然、普通に考えますと、1円でも高いほうがよいというのが一般的ではございますが、中には、少しばかりの賃借料をこちらがお支払いすることによってかえって税金が高くなって手取りが減っちゃうというような場合もあるようでとか、それと、お金をいただけるのはいいけれども、扶養控除から外れちゃうから値上げしてもらって

は困るという方がおられ、さまざまな方が個別にはおられることも事実でございます。

ただ、こうしたことを踏まえつつも、監査委員からはより公正な取り扱いにすべきものと考えたとの御意見をいただいたものと考えておりますので、これを真摯に受けとめさせていただき、より公正な取り扱いとなるよう研究してまいらなければならないものと考えております。

なお、今般の監査の中で、担当職員が個々のこうした歴史的背景等も含めた個別事情を十分に認識していなかった例もあるように感じますので、来年度の当初予算案の編成をしていく中では、少なくとも賃借料決定の背景等を個別に認識するとともに、より公正な取り扱いとなるように努めていかなければならないものと考えております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） ありがとうございます。

同じく、その下の2なんですけれども、ここも土木や建築の完成検査の参考となる山口市建設工事成績評定要領等の点数作成について、作成している部署と作成していない部署が見られたということがありますが、この点についても経緯等の御説明をお願いします。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

監査委員の意見書の点数表を作成している部署としていない部署が見られたということに関しましては、平成23年度に建物改修等をした検査調書をごらんいただく中で、点数表を作成していた部署と、点数表までは作成していなかった部署があったということでございます。

岐阜県におきましては工事成績評定要領というものが定められておまして、その中で、一般土木と建築とはそれぞれに異なった考査項目別運用表というのが用意されております。本市におきましても合併時に建設工事検査要領というものを決定いたしておまして、そこでは、検査基準、評定基準や評定項目のほかに工事成績表といった様式も定めておりますが、これらは一般土木工事を想定したものと考えておまして、建築工事には、若干、いささか適していないものとも考えられます。

そうした中で、今般、点数表を作成していた部署につきましてはこの一般土木工事にものを応用して作成していたのに対しまして、点数表まで作成していなかった部署につきましてはこれを応用はできないものと考えておりましたために、点数表の作成の有無が発生していたものと考えております。

また、全庁的に対応を統一すべきという監査委員の御意見に関しましては、こうした作成の有無を統一すべきということではございますが、もう一つの意味があるものと認識いたしております。それは、点数表の点数のつけ方そのものの基準だというふうに認識いたしております。

そこで、今後は、建築工事の場合の点数表のあり方をどうするかを含め、点数のつけ方の講習会ですとか勉強会などを実施するなどして、全庁的に統一した対応ができる体制に努めてまいらなければならないものと考えております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位4番、寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、通告に従ってお尋ねします。

まず最初に、議案書の23ページですけど、資料1、議第90号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議についてという議案です。

これは、補正予算、議第91号の13ページに住民基本台帳関係の予算があって、若干それとの関係もあるかと思いますが、私のお尋ねしたいのは、基本的にはこの協議する案件の事業そのものについてということここでお聞きします。

この協議の中身や今後の展望とか関係する費用、特に将来的なものについての懸念がありますのでお聞きします。

まずは、従来、単独で各自治体が行っていたものが、複数の自治体が共同化すれば経費的なメリットがあるというふうな理解でよいのかということですね。

それから、山県市の戸籍のシステムというのは、通告では「〇社」という、わからないようにしましたが、私の記憶ではゼロックスの関係だと思っているんですが、それで、ゼロックスならゼロックスと会社名を、情報公開で出てきますから答えていただいたらいいし、違うなら違うところのどこどこですと答えていただくとして、そういう会社の関係だと思うんですが、県内の各自治体の戸籍の事務に関しては私の認識から考えるとここが多いと思うんですけども、同社を利用している自治体の数、それから、じゃ、岐阜県内の自治体全体の中でそれはどれくらいの比率を占めているのか、いわば占有率、それから、じゃ、同社が管轄している、管理しているところの自治体の人口の数、いわば岐阜県民のうちどれくらいの人口をフォローしているのかということ、そこをお聞きしたい。

それから、複数にしていくということのメリットがあるとすれば、将来的には、今回3つという提案だと思うんですけど、県内の多くの自治体が1つのこのシステムに入る

可能性というのはあってもおかしくないと素朴に考えます。今後をどのように展望して3つの自治体の協議が進んでいるのかというところをお尋ねします。

それから、戸籍のデータ管理というのは、この事務は、従来は、現在も、各自治体の中でいわば閉じている状態で進められているというふうに理解していますが、共同化ということになると、ある自治体の職員というのは他の自治体の戸籍のデータを閲覧したり、見たりできるようになるのかということ、あるいは違うのかということですね。

それから、データを3つの自治体それぞれから1つのところに送るといことなわけですが、そのときに非常にセキュリティーの問題というのが常に伴うと思うんですけども、例えばどちらも、送るほうも受けるほうも、そういう関係で暗号化など強いセキュリティーをかけるということが非常に近道ではないかと私は考えるわけですが、現在の進めぐあいはどういうふうに想定しておるのでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 御質問にお答えします。

最初に、従来の単独から複数の自治体と共同利用による経済的なメリットでございますが、単独一括購入による戸籍システムのリプレース、入れかえを行う場合、平成24年度予算で、システムサーバーが752万9,000円、システム構築費が1,113万と、住基データ連携ソフトが280万、合わせて2,026万5,000円が、当初、初期の設備費として必要です。平成25年度からはシステム保守料が年間で378万、戸籍ソフトの使用料が年額で327万6,000円が、合わせて706万、平成29年までの5年間のトータルで5,060万ほどの経費を要します。

戸籍システムを共同利用した場合には、メインサーバー及びバックアップサーバー等を3市で利用する、また、システム保守料とソフト使用料を3市で分担することから、24年度は1カ月分の127万7,000円、25年度からは年間約800万、ほとんどはソフトの利用料等になります。5年間で4,066万円ほどの経費となりますので、5年間で約1,500万円ほどの経費の削減が見込まれます。

戸籍システムに関しましては、県内の42市町村のうち39市町村が当市と同じメーカー、富士ゼロックスの戸籍システムを使用しており、県内の占有率は92.9%、当該管内住民数は24年8月現在で約21万5,300人、各務原市が14万9,459、下呂市が3万6,318、当市が2万9,586です。県全体で206万6,000でいきますと、10.4%が共同利用を行うこととなります。

こうした委託事務による戸籍システムの共同利用は、平成14年1月より法務省のほうで認容されており、北海道とか岡山、佐賀県など、全国で7件の先例があり、県下では

今回、3市による共同利用が初めてございます。

次に、共同利用による将来的な県内の可能性と、3市による今後の展望でございますが、同じ戸籍システムを使用し、また、更新年度が同じ時期であれば、次期の更新時に賛同していただけたらと思っております。また、中途での参加はできないことはないのですが、その点は各市町村の御判断かと考えております。

次に、共同化による他の自治体の戸籍データを閲覧できるのかどうか、また、戸籍データの発信と受信について、暗号化など強力なセキュリティーをかけ、安全への近道をとのことでございますが、今回の戸籍総合システムの構築は、現在のように、ウィンドウズのネットワーク上に個別に、ユーザー、パスワード、権限設定を必要とする基本的な戸籍ワークグループ構成という環境から、ネットワーク上の個々のユーザーにアカウント情報を一元的に管理し、それぞれのユーザーに対し認証やアクセスの許可が行えるという戸籍ドメインを構築します。戸籍ドメインとは、ネットワークの単位であると御理解いただければと考えております。

各市ごとに独立した領域を確保しまして、相互に他市の戸籍記録にアクセスすることのできない機能、ルーターを接続しますので、他市の戸籍記録を見ることも、各務原市さん、下呂市さんの戸籍を山県市の職員が見ることは絶対にできません。ルーターを3市を結ぶネットワーク構築に使用するものですが、暗号化とネットワークを分離する機器でございます。それを県の情報スーパーハイウェイに接続しまして、より一層のセキュリティーが強化された環境で山県市の戸籍を管理することとなります。

最後に、協議の内容でございますが、今回議題で上げさせていただいて、この事務委託の規約3条の2及び3項にあります委託市が負担する経費の額及び支払いの時期、また、規約案の第9条によります戸籍事務を処理するための電子情報処理装置の設備及び管理要領などを今後協議することとしております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、再質問します。

セキュリティーの問題はないという趣旨だったかと思うんですが、1つ、今のウィンドウズ上でということだったですよ。一般にこの世界では、ウィンドウズというのは非常にセキュリティーが甘い、だけれども、全国の自治体でウィンドウズを使っているところが一番多いということのそもそもの問題点が従来から指摘されているんですが、そのあたりの懸念についてはどのように説明されますか。

もう一点ですけど、それから、富士ゼロックスが、山県市が従来から利用していて、

当然、今回の3市もそうだと思うんですけども、県内のゼロックスの占有率が現在92.9%、各自治体が独立して契約をしているという状況だと思うんですけども、先ほどお答えにもあったように、同じソフトを利用し、更新時期が来れば一緒になることはできるでしょうという趣旨ですね。

そうすると、いずれ、数年ではない、もう少し先かもしれないけど、ゼロックスが県内をほぼ占有してしまう、80%、90%という可能性を心配します。なぜかという、寡占状態になると、そのときにゼロックス側が、どこの会社でもそうですけど、価格がこれだけ高いんですよと、上がりますよとか言ってくると、もう他に移ることが絶対できない状況になっちゃっているわけですね。その辺を非常に心配しています。

これはどんなシステムでもそうなんですけれども、そのあたりのことについて、参加団体がふえていくほどに占有率、寡占率が高くなっていく、そのことは、いずれ高い委託料なり修理費なり代金を請求される可能性があるのではないかと懸念するんですが、そのあたりはどんな議論をされているんでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） まず、ネットワーク上、ウィンドウズのネットワークに関しましては、先ほどちょっと説明させていただいたように、今のネットワークは、ウィンドウズを使ってネットワークをグループとして使っているという状態で、それを、今度の戸籍ドメイン、いわゆるネットワークの1つを自分たちで持つということでございます。

それから、今後、他市が更新時期に、今回の3市共同とともに共同参加するということに対すること、今の1社への心配でございますが、そこら辺の部分は今後の課題ではありますが、3市、そこら辺の部分も含めて協議してまいりたいと思います。今の段階ではそこら辺の部分ははかりかねますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、市長にお尋ねしますけど、今は事務レベルで3つの自治体の担当者が協議して進めていると思うんですが、名目上、いずれ協議は各首長が行うということです。そのときに、先ほどゼロックスの占有率がほぼ県内をいずれ席卷してしまうんじゃないかと心配を申し上げましたけど、各自治体のトップがきちっとその認識を持ってゼロックスにちゃんと、価格をずっと抑えなさいよと、そのことによって拡大もできるんだしということを強く最初から指摘しておく必要があると思うんですが、市長にはそのような認識はあるんでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） まず、今の担当課長がそういったことについてはこれからの課題と申しましたが、ちょうどこととして機械を新しくするわけですが、このときに、今がもうそういう状況に陥っています。富士ゼロックスからほかのメーカーにするには、システムだけの問題ではなしに、当初の、一番最初の入力に1,000万円以上かかるということを知っておりますので、ということでございますので、その認識につきましては私も十分認識しておりますので、いわゆる機械を買う、そして入力をする、そういった一般的な市場価格を損なわないような、これから5年先におきましても十分そういった認識を持っておりますので、御指摘のような考え方というか、十分この点につきましても、3市のそれぞれ首長が認識をしまして、安く抑えなければいけないという認識はそれぞれに持ってしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤根圓六君） 寺町君、質問をかえてください。

○7番（寺町知正君） では、通告の次に行きますけど、議第91号の補正予算ですけれども、資料の6の補正予算書の11ページですけれども、総務費の総務管理費、財産管理費ということで、一応総務課ということで旧大桑保育園の測量委託というのが出ていますが、これは一部資料もいただいておりますけれども、単なる測量事業だけではなくて、この保育園の土地を他に売買するための単なる測量だけであつて、全体事業がありきなんですよね。そういう意味で、この議場の場で市長にお聞きしたいということです。

一応、委託料自体は、非常に少ないとは言つたらあれですけど、52万4,000円ですね。いずれ来る土地を売買するということで、いただいた資料では来年2月ごろというふうですが、その価格は当然想定されていると思うんですが、それは幾らというイメージで進んでいく事業なのかということ、それから、資料の中では国や県への返還金が生ずるととれる表がありますが、その理由とか経緯、あるいはその金額、これはどのようなようでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、全体の事業の説明ということでございますけれども、大桑保育園を大桜保育園にいたしまして、いわゆる保育園を統合する段階で、地元の方といろいろ御説明やら協議をしましてまいりました。

そういった段階で、大桑地域の方の保育所の統合当時の要望といたしましては、跡地利用につきましては、特に地元の子供たちの利用できるような、また、ほかにも地元の方が中心になって地域の利用できるような施設をとつてという御要望が保育所の統合の段

階でございました。そして、統合が行われまして、ここ1年間、地元の自治会等と協議をしてまいりました。その中でも、そういった地域の方の利用施設という御要望がございました。

そういった過程を踏まえまして、今回、旧大桑保育所の処分をするわけでございますけれども、まず、売買契約は来年の2月ごろという、以前に説明をしていたかと思いますが、この価格の決定につきましては、現在、不動産鑑定を行いまして、3,000万強の不動産鑑定価格が出ております。

今後におきましては、相手の事業者とそれを下回ることのない価格で、適正な価格で決定をしたいということを思っております。正確には、これから相手の事業者といわゆる契約をするわけでございますので、不動産鑑定価格につきましては、契約後、契約金額ですとか鑑定価格は公表させていただきたいと思えます。

それから、国へ返還が生ずるということでございますけれども、今回、あの施設は保育所の施設といたしまして補助金をいただいて建設しておりまして、有償で譲渡する場合には国へ返還しなければいけないというルールがございまして、そのルールの計算式といたしましては処分価格掛ける総事業費分の補助金の合計額ということで、おおむね400万円弱の金額を、国への返還金額でございますが、予定しております。

そして、そういったことによりまして、今回、財産管理の委託料ということで見ておりますが、これは、処分するに当たりまして、現況と今の用地が少し違っておりまして、多分従来、かつて道路を拡幅されて、拡幅分が分筆されないで現況のままの地形になっておりますので、今回しっかり測量いたしまして、分筆をして売り渡しをしようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 再質問しますけれども、一応、今、鑑定でおよそ3,000万円ほどということで、それを下回らないようにということが想定されているということでしたが、すると半端な額じゃなくて、社会福祉法人が想定されるということですが、相手にそれを、そのお金を、3,000万円なりそれ以上のお金を出して取得するだけの資力があるのかどうか、そこは十分な協議がされているのか、最終的に、いや、ちょっと無理ですというふうにいった場合にこの土地はどうなるのかということの関連もありますので、いかがでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 相手の法人とは、向こうからの申し出もございまして、そういつ

た金額の調整はさせていただいておりまして、十分取得される経営の内容でございます。  
ただいま申し上げましたような金額で所得していただける経営の内容でございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、3,000万円の資力があってということでしたが、じゃ、伴って生ずる補助金の返還、およそ400万円ほどという予測があるということでしたけど、これについては、譲渡する、いわば物件に乗せていく形で相手方にその分を負担してもらおうというのも1つの考え方だと思うんですが、先ほどの市長の説明は、別に一般会計から市が返還をするということなのか、あるいは相手方に、市に譲渡によって生ずる返還金も見てくださいというふうに言うつもりはないのか、どちらでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） ただいま御指摘いただきました返還金の譲渡価格への上乗せの分につきましては想定していませんでしたが、今後、相手方との協議の中でそういったことも考慮しながら進めていきたいと思えます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 資力が十分あるということでしたので、それはやっぱりかつかつのところということなら無理だと思うんですが、十分に資力でいってもいいのかなと思えますが、検討してください。

次ですけれども、議第91号、同じ補正予算の15ページですけれども、15ページの下のところ、衛生費の保健衛生費、地域保健費というところで、地域保健ということで補助金というのが、2つの項目が上がっています。これ、それぞれ補助をするということになった経緯というのはどのようなのでしょうか。それから、そのようになった背景には、市が積極的に各機関に働きかけたから、こういった、例えば国、県の支出金ですか、それが出るようになったとか、あるいは、どこか他のところの働きかけでこのような方向になったのかということ、いかがでしょうか。

それと、通告に書いていないんですけど、この下段のところですけど、下段の補助金は医療費の確保の運営補助金という名目になっていて、上とは明確に峻別されているわけですけど、非常に額が大きいんですね、補正の額としては。当初予算ではなくて補正でこんなに大きな額が出てくる理由というのともあわせて説明してください。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） それでは、御質問にお答えをいたします。

それぞれにということでございますので、まず、補正の上段でございます地域医療確保事業補助金1,250万につきましてでございますけれども、これにつきましては、まず経

緯でございますけれども、当該補助金につきましては、岐阜保健所のほうより平成23年11月28日付で、地域の特性に応じた地域医療確保対策の予定事業の調査依頼というものが来しました。

それを受けまして、事業概要が公的病院が実施する事業への補助事業も該当することから、12月9日付で岐北厚生病院宛てに事業照会を行っております。岐北厚生病院からは12月19日付にて該当事業の報告を受けまして、年末、12月26日に岐阜保健所宛てに事業調査報告をしております。

そして、以後、本年2月6日に、岐阜保健所の総務課のほうからお電話により、これは内々示という形で御連絡を受けました。本年6月6日付で岐阜保健所より内示及び補助金交付申請の通知を受けまして、6月11日付にて交付申請を行ったところでございます。

次に、当該補助金について少し触れますと、平成23年度から平成25年度までを期間とした新たな岐阜県地域医療再生計画に基づく補助金で、原資は国の地域医療再生臨時特例交付金を活用した岐阜県の地域医療再生臨時特例基金でございます。

さて、御質問でございます市が積極的に動いたからの県支出金でございますが、どうかというような御質問でございますけれども、岐北厚生病院につきましては、御承知のように山県市における基幹病院でもあり、これまでも地域医療に尽力されてきております。しかしながら、医師不足などの問題もあり、非常に大変な状況であるというようなお話もございます。そうした中で、こうした補助金を有効に活用すべきと考え補助金の交付申請を行ったところでありまして、特に外部等々から働きがあったとか、そういうことではございません。

次に、下の段の救急医療確保運営補助金につきましてでございますけれども、この補助に至った経緯でございますが、これにつきましては、本年の6月19日に岐阜県の厚生連の企画管理部の方と岐北厚生病院事務長が来庁されまして、救急医療に対しての特別交付税措置の要件につきまして緩和され、岐北厚生病院も、その救急医療に対する病床の関係でございますが、交付税の対象になる旨の御説明とともに、当該病院では夜間及び休日救急医療に対するため常勤医師を1人病院に配置し、緊急対応策として在宅待機の医師を1人配置するなど、対策をいろいろとしてみえるということでございました。そうした運営費等々の関係もございまして、こうした制度を活用していただけないかとの御要望でありました。

これらを含めまして検討を行いまして、当該病院は、先ほども言いましたように、当市におきましては重要な基幹病院であるとともに、また、市内唯一の二次救急病院とい

たしましての今後のさらなるそういった体制強化のためにも、こうした特別交付税の措置が受けられる補助金を活用しようとするものでございます。

なお、本年8月6日には財政担当課とヒアリングを行いまして、最終的にはほかの補正予算もそうでございますけれども、市長の裁定を受け、今回上程をさせていただいたものでございまして、特に当該病院からの要望以外、特段、外部からいろんなお話があったとか、そういったものではございませんのでよろしく願いいたします。

それで、先ほど経緯の中でもお話ししましたように、なぜこの時期の補正対応かといえますと、当然、今、救急のこの関係につきましては年度途中に発生した事案、それから、さきに申し上げました地域医療の関係につきましては、最終の内示を受けましてということで、今回、補正に上げさせていただくということにいたしております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 経過は大体わかりましたが、今の説明の中で、あるいは以前受けた説明も含めて、ある程度施設的な部分に対する補助もあるんですが、運営費とか人件費とか、日常的に、ある種消耗的に出ていく分に対する補助もあるというふうに、今、受けとめたわけですけれども、そうすると、この補助金というのは単年度なのか、継続して今後も同じぐらい、あるいは額が減るとしても出ていくのか、そのあたりはどうなんでしょうか。特に運営費とか人件費とかの消耗的な部分について。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） 再質問にお答えいたします。

まず、上段の地域医療確保事業補助金でございますけれども、これは23年度からあれですから、24、25、25年で一応期限が決められておりますので、ここで一応ストップいたします。私どももそういった原資がございませんので、岐北厚生病院さんとしては今後の計画もあろうかと思いますが、現在のところですが、市としては今のところ考えておりません。

それから、後段の救急医療確保運営補助金でございますが、これは予算の説明のところにもあったと思いますけれども、先ほども言いましたが、特別交付税の措置がされるものでございまして、3月31日の状況をもちまして、その次年度の特別交付税に反映されてまいります。

こういった措置が継続されるのであれば、やはりこういった二次救急医療とか今後の再開等々があった場合に、やはり山県市としましては重要な基幹病院であるということも認識しまして、継続をしていくべきと今のところ私どもは考えております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 特別交付税が前提でということは、それが認められなかったらもう出さないのということが当然出てくるわけですが、その認識でいいのかということと、じゃ、そもそも補助金がなくてもこの事業って厚生連は進めたのかな、あるいは補助金があれば諦めたのかなというところがそもそも疑問として出るんですよね、補助金であるがゆえにね。そのあたりはどうなんでしょう。山口市がもう今回は認めるとして、もう単年度ですよということ、下段のほうについてもなった場合に、事業は突然中止になる、変更になる、そのあたりはどう理解されておるんでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） まず、1点目の特交の措置がなくなったらどうするかということですが、御承知のように、非常に厳しい財政状況がございます。当然、五千何がしの予算を、経費を、何も原資がなしでは、到底現在の状況では大変かと思えます。しかしながら、それは今後、例えばそれは五千何がしであるか、その3分の1であるか、ゼロになるか、そこはまた今後の検討課題だというふうに考えております。

それから、2点目の件でございますけれども、ごめんなさい、2点目、何やったっけ。

〔「補助がなくてもそもそもやっていけるんでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○健康介護課長（田原 修君） 補助がなくても厚生病院がやっていけるかどうかということですが、今現在、休日・夜間の関係で5床持っております、救急ベッドを。実際に救急車と、それから救急車を利用しないで緊急入院される方、大体5人程度いらっしゃるということです、現在のところで。それにどのように対応されていくかということは今のところ私のほうも岐北厚生病院さんに確認しておりませんので、何とも今、御回答というか御返答ができない状況でございます。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町君、質問をかえてください。

○7番（寺町知正君） では、次に行きますけど、同じく91号の補正予算で予算書の16ページですけど、一番上のところ、衛生費の保健衛生費、環境衛生費ということで、委託料の河川支障木伐採等委託料99万7,000円というのがあるわけですけど、これは説明というか、ここにも書いてある国体の関係ですね。景観保持が目的とも聞くわけですが、そういった理解でいいのでしょうか。具体的にどういう景観を保持しようという趣旨なのかということですね。

それと、国体というのは、山口市の場合2つの場所・施設関連ですけれども、そうい

った施設や山縣市との競技との関係、あるいは位置関係、ここはどのように理解したらいいのでしょうか。それから、この河川支障木を処理するということが国体の事業遂行にどの程度の必要性があるのかということをはっきりと明らかにしていただきたい。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） お答えします。

河川支障木伐採委託費の99万7,000円は、森林・環境税を活用し、県の清流の国ぎふ森林・環境基金事業の市町村提案として平成24年6月に採択された事業で、それに係る経費として計上させていただきましたので、国体にかかわる事業ではございません。

次に、景観保持の目的かどうかとのことですが、事業予定地は景勝地として知られず瀬見峡があり、溪流釣りの釣り場が多い神崎川流域で、波及効果として景観へのイメージアップにはつながりますが、第一に危険箇所の支障木の伐採を目的に、河川環境の保全と地域住民との協働による河川清掃を行うものでございます。また、事業の採択に当たりまして、県とのヒアリングの中で、景観のみの支障木の伐採は行わないとしております。

次に、国体施設や競技との位置関係と国体の事業遂行にどの程度の必要性がとのことですが、これも先ほど申し上げましたように、森林環境保全のための事業でございますので、国体との位置関係や事業遂行とは関係ないということをお断りさせていただきます。

以上とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 国体とは関係ないということで、一応タイトルに「清流の国ぎふ」とあって、そういった国体関係でいろんなお金がこのところ何年か来ていますので、済みません、私の錯覚もありました。

説明は十分わかりましたので、次に行きます。

通告で、同じく議第91号の補正予算、19ページですけど、ここの下段のほう、教育費の中学校費、学校管理費というところで、中学校管理、光熱水費というのが163万3,000円ですか、出ていますけれども、この非常に大きな額が補正の今の段階で出てくる理由や事情ということはどうでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） 御質問にお答えします。

今回の光熱費の補正をいたしました理由は2点ございます。

1点目でございますが、前年度の使用量が今年度5月末に確定したことに伴い、今年

度の使用量を前年度実績に合わせて見直したことが1点でございます。

もう一点でございますが、高富中学校と美山中学校は、バルクタイプと申しまして、タンク車で直接LPガスを供給すると、そういう方法をとっておるわけでございますが、その契約単価が原油高騰の影響を受けて変更したことによります。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 2点あるということで、前年度実績が5月に確定ということでしたけど、これは、じゃ、毎年同じような形で、当初予算である程度見ておきながら、5月ごろに確定して補正をするということ、毎年なのかということと、じゃ、5月なら6月に補正できたんじゃないかなということは今聞いて思ったんですが、その点、いかがでしょうかということと、単価契約というのは非常に変動して一長一短あるということがよく言われているんですけど、これは、教育委員会関係は全て変動する単価契約なんでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） まず、最後の質問でございますけれども、このLPガスにつきましては、契約の時点で変更契約期間内にLPガス価格の高騰に伴う緩和策などで納入価格が値上がりもしくは値下がりした場合は、発注者・受注者協議の上決定するという、そういう契約を結んでおることによります。

それから、今年度当初の予算では平成21年度と22年度の実績に基づいて使用量を決定いたしましたので、実際、23年度は、1年度、2年度よりもかなり大幅の量を使用していたということがございまして、今年度の補正で上げさせていただきました。

6月でございますが、正式にここら辺の数値が今回確定しましたので、今回上げさせていただきますというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、今の答弁で、LPガスの契約で変動があった場合に、上がったったり下がったりした場合に、相互の協議で決まるということでしたが、そのときって教育委員会は、業者側からこれだけ上がったから上げてくださいと来たら、はい、そうですかとなるのか、あるいは、業者が下がったときはちょっと黙っていたらそのままいくわけですが、そのあたりってきちっと相場を精査の上、業者と対応されているのかということと、今、どこの自治体も厳しく業者に臨むということ、向こうは承知しているわけですから、その辺の基本姿勢はどうなんでしょうね。厳しく臨んでいるのかという

ことと、確認ですね、他の。

○議長（藤根圓六君） 宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） 御質問にお答えをします。

L P ガスの供給の仕方というのが、今話しましたようなタンク車による直接の供給のものと、もう一つ、シリンダータイプといいまして、家庭用で使うようなボンベタイプのものでございます。今回もシリンダータイプのものにつきましては、値上げについて教育委員会としては同意をしなかったという実情がございましてというところで、御質問いただきましたように、価格については精査をしながら行っているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町君、質問をかえてください。

○7番（寺町知正君） では、次ですけど、同じく議第91号の補正予算20ページですけれども、20ページの下段で教育費の文化施設費というところ、一番下の委託料で、音響照明の委託料、駐車場の警備委託料、これが30万と1万4,000円というふうにそれぞれ出てくるわけですが、9月に補正される事情や背景を説明してください。

○議長（藤根圓六君） 竹村生涯学習課長。

○生涯学習課長（竹村勇司君） 今回の補正につきましては、市のほうにつきまして、音楽やダンスの一流のアーティストを招きまして学校へ派遣するアウトリーチ事業を市として積極的に展開しております。これにつきましては、全国的にも先進的な活動であるというふうに考えております。

今回、財団法人地域創造より、音楽活性化市町村連携モデル事業のモデル団体として事業を実施してもらえないかということが、本年2月に打診がございました。それを受けまして、この事業につきましては連携モデル事業ということで、他の市町村と連携して事業を行った場合について、いわゆる演奏家を派遣しますという事業でございます。

そのため、他の市町村と、どこと連携をするかという調整も必要でございました。そして、連携の調整をした結果、今回は揖斐川町と連携をして、アウトリーチの受け入れ学校につきましては梅原小、桜尾小、揖斐川町につきましては谷汲小という案が決定いたしました。そして、申請をいたしまして、本年8月3日に内定の通知が地域創造より参りましたので、今回、補正として計上をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今のような経過で新規の事業が途中に出てきたという理解ですね。

では、次に行きます。

決算ですけど、認の第1号、一般会計の決算ということで、まず、全般的なことからお伺いしますけれども、通告では、経常収支とか、そういった比率については市長にお聞きしたかったけれども、というのは市全体のことでですから、一応担当が企画財政ということで委員会でやるようにというようなことで振り分けられて、ここでは省きます。

次に、もう一つ全般ということで、成果説明の1ページというところに関連してですけども、1ページの下のほうに一応財政指標等があります。こういった関連、それから……。ああ、ごめんなさい。これ、委員会のほうですね。

監査委員が、12ページで賃借料ということの算定根拠の違いが見られたというふうに述べていて、先ほど他の議員の質疑で一応担当課の説明はありましたが、そのときに企画財政課長が私の把握している限りはという趣旨の注釈をつけられましたので、じゃ、山口市全体では先ほどの答弁で全体がフォローされているのかどうかということ、それから、損害が生じていたという可能性があるのかどうか、そのあたり、一応市長に通告してありますので、答弁を用意されているなら、重複する部分は結構ですから、いかがでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 先ほどの賃借料の算定の根拠の違いですとか、場所とか経緯とか、そういったことにつきましては、企画財政課長が先ほど御説明をさせていただいたとおりでございます。

ただ、あの中で600円と200円という数字がございました。これは月ではなく年間でございますのでお願いしたいと思います。そして、そういった安価な単価でお借りをしているということでございます。そして、今の条例に违背することはということでございますけれども、こうしたことが法令とか条例に违背することはないものと考えておりますし、また、総じて安い単価でお借りしているものでございますので市の損害額はないものと考えておりますし、また、相手方も同意していただいておりますので、損害という、そういった考えはないものと考えております。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、もうこれ、市長か担当課長かわからないですけど、監査委員がこういう意見をつけるということは、監査委員の指摘があったときにこれこれこうですよという先ほどのような説明なり市としての釈明をしなかったから、あえて書類的に監査委員が意見をつけたんだらうと思うんですが、外から見て、そのやりとりでちゃんと解決していれば監査委員はあえてこんな意見をつけることはせずに監査の段階

で解決したのではないかというふうに思うんですが、そのあたりはどうなんですか。指摘されたときに答えが出ずに、そのまま監査委員の疑問が続いたので意見書となった、その後、きょうのような答弁が出てきたというふうなのか、そこで説明をしたけど監査委員は納得していないからこういう意見をつけたのか、どちらかだと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 済みません、お答えいたします。

先ほど若干触れさせていただいたんですが、監査の中でも御説明はいたしました。

ただ、先ほど申し上げましたが、担当部局のそれぞれの職員が個々のどうしてそのようになったかという歴史的な経緯等を十分認識していなかった例がございまして、それをきちんと監査委員の方に説明できなくて、そういったものをもうちょっと情報管理をしっかりすべきじゃないかということも踏まえまして御指摘いただいたものだというふうに認識いたしております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、次の質問に行きます。

同じく決算ですが、認の第1号、一般会計、まず、全般ということで、先ほどの監査委員がやはり意見書をつけているということで、建設工事のこと、点数のこと、これも一応答弁がありました。一応私は市長に、どこでどういう問題があったか全く存じていませんので、とりあえず全体を把握している市長に通告をしました。先ほどの企画財政課長を補う、あるいは答えがなかった部分の答弁を用意されているのならお答えいただきたい。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 先ほど企画財政課長が答弁させていただいたとおりでもございますが、ただ、あの中で、十分な点数表に対する担当職員の認識がなかった、統一的な見解での点数をつけるという、そういった認識が薄いのも事実でございましたし、私も建築に関してそういった制度があるということも知らなかったわけでございますが、今後におきましては来年に向けましてしっかりとした検査制度の体制をつくっていきたいと思っております。

○議長（藤根圓六君） 暫時休憩をします。

寺町君、次のやね。

○7番（寺町知正君） はい、そうです。

○議長（藤根圓六君） ちょっと5分ぐらいトイレ休憩をして、引き続いて議会を続行しますのでお願いします。12時5分から開始します。

午前11時59分休憩

午後0時05分再開

○議長（藤根圓六君） 会議を再開します。

質問者、寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、決算のほうですけど、認第1号、一般会計の決算ということで成果説明の30ページ、款総務費、項徴税費ということで賦課徴収費というのがあります。ここで、下の表のところ、市税の収納率、不納欠損額の一覧表というところがありますが、ここを見ていて、過年度分についての不納欠損が前年より大幅に増加しているというふうに数字が出ています。その背景や理由は何かということ、あるいは、じゃ、今年度はどういうふうに見込んだらいいのかですね。大幅にふえたから今年度はもっとふえるの、あるいは同じぐらいということが心配になります。

それから、現年度分の収納率の向上というのは、職員の努力の結果と捉えてよいのか、あるいは納税者のほうの懐の状況がよくなったという社会状況の反映なのか、どういうふうに捉えたらいいんでしょうか。それと、過年度分の収納率の低下というのがあるわけですが、これはどのように分析されているんでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 神原税務課長。

○税務課長（神原義広君） 御質問にお答えいたします。

過年度分の不納欠損が前年度より大幅に増加したことについての1つ目の、その背景や理由は何かということですが、市民税の不納欠損で申し上げますと、不納欠損総額の約60%、300万円ほどが、過年度に業務不振により会社が倒産し、破産事件が終了した法人に係る法人市民税及び特別徴収分でございます。これまでも、個々の事案につきまして十分な調査を行うとともに、破産管財人に対し交付要求等を行ってまいりましたが、最終的に債権回収が不能となりました。また、そのほかについては、死亡、相続人の不存在、居所不明、出国、無財産のための徴収不能のものでございます。

次に、固定資産税の不納欠損につきましては、市税と同じく倒産及び破産事件が終了した法人に係る固定資産税でございまして、不納欠損総額の約86%、1,715万円ほどを占めております。そのうちの2法人の合計が1,438万円となっております。不納欠損額が大幅に増加した要因となっております。そのほかについては、無財産、死亡の相続人不存在、居所不明、資産がなく徴収不能のものでございます。

次に、軽自動車税の不納欠損につきましては、倒産・破産事件が終了した法人所有物件や、既に自動車等が滅失したものがあり、再三にわたり廃車手続や納税指導を行ってまいりましたが、徴収権の消滅により不納欠損処理をしたものでございます。

1点目の2つ目ですが、今年度の見込みはどのようなかという御質問でございますが、滞納繰越しについての税の債権回収について調査等を継続的に実施し、積極的に徴収に努力してまいりたいと思っておりますが、有効な徴収手段をとり得ないもの、また、交付要求を行っても無配当の結果が出たもの、破産事件が終了した事案もございまして、不納欠損額につきましては極力少なくなるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、現年度分の徴収率の向上は職員の努力の結果と捉えてよいかとの御質問でございますが、通常の督促状に加えまして、電話による早期納付の催促や、年度末に未納者の方に再度催告書を送付し、収納率の向上に努めました。また、その他には、平成23年度から始めましたコンビニ収納により、納税者の利便性の確保が収納率にあらわれたものと考えております。

次に、過年度分の収納率の低下はどのように分析するのかの御質問でございますが、議員が言われるとおり、過年度分の徴収率は合計で1.2ポイントの減でございます。過年度分につきましては、徴収対策室におきまして、市民税と国民健康保険税の徴収を同時に行っております。

大変申しわけございませんが、資料ナンバー4―3の成果説明書の136ページ、上段の国民健康保険税課税収入状況の滞納繰越し分の収入額を見ていただきますと、平成22年度分が4,628万4,097円の収入に対しまして、平成23年度分は6,289万5,384円で、1,661万1,287円の増収になっております。そして、5.99ポイントの増加となっております。したがって、市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の過年度分の収納の全体では1.95ポイントの増収になりますので、御理解をいただきたいと思っております。

今後におきましても、税の公平性の観点から収納率の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、再質問しますけど、今の市民税のところでは法人市民税がある程度のウエートがあるというようなこととか、特に固定資産では86%で、しかも、全体のうち2法人ですか、ここが1,400万ほどを占めているということでしたが、どうも倒産した関係というふうにも聞き取れますが、そういった情報というのは裁判所でも公にされるわけですし、具体的にその2法人とはどこで、どのような理由でこの年度に不納

欠損になったのかというところの説明をもう少し詳しくしてください。

○議長（藤根圓六君） 神原税務課長。

○税務課長（神原義広君） 再質問にお答えいたします。

2法人と申しますのは、1法人は、固有名詞はなんでございますが、アサヒ企画というところございまして、そこで交付要求をしておりましたが、結局、配当がゼロということございまして、通知が来ましたということで不納欠損とさせていただきますのが876万7,600円でございます。

もう一点の法人は、株式会社サン・グリーン、梅原の入り口にまだ建物はございますが、これは平成11年に私どもは参加差し押さえをしておりますが、まだ今現在も競売中ございまして、それから、建物がございまして、常にまだ固定資産税をかけておったということございまして、5年時効の分に対して不納欠損をお願いしたところでございますが、金額につきましては561万2,100円ほどでございます。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 具体的に答弁いただきました。

その次の質問に移ります。

同じく決算ですけど、決算の認1号、一般会計ということで、成果説明の47ページです。

ここは民生費の社会福祉費ということで障がい者福祉費のところですけども、障がい者の自立支援事業の説明というところがありますが、3億2,714万6,000円ですか。他方で、91号の補正予算の14ページで障がい者福祉費の返還、1,541万8,000円というのがあります。これ、前年度分の返還ということで、この決算書ではちゃんとその数字の調整はされているとは思いますが、返還金、いわば利用がなかったということだと思んですけど、生じた理由や背景というのはどういったふうに分析されるんでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） お答えいたします。

主な背景のみお答えさせていただきます。

療養介護医療費のほうで1,707万4,000円、これは対象者が死亡されたことによるものでございます。それから、補装具に関しましては、近年の件数より24件減ったという理由と、それから、就労継続支援の中で123万2,000円。先ほど補装具のところ言い忘れましたが、補装具に関しましては101万7,000円でございます。就労継続支援に関しては

123万2,000円ということで、これに関しましては利用者が利用をしなくなったという利用中止によるもので、約2,000万円ほどの半分が2分の1ということで国のほうへお返しすることになりました。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 23年決算でそういうふうだったということだと、現在進行形の今年度についてもやっぱり同じような、個別の理由はともかく、傾向としては同じ傾向なのか、返還金はないような状況で進んでいるんでしょうか。そのあたり、前年との関係はいかがですか。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） やはりこの補助金申請に関しましては10月という段階で行いますので、あくまでも見込みとして出します。見込みですので、やはり多目に出しますので、返還は発生してくるというふうに考えます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、次に移りますが、同じく決算の認定ですけど、成果説明の49ページの障がい者の関係のところを通告しましたが、先ほど他の議員に対して一応説明がありましたので、このところはパスします。

次の通告ですけど、決算の認定の第1号、一般会計というところで、成果説明の99ページから103ページあたり、これも先ほど他の議員に、一応学校教育課長の説明は多少あったというふうに受けとめますが、教育長は、ここに出てくるいろいろな相談員とか支援員、サポーターなどの事業費、いわばその成果について、市民からは拡充をしてほしいという声が強くあると私は受けとめていますが、どのように現状を評価されているんでしょうか。

それと、もう一点、115ページに学校のコラボレーターという事業のところがありますが、これについても教育長としてはどのように評価をされているんでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 御質問にお答えしたいと思います。

今、寺町議員もおっしゃったように、先ほど課長が他の議員の方からの質問に答えましたので、重複するというので、本当に第1点目の各種のサポーター等についての私の思いと評価といたしますか、それを話させていただきます。

これも課長が申しあげましたように、児童・生徒にきめ細かな生活や学習の支援を行って、基礎的、基本的な、いわゆる生活だとか学習、そういうものの力を培っていくと

ということには、この各種の相談員、または支援員、サポーターなどの配置は大変、今、有効に働いていると、成果も私は、先ほど数字で示したように上がりつつあるというふうに思っております。

私としては、こういったサポート的な、支援的な活動はさらなる拡充を考えていきたいというふうに思っておりますと同時に、できれば、教育、または子供をサポートしていくような、そういう仕組みをつくれなかな、できないかなというような、これは夢でございますが、思っておるところでございます。

2点目については、学校コラボレート事業の評価ということでございますが、学校コラボレート事業について一部ちょっと触れさせていただいて、評価といいますか、思いをお話しさせていただきたいというふうに思っております。

山口市では、平成20年から3年間、文科省の委託を受けまして、学校支援地域本部事業というのを実は進めさせていただきました。それから、平成23年になりまして、昨年度から市単独の、いわゆる学校コラボレート事業ということに移ってきたわけでございます。内容は一緒でございます。

これをコラボレート事業といい、そこで登録していただいている人をコラボレーターというわけでございますが、その登録者数や延べの活動人数は年々、今、増加しております。本年は現在のところ213名という登録者でございますけれども、私ども山口市の場合には、地域で見守って、交通安全、または不審者からということから、見守り活動をしてくださる方とか、部活動に社会人として指導してくださる方、または地域のクラブに所属して、指導員をしてくださって学校にかかわってくださる方は今含めておりませんので、こういった方々がいわゆる支援活動という形でコラボレーター事業に参加できるということになれば、非常に大きな支援活動ということになろうかというふうに思っております。現在も会員は213名でございますけれども、延べの活動人数にしますと2,488名という延べ人数になります。

コラボレート事業の中身につきましては、毎年応募をしていただくように案内は差し上げているところでございます。こうした活動で、私としましては学校の一層の活性化と、それから、地域の教育力の向上、さらには、このコラボレーターとして入っていただく方の生きがいがづくり、こんなことにつながっているなというふうに今考えております。

平成23年の秋には、このコラボレート事業が評価していただけてまして、文部科学大臣賞表彰を受けたところでございまして、24年度には、世話をさせていただく、調整、連絡をしていただくコーディネーターを1名ふやして、今、活動を続けているところでござ

います。

最後になりますが、少し私の思いを話させていただきますと、教育委員会、または私たちと言ったほうがいいと思いますが、今目指しているといいますか、大きなテーマとして思っているのは、地域とともにある学校というものを大きなテーマとして私どもは考えております。その1つが、この学校と地域が手を取り合って、地域の財産である皆さんの力を学校に生かしていくと、こういうものも進めて、子供の教育を、先ほども申しましたように、一層活発化していきたいというのが願いでございますので、充実する方向で努力をしてみたいと、こんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 基本的には前向きに評価したいとは思ってはいますけど、例えばコラボレーターの方から、何か学校の雑用的なことをやらなくちゃいけないことがあって、どうも教育委員会のそういったことをする予算が削られているのではないかという声を実際に聞きました。

そのあたりというのは実際にコラボレーターをされる人たちの思いがどうもずれているところを感じるんですが、そのあたりの軌道修正ですし、ある種、学校のいわば雑用的なところは、ずっと昔からあったシステムを復活させて、人件費的にも、そうしないと真の狙いが達成しないのではないかということ現場の声として受けとめていますが、いかがでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） それは多分校務員さんということが1つあるかと思いますが、現在、財政という問題もございまして、各学校に校務員さんという方が今いらっしゃいません。

ただ、その校務員さんの仕事をコラボレーターにという直接的な関連はございませんけれども、実はコラボレーターのいわゆる学校に対して支援する中身が、環境に支援するということと学習に支援するという2つがございまして、環境に支援していただくのも、学校の補修をするというような例えばメンテナンス的なものと、もう一つはサポート、極端に言いますと草引き、子供と一緒に草引きをしていただくというようなことも、それから剪定、こんなこともその環境の支援の中に今入れておりますので、若干このあたりが、今、議員さんに指摘いただきましたように、市民の方々に十分に今知らせていないというのがどうも現状ということで、この点につきましてはさらにはっきりとまたPRをしてみたいというふうに思うと同時に、学校の雑務ということもございます

が、それはまた別の観点から市長さんとも御相談していききたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 具体的な事業は教育委員会が行うとして、いろいろな人に対する報酬とか賃金ってやっぱり市の予算なんですね。

そこで、市長にお聞きしたいんですが、子供を育てる、人を育てるというのは自治体の将来にとって一番大事だということは誰も共通に思っていると思うんですが、山県市が教育のための予算が足りないと言うつもりはないですし、いろんな進んだところもやっているということもきょうの議論でもわかってはいるんですけども、さらにいろいろな支援員とかサポーターの人たちに対する予算化を進めていく必要があるのではないかと私は思うんですが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 市が合併をいたしまして、全体の人といたしますか、その配置につきましては、全体を見ますと、この役所の中の職員も大幅に減っておりますし、また、反面、教育委員会のこの体制は、今、先ほどどこかで聞きましたように、今の相談員ですとか、前の説明にもありましたように支援員ですとかサポーター、そういったものは年々充実をしてくれております。

そして、もう一つ、先ほど教育長から学校の校務員という、そのことについての御質問かと思いますが、このことにつきましては、学校教育課から以前、提案がありまして、特に学習支援員につきましては、今、多分ですが、私は各学校に1人ずつ学習支援員を配置している、例えばこの周りですと岐阜市でも本巣市でも関でも美濃市でもそうですが、そういったところではないと思いますので、そういった充実した体制をとっております。

その背景には、いわゆる三、四年前でしたか、今の教育委員会から校務員を廃して学級支援員をとることがございまして、そういった形での今の現状でございまして、やはりそうした、全てについてあれもこれもという体制はなかなかできないと思いますので、そういった実情は今の予算の範囲の中で、また、今まで学校がそういう選択をしてきたわけですから、教育委員会でそういった選択をしてもらうべきではないかということを考えております。

○議長（藤根圓六君） 質問をかえてください。どうぞ。

○7番（寺町知正君） では、次に行きますけれども、同じく決算の認第1号ということ

で、国保の特別会計、成果説明の129ページ以降に出てくるわけですが、成果説明の、通告では10ページと書きましたが、これ、14ページということで、済みません、間違えていましたが、14ページに基金の運用状況が出ています。ここを見てもですが、国保の基金というのが1億3万5,000円増加となっていますね。この成果説明の3ページのところには、右側の基金のところ、3ページの、この下から7行目あたり、国保の特別会計では平成22年度決算剰余金として1億円というふうにも記載されています。どのような原因でこのような剰余金があったのかというところをお尋ねしたいということですね。

それから、通告では22と書いて、済みません、これ、23年度ということで、23年度決算の剰余金は幾らかということと、それはどのように運用していくという予定なのか、そのあたりをお尋ねします。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 初めに、平成22年度決算剰余金の総額につきまして、22年度の決算額は歳入36億9,343万2,000円、歳出34億5,064万で、差し引き2億4,279万2,000円の剰余金がありました。剰余金となった要因を当初予算との比較から説明させていただきます。

歳入額35億343万7,000円に対しまして決算額は36億9,343万2,000円で、1億8,999万5,000円の増加となりました。内訳は、国保税が1億6,860万4,000円の減、増加分は平成21年度に新型インフルエンザ対策として基金から療養給付費として繰り入れしたものを含み3億4,145万7,000円、予想より医療給付費が少なく済みしましたものですから、剰余金になった平成21年からの繰り越し1億5,385万3,000円と、それから国庫交付金、それから県支出金によります財政調整交付金8,980万7,000円と、共同事業交付金6,723万2,000円、その他諸収入などで4,770万7,000円でした。

歳出につきましては、当初予算35億343万7,000円に対し決算額は34億5,064万で、5,279万7,000円の歳出減となりました。その内訳は、保険給付費が5,238万8,000円の増、後期高齢者支援金や前期高齢者納付金などが487万3,000円の減、共同事業拠出金7,649万1,000円が減、総務費や特定健診、償還金などで2,382万1,000円の減でした。

歳入の増加と歳出の減少によりまして、2億4,279万2,000円の剰余金となりました。この剰余金を、既に見込まれておりました国庫交付金、県補助金への返還金4,323万8,000円を引いた分の約2分の1以上である1億円を基金に、残りを平成23年度の予算の財源とさせていただきます。

国保基金は、平成15年の合併時には5億6,629万2,000円でしたが、22年度末には1億7,183万4,000円になり、これ以上の基金減少はできないと、平成22年度の本算定

時に保険税の増額を見込み、税率の改正を行いました。平成22年度の剰余金を基金に積めたことで、平成23年度末の基金残高は2億7,186万9,000円となりました。

山県市の国民健康保険では、保険給付の2カ月分以上を基金として保有したいと考えております。基金は、予想外の医療給付費の伸びがあった場合、また繰り入れをするものですので、運用上は保険税が入らない年度当初の4月、5月の2カ月分の保険給付分を確保したいという狙いもございます。目標とするこうした基金が確保できた後には、剰余金分を一般会計繰り入れ分や保険税の減額財源に充てるよう、国保運営協議会や市議会等で御審議いただきたいと考えております。

それから、平成23年度の剰余金でございますが、国保特別会計の歳入38億1,743万7,000円、歳出で35億2,507万でございますので、剰余金は2億9,236万7,000円でございます。この内訳ですけれど、保険税は当初予算に近い決算額を得られましたが、療養給付費交付金や前期高齢者交付金、社会保険診療報酬支払基金の増額が2億1,922万1,000円や、繰越金1億4,279万により増加となり、歳入、当初の予算との決算の差6,362万で、当初予算に近い数字で、保険給付の減額と共同事業拠出金や特定健診などのほうの減額によるものです。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 細かく数字のメモはできていませんが、今お聞きした中でいくと、23年度の剰余金の見込みなども考えていくと、基金としてとりあえず、現状をどう評価するか、いろんな意見があると思いますが、今の答弁の趣旨でいえば、2カ月分は確保する基金の額が欲しいよという前提でいくと、おおむね今年度は確保できたと理解していいでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） そのように理解していただいてよろしいです。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、市長にお聞きしたいんですけど、今、課長の答弁である程度、基金が最低の必要だとする額を確保できたらというところで、一般会計の繰り入れと、それから税として市民から徴収する分に反映させたいというふうな趣旨だと思いました。そのときに、やはり基金に余裕ができた後は、それ以降は、剰余金が出たら一般会計に入れるとか、税の徴収のほうに反映させたいと、つまり税額を、市民から取る分を減らすよという趣旨に私は受けとめたんですが、そのときに市長にお聞きしたいのは……。

〔「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 暫時休憩します。

午後0時35分休憩

午後0時36分再開

○議長（藤根圓六君） 会議を再開します。

林市長。

○7番（寺町知正君） まだ質問の途中。

基金の額をどう評価するかはともかく、とりあえず余裕ができれば、課長は一般会計に繰り入れるとか、今までもらっていたことも多いしということとか、税の額、具体的には多分税額を、どの部分かはともかく、一定の市民の徴収を減らす方向に反映するという趣旨に想像するんですが、やはり国保というのは非常に所得の低い人たちが多く、特に最近、その傾向が強まっていますよね、高齢者の方とか。

そういった意味で、確かに一般会計から補填してもらっている立場ではあるけれども、国保は、できるだけ市民の所得の低い人たちに還元が行くように、国保の中で税額に対して反映させるという処理をすべきではないかと私は考えるんですが、市長はその辺、どういうふうにされているのでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） まず、1つ目に、一般会計からの繰り出しということにつきましては、制度設計上もいろんな問題があるということをご認識しておりますし、首長が集まりまして、繰り出しをしているところの国へ、いわゆる制度設計上、十分御承知だと思いますけれども、やはり違法性があるということがよく言われております。

ただ、他市でもやっているからみんなで通れば怖くないということで、かなりそういった弱者への配慮の前提で行っておりますが、そういったことも踏まえることも大切だということも思いますし、ただ、御指摘のように国保が、収入の低い方が、国保の中のいわゆる国保税という形になりますので、従来、制度ができた当初と比較しますと大きく変わってきておりますので、そういったことを踏まえまして、どちらにできるかということはいさし中身を検討させていただきながら方向性をつけていきたいと思いません。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、次の通告に行きますけど、決算で、今度は認の2号、水道会計ということですけど、水道の決算書の18ページ、ここで業務というところの集約が

されていますが、ここを見ていくと給水人口は1.2%減っているということですね。これに対して12ページを見ますと、概要の説明というところで給水収益は2.8%減という、これは口頭での説明も含めてですけれども、減少額が出ていて、これは2.8%ですというふうに受けとめています。それから、じゃ、純利益はというところで、その下の行ですけど、純利益は昨年よりも6%減少というふうになっています。

いわば、人口が1.2減った、それに対して給水収益は2.8、純利益は6%減ったということで、これ、通常を考えれば当然のことなんですけれども、こういった減少するパターンとかその傾向からしていくと、今後、純利益というのはもう大幅に減っていくのではないかと、人口が減っていく予測の中で、そういう懸念を今回の決算のこのいろいろな数字から見たわけなんですけれども、そのあたり、担当課としてはいかがでしょうか。例えば、3年後、5年後、10年後を予測されているとは思いますが、どのように数値を置いているのでしょうか。

それから、18ページですけれども、真ん中あたりに有収率というパーセントがあります。これももうずっと毎年といって減っていつているわけですが、これは担当課の責任とは思いませんが、ある種、宿命的なところもありますけれども、ずっと低下してきていて、これって何年目になるんでしょうね。毎年気になっています。

例えば合併したときと比べてこれは何%低下したというのか、1年あたりは少しの数字に見えますけれども、そのあたりの数字を教えてください。

それから、じゃ、その数字というのは、周辺の自治体の有収率という数字と比較してよいのか悪いのか、一体どのようなんでしょうか、そのあたりをお願いします。

○議長（藤根圓六君） 服部水道課長。

○水道課長（服部正己君） 御質問にお答えいたします。

給水収益の減少につきましては、全協のところで決算説明で申し上げましたとおり、東日本震災後の節約意識が向上して節水がなされたものと分析のほうをしております。純利益につきましては、諸収入から必要経費を差し引いたもので、いわゆる企業のもうけでございますが、この数字は営業収益や営業費用の増減に左右されますので、今回の6%の減少は、収益の9割を占めます給水収益の減少が影響しているものと分析しております。

ただし、極端な給水収益の減少につきましては一時的なものと考えておりますので、今回のような比率で給水収益に伴って純利益が減少していくということは今後ないというふうに考えております。

ちなみに、平成19年に料金改定を行ったわけですが、そのときの収支実績及

び計画表によりますと、21年度に黒字に転じ、平成27年度には純利益を2,750万に持っていくという計画でございました。現在、その数字はいわゆる企業努力によりまして既にクリアしているわけですが、今後におきましても、よほど突発的な事態がない限り、当面、3年、5年、10年後にも現状の数値を維持していけるものと考えておりますし、そのように努力をしてまいりたいと考えております。

有収率につきましては、平成18年度より下がっております。18年度が75.6%でございましたが、その後5年、引き続いて下がり続けておりまして、現在2.7%減少しております。

他の自治体との比較でございますが、近隣の岐阜市、大垣市、関市、美濃市、羽島市、瑞穂市、本巣市の平均が78.5%でございます。山口市は72.9%でございますので、5.6%の差となっております。

ちなみに、有収率が他市に比べて低いわけですが、その理由といたしまして、山口市につきましては、美山の奥地のほう、例えば北山、葛原、乾、こちらの僻地・辺地地域まで上水道に取り組んでおりますので、管路人口密度が非常に低くなっております。

ちなみに美山の中洞地区と伊自良地域で行っております簡易水道でございますが、これにつきましては管路に無駄がございませんので、有収率は90%となっております。

集落をつないでいくほど管路にロスが生ずるということでございますので、それに伴いまして有収率が悪くなるということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上で答弁といたします。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 納得できる説明はいただいたということで。

議長、他の方がなければ、一応通告はこれで終わりですが、1問だけ通告外でお聞きしたいと思いますが。通告は一応全部済みましたから。

○議長（藤根圓六君） まず、ほかの方へ聞きますから。

寺町知正君の質疑を終わります。

以上で、発言通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

石神 真君。

○5番（石神 真君） 発言通告をいたしませんでしたが、2点ほど質疑を行わせていただきたいと思っております。

成果説明書の70ページ、緊急雇用創出事業の表の中で、事業名、環境パトロールとありますが、これについてですが、これは、山口市、市産業課直属で緊急雇用の人数、8名なら8名を雇ってこの事業を行っているのか、それとも、またほかのところに事業委託をしているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 70ページの緊急雇用の創出事業でございますけれども、私のほう、産業課のほう、ここに表がありますように、緊急雇用創出事業実績がございます。一番上は都市計画がありまして、生活環境課、子ども家庭課、学校教育課、生涯学習課に分かれております。この中のそれぞれの課でそれぞれ雇用をされました。その実績を私のほうに取りまとめていわゆる県のほうへ出したということで、内容につきましてはそれぞれの課が把握しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） 担当課ということでありまして私のほうの所管の委員会に入りますので、質問はできませんので遠慮しておきます。

それでは、2点目、同じ成果説明書の97ページ、消火栓事業のところ、ここで、災害発生時のときに初期消火を目的とした備品購入ということで、65と50の口径の消火栓ホースの金具があります。これをかえた理由と、また、どれだけ今後設置をしていくのか、まずお聞かせ願いたい。

○議長（藤根圓六君） 渡辺消防長。

○消防長（渡辺晴臣君） 石神議員の質問にお答えさせていただきます。

消火栓のホースにつきましては、議員御存じのように、65ミリ、50ミリというのがございます。それで、自治会の要望やら地域性を加味しまして、この成果説明には12本とありますが、これは内訳を申しますと、9本は北山地区の円原地区に50ミリを消火栓として設置しました。65ミリ、残り3本は高富地域のほうに設置しました。

これは、使い勝手と申しましょうか、50ミリですと消火しやすい、年をおとりになっている方でもより安全に使えるんじゃないかなと、こんな思いで、地元の要望にお応えしながら予算の範囲内で設置できるように努力してまいります。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） なかなか地域性を持って、消防のほうとしては初期消火に対して地元の人の協力を得たいために確保していくという話ではありますが、普通、初期消火というのなら、建物に置いてある消防ホースなどは、あれ、たしかもっと、45かそのぐらい、30かそのぐらい小さいやつじゃなかったかなと思って見ているんですが、こういう建物

に置いてある消火栓の筒先を見ると、普通の消火栓のほうと全く違うので、初期消火ならあのぐらいでいいんじゃないかと。逆に、あれなら女性でも簡単に扱えるという観点から思いますとどうなのかなと。それと、各自治会にこのようなものを整備するということになりますと、器具等などはどのようなところに設置をし、保管をしていくのか、その点はどうなのかな。

○議長（藤根圓六君） 渡辺消防長。

○消防長（渡辺晴臣君） 再質問についてお答えします。

今、石神議員の御提案で40ミリというようなホースということがありますが、一般に、山県市内で消火栓が数多くあるわけですけれども、40ミリの消火栓というのは今、新設もしておりませんし、既存のものにつきましては、私の記憶の範囲内では梅原地区にほんの少々あるぐらいで、あとは40ミリの消火栓はございません。

今、建物火災の先頭につきまして、40ミリが使い勝手がいいんじゃないかというような御質問がありましたが、いろいろ種類をふやしましたり云々というともう管理上にも問題がありますし、建物火災で本当に初期消火という点におきましては、1本は20メートルあるわけですけれども、それをつないだり云々ということになりますと、50ミリで女性の方もできるように、今、女性防火クラブのほうでもそのような訓練を定期的に行ってもらったり、自主防のほうでもやってもらっておるとは思いますが、そんなことで、種類をふやさずに地域性を加味しながら、50ミリ、65ミリというようなことで建物火災等の初期消火に備えたいと、こんなふうに考えております。

以上です。

〔「今の質問の中で、器具やなんかはどのように保管していくと……」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

〔「いや、3問目やないから、今の2つ目の質問のところで、器具なんかはどのように保管していくかという答えがない」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 渡辺消防長。

○消防長（渡辺晴臣君） 大変失礼いたしました。

器具等の保管につきましては、消火栓箱に異径中継とかといって媒介金具等がございまして、そこらあたりも消火栓箱に入れながら管理をしております。それで、消防団の方々にも点検なんかをお願いしながら、地域の自治会の方にも見ていただきながら、不測の事態のときには使えるように管理をしておる、そんなような現状であります。施錠はしてありませんし云々ということもありますけれども、それぞれ消火栓箱に、お近くの消火栓に合った、使えるような器具で保管をしております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） 使い勝手がいいと、本当に初期消火が基本であると思いますが、そのためにはやはり各自治会等にもお願いをして、きちんとした訓練等の強化もしていただきたいのと、それと、器具ですが、よう盗難やなんか、テレビやなんかでありますね。ああいうことに関してもきちっと心がけていただくよう、消防署のほうとしても努力していただきたいです。それだけをお願いして質疑を終わります。

○議長（藤根圓六君） ほかに質疑はありませんか。

寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、通告外で1問だけお尋ねします。

決算の認1号ということで一般会計ですけれども、決算の附属書ですから決算書本体のほう、決算書附属書83ページですけど、これは歳出のところ、款は民生費、民生費の中の保育所、児童福祉関係ですか、民生費で保育園費の負担金というところで、83ページのちょうど真ん中あたりに、節の区分19、負担金補助及び交付金というところがあります。ここの備考欄、節別説明を見ますと、真ん中に広域病児・病後児保育負担金118万3,700円、一応出てきていますが、この事業の財源構成、国、県、市、あるいは本人とか、そういったことの割合、基本的なルールがあるかと思えます。それから、利用の状況、それと、利用者の声とかこの制度や行政に対する希望というのはどういったものがあるでしょうか。それと、広域ということですので、現在の広域の範囲と広域の今後の見込み、それから、山縣市としての今後のこの事業に対する方向性とか、力の入れ方、力の抜き方というのはおかしいですけど、どういうふうを考えているのでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） それでは、お答えします。

事業の財源構成につきまして、本人負担の割合ですが、これに関しましては本人負担が2,000円で、市の負担が8,900円ということで、1万900円の事業内容となっております。

利用者の状況に関しましては……。

〔「8,900円は全部市。国、県はなし」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（笠原秀美君） 国と県の補助金はありません。市単で8,900円です。

利用者の状況につきましては、この事業については21年から始めておまして、年々増加傾向を示しており、23年度決算では133名の利用状況となっております。

利用者の声や希望につきましては、個々の意見ではやはり非常に市内にあったほうがいいということとか、平成21年に子育てに関するアンケートの状況の中でも、最も今後

利用したいサービスの一番であったというふうに思っております。

広域の範囲と今後の見込みについてですけど、21年からやってまいりまして、岐阜市との協定、その後美濃市、今年度に入っては各務原市の3市と協定を結んでいる現状でございますが、実績としては岐阜市のみとなっております。

今後の方向性につきましては、できれば子育て支援の第一としては、やはりこうした病児保育、病後児保育に関してはぜひともできる範囲で、市内でできるよう努力はしていきたいということで、今、協議しているところでございます。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） この事業は社会的なニーズも多いし、新聞などで特集として取り上げられるということも時々あるわけですが、そういうふうに注目されている事業だと私は受けとめているんですが、そこで、市内でもふやしていきたいという方向性は非常に望ましいと受けとめました。

ところで、今、決算書の本体でお聞きしたんですけど、決算の成果説明書のほうには見つからなかったんですね。これは出ていないというふうに読み取るわけですが、これぐらい新しく、社会的にも注目され、ニーズもあり、国も制度をいずれ改定、予算化しなければならないというふうに受けとめているわけですが、山県市としての成果説明に入っていないというのは非常にもったいないし、それは宣伝する気はないのかなど。市単独でたくさんのお金が要るからと言われても仕方がないわけですが、なぜここに出ていないのか、そのあたりはどういうふうに釈明されるのでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 本当に来年度に向けて記載できるようにしていきます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） じゃ、最後に市長にお聞きしたいんですけど、決算書も自治法の関係で決算書に対して成果説明書もつけなさいと法律で決まっているということからこういう各自治体が工夫をして成果説明をし、すなわち、自治体が1年間でこれだけいろんなことをやりましたと、市民サービスを充実しましたという資料なんですよね。議会に対する説明、あるいは市民に対する説明ということで、どこも工夫をして、工夫する自治体ほどボリュームが多いんですよ。

私は旧高富からずっと見てきて、非常にシンプルである、説明が足りないと思っています。今の病児保育が、それだけじゃないんですけども、説明するという意識が職員の側に少ないのではないかと。この成果説明をどこが所管してつくっているか

私は存じませんが、最終的には市長の一声で変わるだろうと思うんですね。

細かい人数も出ていれば、私たち議員も見るのも非常に楽だということもありますし、皆さんの、職員の仕事の成果でもあるわけですから、これを、もっとボリュームをふやしていく努力、しかも、一旦ベースができれば、あとは追加は簡単なことですので、ぜひ市長の認識としてその方向性を職員に徹底していただけないかと。それが今のような重要な注目される事業が出ていないよということになっていくもとでもあると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） ただいま御指摘いただきました点につきましては十分検討させていただきます。

○議長（藤根圓六君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） ちょっと先ほどの質疑の中で訂正がありますので。

林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 申しわけありません。

先ほど上野議員の御質問にお答えした中に、高額療養費の件で自己負担限度額、成果説明の131ページでございますが、このところの中で、自己負担限度額が説明させたのはいつからかという御質問に対して、税率改正をしました年度ということをお答えしましたが、上野議員御指摘のとおり18年の10月分からでございますので訂正させていただきます。お願いします。

○議長（藤根圓六君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第85号から議第97号までの15議案の質疑を終結いたします。

---

## 日程第2 委員会付託

○議長（藤根圓六君） 日程第2、委員会付託。

議第85号から議第97号までの15議案は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、議第85号から議第97号までの15議

案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（藤根圓六君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

13、14日は総務産業建設委員会、18、19日は厚生文教委員会が、それぞれ午前10時より第2委員会室で開催が予定されています。

なお、20日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時02分散会

平成24年9月20日

# 山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成24年第3回

## 山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第3号 9月20日(木曜日)

---

○議事日程 第3号 平成24年9月20日

日程第1 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

○出席議員(14名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 恩田佳幸君 | 2番  | 山崎通君  |
| 3番  | 吉田茂広君 | 4番  | 上野欣也君 |
| 5番  | 石神真君  | 6番  | 杉山正樹君 |
| 7番  | 寺町知正君 | 8番  | 尾関律子君 |
| 9番  | 横山哲夫君 | 10番 | 武藤孝成君 |
| 11番 | 藤根圓六君 | 12番 | 影山春男君 |
| 13番 | 村瀬伊織君 | 14番 | 後藤利瑗君 |

---

○欠席議員(なし)

---

○説明のため出席した者の職氏名

|        |        |        |       |
|--------|--------|--------|-------|
| 市長     | 林宏優君   | 副市長    | 松田勲君  |
| 教育長    | 森田正男君  | 総務課長   | 舩戸時夫君 |
| 企画財政課長 | 久保田裕司君 | 税務課長   | 神原義広君 |
| 市民環境課長 | 林早笑君   | 福祉課長   | 笠原秀美君 |
| 健康介護課長 | 田原修君   | 産業課長   | 谷村勝美君 |
| 建設課長   | 山口広志君  | 水道課長   | 服部正己君 |
| 国体推進課長 | 谷端良夫君  | 会計管理者  | 棚橋和良君 |
| 消防長    | 渡辺晴臣君  | 学校教育課長 | 宮川誠君  |

生涯学習課 竹村 勇司 君

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 上野 達也 書記 林 強 臣  
書記 大野 幹 根

---

午前10時00分開議

○議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） 資料ナンバー4―3、平成23年度決算の成果説明書につきまして誤りがございましたので、おわびいたしますとともに訂正をお願いいたします。

資料110ページの中学校費、読書指導員設置事業の予算現額456万8,000円を274万5,000円に訂正をお願いいたします。訂正をいたします理由は、資料103ページの小学校費、読書指導員設置事業の予算現額を誤って中学校費にも記載をしたことによります。なお、このことで一般会計の歳入歳出決算等が変わることはございません。

なお、訂正につきまして御了解をいただけましたら、本日の議会終了後に訂正のシールを学校教育課の課員によって張らせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（藤根圓六君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 一般質問

○議長（藤根圓六君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 山崎 通君。

○2番（山崎 通君） ただいま議長から御指名をいただきましたので、通告順に従って一般質問をさせていただきます。

通告をさせていただいたとおりで、西深瀬の舗装の工事の問題について御質問させていただきます。

8月に新聞にどんと大きく某新聞社が書きまして、それは自民党のパーティー券のことなんですが、これは質問するつもりで言うわけではありませんが、関連があるのでお話しするんですが。それで、みんなびっくりしたんですが、これは何か大虐殺でも起きたのかと思われるぐらい大きな記事が載ったんですが、そうすると、これは業界ではどうもすっぱ抜きと言うらしいんですが、この問題でそのときに議長が素早く議員協議会を開いていただいて、内容は、大まか私のほうも議員各位も皆わかったと思うんですが、そのパーティー券ということよりも前に、お金を持ってきたら預かっておいてくれ、ああ、わかりましたといって議会事務局長が受け取っただけなんですが、それで、もしもし、お金を持ってみえましたよ、それじゃ、すぐにとりに行くわという会話だけの話な

んです。

それが、皆さん御存じだと思うんですが、事務局長は極めて真面目で、公平公正、ここが言いたいんです、公平公正な人なんです。それを何か某新聞社によると、すごいことをやったんだというようなことを一般に知らしめたわけですが、こんなことがあって本当にいいのかなと私は思ったんですが、これはいわゆるペンの暴力なんです、おかげさまでその内容が大きく広がらなくて、どちらかというところで沈静化をしたんです。天網恢恢疎にして漏らさずということわざがありますが、まさに天の神様はよく知っていて、これは、この人たちは悪気があってやったんじゃないよということをおわかっていただいたというふうに私は解釈をしたんですが、しかし、書かれたほうは、これはいつまでも残るんです、そのペンの暴力によりますよ。恐らく、書かれた議員の方たちも、あるいは上野議会事務局長も、家族の人やら友人の人やら知人の人やら、みんなからどうしたんやと言われたと思うんです。そんなことで、何でもかんでも新聞沙汰になるというのは、私はいかがなものかなということをおそのときにまた強く思ったんですが、それはちょっと心にとめておいていただいて、西深瀬の舗装問題に入らせていただきます。

これは私は、まだ5、6、7、8で4カ月しかありませんので新米ですので、もう少し先まで静観していたかったんですが、西深瀬は地元ですので、地元の方たちの要請もあってこうして一般質問をさせていただくわけですが、本当に残念だなと思っているのが、解決の方法がまだまだ見つからないということですが、私がそういうふうで今お話ししたように、就任させていただく前の話ですので、時々違っている点もあるかも知れません。

課長からの報告書によると、6月から始めた。7、8、9月ごろには、厚みがいいかとか、この工事のやり方でいいかという話はもう既に出ておったわけです。けど、まあ、いいやろう、このままやっつけていけばいいやろうというような安易な気持ちで進めたんじゃないかなと、これは想像の域なんですけれども。

それで、私は、それに携わった人たちは肝心なことを忘れていたのではないかなということをお思うんです。というのは、この今問題になっている十王とか中組というところは非常に軟弱地盤なんです。それで、私が町議会議員にならせていただいた当時の、30年よりもっと前かも、三十ウン年前ぐらいだと思うんですが、そこにIさんという方がおみえになって、Iさんといって、Iという名前じゃないですよ。Iというイニシャルですが、Iさんがおみえになって、そこに家を建てられた。その隣にほかの業者の方が掘削をしたら、このIさんの基礎が一気に崩れて、そしてその住んでいらっしゃるお

ちが、くの字とまではいきませんが、への字ぐらいに曲がったんです。それで、その方たちは大変困られたので、当時私にも連絡がありまして駆けつけたことがあるんです。

何が言いたいかという、そういう軟弱地盤なんです。その掘った人に責任を聞いても、わしは元請に頼まれただけやと。元請に言わせると、施主に頼まれただけやと。施主は、何もよその家まで壊せとは言っておらんということで堂々めぐりで、結局は決着がどうなったかわからんような状況だったと思うんですが、そんなことがあった、そういう場所なんです。

ですから、ここに住んでいらっしゃる方たちは、以前は10センチあるいは15センチの地盤を固めてあった。それをめくって、今度5センチでは薄過ぎると、我々が住んでいくには心配だということを書いていたわけです。それを、この報告書を見ると、予算が足りないとか、あるいは、これでいいだろうとかいうようなことだったと思うんです。それでどんどん過ぎて9月になって、地元の人たちは、これでは困る、これでは困るといって、どうもあれを見ると、市議会のほうにも報告がされていますし、それから、地域の人たちとの懇談もしていらっしゃるようにはうかがえるわけですが、なおかつ、その時点では市長も知っていたんですよ、もうこういうことは大変だということは。しかし、それに何らせずにどんどんどんどん進めたわけです。そして、11月に検査をして、それから12月にお金を払って、それで、地元の人たちはこれではとてもかなわんののでといって、1月28日にカッターで切ったんです。

それで、その人たちは朝から晩までずっと時間がある限りは見ていたんです、心配ですから。こんなことでいいか、あんなことでいいかといっただけ見ていたんです。これを、課長のあれを見ると、2回苦情があったと書いてあるんです。これは苦情ではないんですよ。指摘があったと言ってほしかったんです、私は。ですから、そういう何か上から目線で市民の人たちと交わるということ、そのことがもう既に間違いだと私は思っているんですよ。

それで、2月、3月と時が過ぎて、説明会もやっていろいろやられた。この辺がずるいのは、先にまたほかの方が同じような一般質問をされるので、山崎はちょっとそこら辺がバッティングしないようにというような、そんなアドバイスもありましたので、その辺はちょっといいんですが、とにかく5月の終わりに被害届を出したといっただけ副市長が言いましたわね。石神議員が全員協議会の際に、どうしてそれは警察に持ち込んだんだと聞いたら、犯人を見つけるためやと言ったんですよ、副市長が。犯人とはいかなことを言うと思って私はびっくりしたんですが、少なからず山口市のナンバーツーなら、これは容疑者とか、あるいは被疑者と言うのが妥当だと私は思う。

これでも私は言い過ぎだと思うんです。誰がやったかわからなかったので調べたよ。それは、わからんことはなかったんです。もうわかっていたんですよ、誰がやった。こんな小さなまちですから、そんなもの、調べればすぐわかる。私のところに電話をいただけりゃ、その日のうちに調べますよ、そんなことは。でも、それはやっぱり副市長が上から目線で物を見ているという、この言葉ですぐわかる話なんです。ですから、私が要は言いたいの、もっと市民の方たちと接して、何を彼らは、住民の方たちは行政に望んでいるかということ突きとめないで真意がわからないのではないかと、こんなことを実は思うわけです。

そこで、市長に質問をいたしますが、規格どおりできたのかということが第1点です。それに対する対応はよかったのか。また、損害額は幾らかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、御質問にお答えをいたします。

この西深瀬地内の舗装工事は、平成23年度事業の公共下水道事業に伴います市道の舗装本復旧工事といたしまして2工区に分けて発注したもので、両方の工区とも同一業者が落札し、工事を施工いたしました。11月初旬に所定の完了検査を行い合格といたしましたが、翌年の3月に改めて舗装厚の調査を行ったところ、規格値を満たしていない箇所が複数確認されたことから、請負業者に対して、不良箇所、いわゆる瑕疵部分のやり直しを指示したものでございます。

そこで、御質問の1点目の、まず、規格どおり完成しているかについてでございますが、当箇所の舗装の規格は厚みが5センチでございますが、岐阜県建設工事検査基準により、厚みは、10カ所の測定値の平均がマイナス2ミリ以内、個々の測定値がマイナス9ミリ以内が完了検査における合否の判定値と定められています。本工事につきましても、この基準に基づき所定の検査を行ったところでございますが、完了検査の結果はこれらの規格を満たしておりましたので、判定を合格としたところでございます。

しかしながら、後の調査で、全体を18のブロックに分けて改めて複数の検査コアを抜いたところ、13のブロックが規格どおり完成していない不良箇所であることが判明いたしました。面積の比率で申しますと、全体の53.5%がやり直しの箇所でございます。

この不良箇所につきましては、施工業者にやり直しを指示し、今年の5月より工事に取りかかったところでございます。現在、舗装カッターの入った路線以外は完了しておりますが、残りの箇所については現在施工業者と調整をしております。この調整につきましては、警察のほうから少し指示がございまして、少し待つてほしいというようなこ

ともございました。そういったことからおくれておるものでございます。

規格どおり完了しているかにつきましては、全ての路線が終了した段階で改めて検査を行う予定としております。

次に、2点目の対応はよかったのかでございしますが、施工期間中、地元住民の方等から御要望やら施工方法について御指摘をいただいておりますが、その都度、水道課あるいは建設課等で対応させていただいております。特に、問題になっておりました4センチの型枠で舗装厚が5センチ確保できるかという御指摘につきましては、施工業者に確認を行い、機械施工であり設計値の5センチを確保できるとの返答を得ておりました。

結果的に、施工ミスにより規格値が確保されなかったわけでございますので、この反省に立ち、事前の情報などを勘案した上で、施工管理基準や検査基準にとどまることなく、さらに厳格な現場の監督あるいは完了検査を行えるよう、検査基準の見直しや職員の意識改革を図ってきたところでございます。

やり直し工事につきましては、顧問弁護士等と相談によります見解によりますと、岐阜県の粗雑工事等対応マニュアルを参考に対応してまいったところでもございます。

なお、一部新聞報道では、住民側の再三の指摘があつたにもかかわらず市は全く動かず、路面を切断されるまで何もしなかったというようなことが掲載されたわけでございますが、その記事は事実確認が十分にされないまま書かれたものであり、読者に誤解を与えるものとして、担当記者に対してすぐに強く抗議をしたところでもございます。

次に、3点目の損害額はどの程度かについてでございますが、舗装工事のやり直しにつきましては、納品された舗装に瑕疵があつたということでございますので、全額請負業者の負担で行うもので実質的な損害はございません。

いずれにいたしましても、この舗装工事のやり直しによりまして、地元住民の皆様、地域の皆様に多大な御迷惑やら御心配をおかけしております。この点につきまして、心より深くおわびを申し上げるものでございます。

○議長（藤根圓六君） 山崎 通君。

○2番（山崎 通君） 大体こういうふうにおっしゃるだろうと私の想像どおりでありますし、そういうふうだろうというふうに思っているんですが、これから再質問の中で市長に伺いたいのは、あなた方執行部はこの山県市をどうしたいかということが聞きたいんですよ。わざわざこんな新聞に載るようなまねをして、市民も喜んだり職員も喜んだりするかということが聞きたいんですよ。

平野市政、その当時は恐らく市長は総務部長だったと思うんですが、平成18年5月に

職員2人がCCYで背信行為があったんです。そのときに、5月の終わりだったと思うんですが、随分と皆さんに責められた。彼ら2人は辞職したんですね。もう随分と職をやめるということで社会的制裁は受けたと私は思っていたんですが、そうしたら、またぞろ9月になったら刑事訴訟を起こされて、そして、ここにもこれは書いてあるんですが、元山県市職員2人逮捕とあるんですよ。若者が、これから一生懸命生きていかなければならない人たちを、川に落ちた犬にまた竹ざおでつつくようなまねをして、それで、あなた方執行部はこの山県市が本当にいいまちになるとお思いですか。

まだほかにもあるんですよ。平成19年6月に6人の市議会議員のあのポスターの問題ですけど、こんなポスターの問題ぐらいは、別段あんなふうにしてマスコミに追いかけるようなことをしなくても、私の知っている範囲では、その6人の人たちは立派な人たちだと思うんですよ。それで、その人たちが、選挙が終わって3年もたってから、執行部から何か引き出しから出してきたようなことで責め立てられて、そして追いかけて回されて、山県市ももちろんいい迷惑ですよ。けど、この6人の人たちがいかに一生懸命やっておったかという評価もしなければならぬと私は思っているんですよ。そのときにあなた方は中枢にいたんですよ。そして、今度、6人の人のことをあんまり言うと、何か議会のほうやで肩を持っておるといふふうに思われるといけませんので、自分の頭の中では本当はもっと長いんですけど、大体わかっていただけだと思うんですが。

そして、今度のこの舗装問題ですけど、わざわざ刑事事件にして、それで、さっきの言葉をまたお話しすると、犯人を捜すと言うんですよ。全く私にしては論外の言葉なんです。刑事事件にしたら誰が得をすると市長はお思いですか。誰も得はしないでしょう。みんな辱めを受けるんですよ。この3人の人たちは、犯人は、私はわかっているんです。恐らく副市長も市長もわかっているんですよ。この人たちは、もうこんなこと、この人たちは善良な市民ですよ。納税もしてあなた方に協力する人たち。ただ、こんなやり方ではいかんというメッセージを送っただけなんです。その人をこんな刑事罰に値するようなことをするということは、ごめんなさいじゃ済みませんよ。どうですか。

それから、この3人のうちの1人の方は精神科へ通ってみえるんですよ。副市長、そこら辺を調べないかんですよ。そして、奥さんは外出もしなくなったんですよ、世間の目が冷たい目で見るといふことで。それから、もっと言うと、お孫さんは近所でいじめに遭ったんですよ。そういうことまであなた方は考えて行動しなければならない立場にあるんですよ。わかりますか。ただいたずらに弁護士が言ったからやろうとってどんとやったら、それで泣く人がたくさんいたらどうするんですか。

私はこんな話までしていいかわかりませんが、ちょうど市長が、十数年前で

すけど、京ヶ洞で土地を買いに行ったんです。そうしたら、ほとんど10名ぐらいの方たちは売ると言ったんです。そうしたら、1人の人だけは急に、俺はそんなのに納得しておらんで、みんなと同じ値段では嫌だと言い出したんです。何回も話をして、そのときの今の市長が、それじゃ、もうやむを得んで、私と相談して、やむを得んから裁判に持ち込もうかといった話があります。

それから、税務課へ、ある大きな会社の社長が、この書類の書き方がまずいといって難癖をつけてやってきたことがあるんです。最後には右翼まで連れてきたことがあるんです。けど、こんなふう在世間に知らせるようなことはしません。どこまで行っても民事で誰にもわからないようにする、そして決着をつける、これが、この今の市民憲章にある、今市長も大きい声で読んでいたでしょう、思いやりのある心。それは思いやりがありますか。この間の敬老会でも、公平公正にやりたいと言っていらっしやったでしょう。それは全然公平でも公正でもありませんがね。私はそういうことを思うと、本当にこのまんまで、このまちがみんなに、ああ、住んでよかったなと思われるような、そんなまちでおられるかということが聞きたいんですよ。

それで、さっきの質問の、再々質問になるかならんかわかりませんが、即刻被害届を取り下げのつもりはありませんか。これは質問です。お答えいただきたい。

それから、カッターで切ったところ、あるいは業者とのこと、それは今後どうするかということ。

それから3点目は、3人の方の名誉を回復してあげなければならんでしょう。そういうことはどう考えていらっしやるか、お答えいただきたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えしたいと思います。

総体的に一番最初の山県市をどうしたいかということでございましたが、本当に市民の皆さんにとりまして住みよいまちにしたい、そしてまた、公平公正な行政の執行を行っていきたいと考えております。

そういった中で、被害届の取り下げにつきましては、今、何と申しますか、3人の方というお話がございましたけれども、市といたしましては、具体的に誰がという認識は持っていません。それは新聞で、複数の方ですとか、また反対に1人の方というようなお話もございまして、いろんなことがございまして、具体的に相手が特定されておるわけではございません。

そして、カッターで切られたとの行為がどういった、例えば山県市に、市の行政上瑕疵があって、そして切られたというような、適切な対応ではなかったという報道のされ

方がしておりますが、市は淡々と事務処理を進めていたわけでごさいます、そういった中で、例えば、このカッターで切られた時期が検査の前であるとか中であるか、また、もっとその後によって状況が、その切られたことによって市の対応が変わるとい、変わったということが想定されれば、それなりにその行為として認めざるを得ないと思いますが、今回の対応におきましては、どの段階で切られたということに対しましては、全く市に影響を与えた、その行為に影響を与えられておるとい行為はございません。具体的に道路の一部が10カ所ほどカッターで切られていたということでごさいます、その行為を被害届として、こういった被害があったとして届けたということでごさいます。

そして、切ったところをどうするかということでごさいます。これはやはり瑕疵担保ということで、もとの請負業者が、一番最初の請負業者が100%改修をするということでごさいます。

そして、3人の方の名誉回復ということでごさいましたが、まだ具体的に相手の方も確認できておりませんで、今のところ、現段階ではそういった気持ちは持っておりません。

以上でごさいます。

○議長（藤根圓六君） 山崎 通君。

○2番（山崎 通君） 私は一番最初に3人の方たちの名誉を回復してほしいということをおもうんです。3人でも1人でもいいんですけど、この人たちはいたずらに切ったわけではないんですよ。さっきもお話ししたように、軟弱地盤のところでのこのままいくと、そうすると10年先、20年先が不安だから、だから切って証拠を見せたんです。さっきの答弁の中にもあったでしょう。不合格のところがいっぱいあるんですよ。だったら、やっぱりこの人たちがやった行為は市に対するメッセージだというふうにとめることができないかなということをおもうんですよ。そうでしょう。

これが誰やとわからんからといって、わかってもわからんでも誰でも、とにかく市民には間違いはないんですから。東京や大阪のど真ん中でやられれば、これは犯人を捜さないかんですよ。でも、市長と同じ西深瀬に住んでいる人たちのことをあなたは被害を出しているわけでしょう。そんなもの、西深瀬の人に誰がやったのと聞けば一目瞭然ではありませんか。そんな遠回しのことをしなくても、心と心が通じ合えば、そんなことで困っておるのかと、よし、わかった、それならこういうふうにしよかと決断することなんですよ。そうでしょう。それができないというんです。取り下げはすぐできない。私なら、いや、きょうじゅうに取り下げしますよと言いますよ。それが市長たる

職務なんですよ。こんな数字で予算を書いたり決算を書いたり、そんなことをするというのがトップのやることじゃないんですよ。トップはそういうことに一生懸命汗をかかんですよ。そうでしょう。だから、それを思ったら、こんなちょっとまだそういうことにいろいろ認識がないと、そういう状況ではないと私は思うんですが。

それから、業者をどうするかというのは、私はその業者はよく知りませんが、今の答弁の中に瑕疵担保があると、だから業者に全部やらせるんだというような話ですけど、これが本当にそんなことをしていいのかどうかはよく検討してくださいよ。というのは、恐らくこの瑕疵担保というのはあんまりみんなよく知らないと思うんですよ。瑕疵担保というのは、建物を建てたら、例えば10年間、その建物に保証をする、担保しておくという意味なんです。恐らく、弁護士に相談されたら、いや、瑕疵担保があるから全部やり直せというような話だったと思うんです。想像ですから、これは答弁は要りませんが、私の想像です。

それで、その人に新たな仕事でこれをやり直せと言ったら、市長は商売をやったことがないのでわからないと思うんですけど、1つのことをやってそれをやり直すというのは3倍のエネルギーが要るんですよ、もちろん費用も。それで、例えて言うと、市長は何かあちこちの事業主や企業のところを挨拶回りして、何をやったらいいとかいろいろ言っていらっしゃるらしいですけど、おおよその行かれたところは私の友人であり、また知人でもあるので、彼らからどうやって答えたらいいやろうというような返事もあったんですが。

例えば、私のこの上着を、私がどこか、大体商売をやってみえる、こういうのをつくっている、これに限りませんよ、プラスチック、何でもそうですけど、こういうのを見せられると見本をつくるんですよ。そして、これでいいかと持っていくんですよ。そうすると、これでいい、じゃ、そうか、じゃ、これから1万着つくるからね。1万着はそんな1週間や10日ではできません。やっぱりこの工事と一緒に何カ月もかかるんですよ。その間どんどん納品をしていくんですよ。そして、最後の1万着目を納めたら、お金を、それは途中でいただくときもありますけど、いただくんですよ。そして、いただいて、その業者の方、その相手の方が納品をして、いわゆる販売をするわけですよ。販売をして、販売しかけたけど、70%あかなんだで全部返すで、おまえ、やり直せということとこのことと全く一緒なんですよ。こんな難癖をするような商売というのは今の世の中で通用しないんですよ。それは法律上は瑕疵とかありますよ。けど、あなたのおっしゃる温かい心でやるのなら、こんなことをするというのは余りにも私は酷だと思うんですよ。それはやった業者のことはよくわかりませんが、そういう1つの我々商売

人のルールがあるんですよ。そのルールを守ることが大前提なんですよ。

あなた方は業者が来ると、仕事を出したったと言うんですよ。出したったのでなくて、仕事をやっていただくんですよ、お互いにギブ・アンド・テークですから。それをやっばり上から目線で、この間の仕事を出したった。これでも今の説明でも、業者にさせるという、そういう発言でしょう。そんなことは、今のこの御時世では通用しない話なんですよ。だから、何でも弁護士に相談したら、あれに相談したら、こんなふうにするんやと。それは、机上ではそうですよ。でも、実際、今マニフェストで掲げていらっしゃるようなことをするのなら、もっと積極的にそういう人たちの気持ちを酌んで行政をやるということが大切ではないかと、こんなふうに思うんです。

再度お尋ねしますが、取り下げる気持ちがないかあるかをお尋ねしますし、おどすわけではありませんが、もし取り下げることをすぐされなければ、彼らは住民訴訟をやると思気込んでいらっしゃいますよ。ですから、まちの中でもめるといようなことは、そんなことは許せません。中には、わざわざ自分のまちの中のことを外へ言いふらしておもしろおかしく言っている人も、人気取りをやっている人もいますよ。けど、お互い同じところで住んで同じ釜の飯を食うんですから、もう少しお互いの気持ちを理解できるような行政にしてほしい。それで、再々質問でもう終わりですから、市長にお尋ねしますが、取り下げるつもりはありませんか。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） メッセージの伝達方法の1つの手段としてああいっただ行為をされたということでございますけれども、やはりメッセージは、正当なルールに従ってメッセージを送っていただきたいと思います。

そして、今、取り下げる、取り下げないといいますよりも、被害届を出している状況でございます。具体的に相手の方、今、山崎議員はるる御発言いただきましたが、本当にそういった気持ちなのか、相手の方とそういった話をまだ何も特定していませんので、現段階での取り下げの有無につきましては、取り下げる意思はございません。

以上でございます。

○2番（山崎 通君） 質問を終わります。

○議長（藤根圓六君） 以上で山崎 通君の一般質問を終わります。

通告順位2番 石神 真君。

○5番（石神 真君） それでは、規定に従い質問を行わせていただきます。

2点ありますが、まず、質問を1つでしてありましたが、2点に分けよということで

ありましたので、2点に分けさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

1点目、毎年毎年自治会要望が出てきております。そこで、本年度は自治会要望に対して、昨年度の予算づけ、それより1億円余り多く予算をつけていただき、自治会の要望に対して事業を着々と進められていると思っております。

そこで、市長にお尋ねしますが、この9月議会が終わると、各課からの来年度に向けた事業の計画と予算要望に入ると思いますが、ことしも、聞くところによりますと、県の分、市の分といたしまして約550程度あるとお聞きしておりますが、本年度の自治会要望に対しても、来年度も本年と同じような予算を組んでいただけるのか、市長にお伺いいたします。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えいたします。

それぞれの自治会から出されます各種の要望につきましては、いずれの案件もそれぞれの自治会といたしましては非常に重要なものばかりと認識をしております。

さて、こうした各自治会からの御提言に対応できる道路関係の予算枠の額につきましては、平成23年度は6,000万円ほどしか確保できなかったわけではございますけれども、本年度、24年度は1億6,000万円程度を確保し、議員御発言のように、本年度は前年度に対し1億円余り増加した予算枠を確保させていただいているものでございます。

来年度、平成25年度の当初予算の編成方針につきましては、まだ着手いたしていない段階ではございますので、具体的な明言は避けさせていただきますが、国や県の動向と市全体の予算を総合的に判断する中で、本年度と同額のような予算額の確保を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） 淡々と答えていただきましたので、明確にわかりやすいんですが、今の市長の答弁を聞きますと、国や県の動向を見ながらと。今、国政のほうも、来年、今の党で国政が運営されるのか、また新たな党になって変わっていくのか、状況もあると思いますが、自治会要望に対しては、やはりきちっとした予算づけをしていただきたい。今までも、予算がないからあそこが悪くなった、ここが悪くなったというところが本当にたくさんあり、小さいうちに直せばいいやつを、まだここは小さいから直さなくていい、そんなような感じで、後回し、後回しをするからこそ、自治会要望の金額も箇所も大きくなるんだと、私はそう思っております。

そこで、本年度は自治会要望に対して何%の事業がきちっと行えたのか。それと、ま

た来年度も同じような予算をきちっとつけられるのか、また、それ以上な予算をつけるように努力をしていくのか、端的にお答えいただきたい。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

24年度の自治会要望における要望件数は、全体で549件の要望がございました。その要望の内訳につきましては、建設課要望が368件、総務課や市民環境課、教育委員会等、建設課以外の要望が73件、そして岐阜県への要望が109件でございます。このうち建設課に対する要望の達成率につきましては、実施済み、予算化済みと合わせて、本年度分でございますが、211件、パーセントで申しますと約57%になります。また、建設課以外、他課に対する要望の達成率につきましては、実施済み、予算化済み合わせて31件でございます。率で申しますと約42%となっております。今後とも、市民の皆さんの要望に1件でも多く……。

失礼しました。先ほど、全体の件数でございますが、訂正させていただきます。全体の件数を549件と申しましたが、546件に訂正をさせていただきます。

そこで、建設課以外の予算枠、予算で31件が実施をできるということで、率にいたしますとおおむね42%となっております。今後とも、市民の皆様の要望に1件でも多く応えるよう、限られた予算の中で実施できるよう努力してまいりたいと考えております。

また、岐阜県に対する要望につきましても、岐阜土木事務所長による現地視察を初め、機会あるごとに要望活動を実施してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） またまたきちっと端的に答えていただきましたが、件数もかなり本当に毎年ふえたり、金額が上がっておるので来年度は少し少なくなるのかなという気持ちはありますが、ここで再々質問としまして、今の答弁でも、やはり各財政難ということでありまして、限られた予算の中でということでしたが、毎年の要望に100%応えるということはまず難しい。これは、国のことにしても、地方のことにしても、県のことにしてもそうではありますが、まず難しい。それであれば、100%に向けてどのような対応を持っているお考えか。また岐阜土木などに要望したものは何%実施できているのか、県のほうの答えも聞いていただきたい。今、ここで県のことに関して答弁をくれというのは難しいと思います。これが市のことであれば担当課が調べに行くと思いますが、県のことに関しては難しいと思いますが、県に要望したもの、どこが片づいておって、何%できているのかと、これもきちっと調べていただき、また後日でよろしいので

教えていただきたい。

そこで、最後に市長の答弁に求めますが、100%になるまでどのような方向で行くのかを先ほど言いましたようにお答えしていただきたい。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

ただいま、2点の御質問だったと思いますが、まず1つ目の、100%という要望に対する実績の達成に向けての市の考え方ということだと思っておりますが、ただ、100%と申しますと、それぞれの自治会の要望がございまして、地域の実情等がございまして、なかなかそこら辺のバランスをとっていくことが必要かと思っておりますし、そもそも要望に対して基準がございません。例えば、舗装工事が傷んでおるといった要望がございまして、その舗装の劣化度と申しますか、傷みぐあいも違いますし、そういったことを、全体の状況等も、市内全体、その道路の状況等も勘案しながら進めなければならないと思っておりますし、また、その要望が、安全性とか利用頻度とか、そしてまたそれぞれの地域のバランス等も考慮しながらの総合的判断になっていくものと思っております。

そういったことから、例えば今の57%がことしできたので、その残りの四十数%は来年にするという前提での予算と申しますか、その判断になるものではございませんので、あくまでも総合的に判断しながら、毎年要望箇所の依頼はしておりますので、そういったことを踏まえながら、それぞれ限りなく100%にできるように努力をしていきたいと考えております。

また、2点目の、岐阜土木、県への要望の実態でございまして、また後日、御質問にもございましたように調査をいたしまして、箇所数と箇所づけの位置、そして施工の状況等を説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君、質問を変えてください。

○5番（石神 真君） 再々質問までということですので、この件は終わりますが、次の2点目、これも本当はこれと一緒にやろうかなと思っておった案件ですが、中身について少し変えてくれということでありまして、これももともと自治会要望の一環の1つだと私は思っております。そこで、緊急輸送道路の計画という形で2点目の質問をさせていただきます。

現在、山県市が合併する前でございまして、北部、特に美山町時代に緊急輸送道路として計画がありました国道418号線、笹賀の消防署のところから葛原、塩後、本巢市の境の間の計画についてでございます。

これについて、当時、自治会は道づくり住民会議などといろんな会議をつくり、418号線の早期拡幅といいますか、緊急道路という形で一生懸命やっておりました。その中で、一刻も早く岐阜土木事務所等の関係各位に対して陳情等の行為を、行動を起こしていただくよう要望するものでございますが、これについて山縣市としての今後の計画はどのように考えていくのか。

これにつきまして、ここに私の資料がございますが、これは先日、今までの会議の経緯とこのような道路の地図、市長のほうに渡させていただきました。これによってしっかりと中身を見ていただき、今までの道づくりの会議なども、担当課ないしまた昔の方々から聞いてきちっと精査をされたと思っております。これについての答弁を求めますが、この緊急輸送道路の計画と、なぜ私が今これを言うかといいますと、これは私事ではありますが、かみさんの在所が今のチャオの御岳の真下の、昔、高根村というところでありまして、国道356号がありまして、ダムの横を走って走って走り転がして、41号線から1時間余りかからないとそこまで行けません。それが最近では、政治の力か何かわかりませんが、トンネルができ、まず最後のトンネルを今掘っている最中ではありますが、地震のおかげでトンネル工事もとまってしまい、また、地元にあった診療所も医師の撤退で、病院に行くまで1時間以上、高山の病院までかかります。向こうの人に言わせれば、救急車が来るまで何とか生きておるが、救急車に乗って病院まで行くまでに死んでしまうと。とにかく救急的な、緊急的な道路が必要だと強く訴えられております。

まだこの山縣市は、今の谷合、葛原の奥から岐北病院まで、また救急車も素早く北から走りますので、そのようなことはないと思っておりますが、何せ谷合から奥は一本道でございます。いざというときに、物資の搬入、また救急に対しての通る道が全然ありません。昨年も、緊急避難といいますか、あれが発令されましたが、二、三人か四、五人移らただけで、実質、よく聞きますと、一本の道が崩れたとき、わしはうちに帰れんから避難しなんだと、こんなような話も聞かれますので、よく考えて答弁をいただきたい。市長をお願いします。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

国道418号は、岐阜県地域防災計画によりまして各地の防災拠点を結ぶ緊急輸送道路ネットワークに指定されている重要な路線でございます。議員御指摘の国道418号、笹賀から本巣市の境においても、岐阜県により橋梁の耐震化など補修工事が優先して行われてきたところでございます。しかしながら、この区間については道路幅員が狭い箇所が多いことから、防災上また生活道路としての機能を十分果たすよう抜本的な改良が必要で

あると考えております。

平成13年度に地域住民で組織する国道418号道づくり住民会議が発足し、笹賀から当時の根尾村境までの区間についてルートの検討を行い、平成15年3月には、岐阜土木事務所へ検討結果の提言と早期改良の要望を行っております。

本市といたしましても、国道418号の改良事業につきましては、現在行われております中洞工区の早期完成とあわせて、笹賀から本巣市境の事業着手について機会あるごとに岐阜県に対し要望してまいりました。本年度、この笹賀から本巣市境の一部に当たる田栗地内の水棚工区が新規事業として採択され、現在、岐阜県におきまして測量、詳細設計及び土質調査が行われているところでございます。

また、国道418号、笹賀から本巣市境の改良事業が行われるに当たって、道路用地の確保が円滑に進むことにも大きく貢献できるものとして、平成14年度から行っておりますこの地域の国土調査法によります地籍調査事業についても着実に進めていきたいと考えているところでございます。

今後も、地域住民の強い願いでありますこの国道418号、笹賀から本巣市境全線の改良計画が早期に事業採択なされるよう、岐阜県に対しまして要望活動を引き続き行ってまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力のほどをお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） 資料の中もきちっと読んでいただき答弁いただいたと思っておりますが、この国道418号道づくり住民会議により、平成15年3月にルートの提言と要望活動を行ったとのことでありました。また、本年、水棚工区が事業採択となったことを聞き、長い年月がかかったとはいえ、地域住民には希望の光が見えてきたように思っております。道路事業を行っていくには、やはり住民の熱意と協力が必要不可欠ではあります。そこで、この資料にもありますが、地元の地権者は改良事業の協力同意をしていくと、また、各ルートにおいてはある程度了承済みだという資料にもございます。

そこで、国道418号の笹賀から本巣市境までの道路改良について、地域住民と一体となって関係機関への陳情活動を行ってはいかがと思いますが、市長の考えをいま一度伺いいたします。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

この国道418号笹賀から本巣市境の道づくり住民会議に携わっていただいた皆さんにまづもって感謝と敬意を申し上げます。私は初めて今回この一般質問で、

これは新しいルートがあるということは聞いておりましたけれども、地域の皆さんの総意といいますか、会によってつくられたという認識はなかったわけでございますけれども、これは県のほうでつくられていたという、そんなような認識をしておりましたが、本当に敬意を申し上げるものでございます。

そうしたことも踏まえまして、議員御指摘のとおり、道路改良事業につきましては、特に地域の皆様の御理解と協力が必要でございます。本市といたしましても、そうした意見をしっかりお聞きしながら、今後とも積極的に、418号、笹賀から本巢市境の全線にわたる改良計画の事業が進みますよう積極的な要望活動を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） 一生懸命進めていただくということではありますが、市長も知らなかったと、あくまでも県がやっておったことではないかと。いかにもちょっと寂しい話でありまして、先ほどいろんな話がありましたけど、やはりおもてなしを目指すと市長は前に言いましたけど、そういう気持ちがあるのなら、やはり地元の気持ちも受け取っていただく、それこそよそから来た人へのおもてなしもできるのではないかというふうに考えておりますが、再々質問にします。

今、私は陳情活動をしたらどうかということ再質問で言いましたが、今の答弁では引き続き要望していくという話であります。要望じゃなく、私は、関係機関と同行し、陳情に行くと市長に答えていただきたかった。そこで、少しちょっと期待外れではありますが、いま一度市長に、関係各位とこれに携わった役員と、また各地域の方の本当の熱意を持って陳情に行っていたきたい、できれば素早く行動をとっていただきたい、そんなように思いますが、いま一度市長に心強い答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えいたします。

私は陳情と要望は同じ行為だと認識しておりましたので、特段、今お話にございましたような地域の方と一緒に陳情、皆さんがそういったお気持ちでみえれば、この会議の皆様方と一緒に積極的に陳情、要望活動を行いたいと思っておりますし、特に先ほど御説明申し上げましたように、ずっと県は今の工事の工区が完成しなければ前へ進めないということをおっしゃっていましたが、これは特に美山の北部地域の自治会要望と申しますか、そしてまた、市政座談会の折にも毎回要望がございまして、それがことし初めて前へ進んで、昨年度仮設計、ことし本設計に入りまして、消防署から上の部分につきまして新た

に事業着手をしていただけるということでございます。県におきましても、新たな事業着手箇所というのは非常に今の財政的に厳しい中での少ない箇所の1カ所でございます。着実に県におきましても限られた予算の中で進めていただいております。

また、そうした中でも、陳情、要望活動は、特にこの1年間、私も身をもって体験しましたが、大切な行為であると考えておりますので、積極的に、行っていただけるのなら皆さんと一緒に行って要望活動、陳情活動を行いたいと思います。

以上でございます。

○5番（石神 真君） ありがとうございます。

○議長（藤根圓六君） 以上で石神 真君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で11時10分まで休憩といたします。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位3番 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） それでは、通告に従い一般質問をいたします。

市長に、今後の市道の整備についてお伺いをいたします。

道路は、広域的な交流の促進をし、企業誘致や観光振興といった産業面のみならず、通勤や通学、物流、救急医療といった市民の日々の暮らしや生命を支えるなど、市民生活や社会・経済活動を支えている最も基礎的な社会資本であります。地域が一体となって発展していく上でも、重要な役割を担っていることは御承知のとおりであります。

特に、人、物の移動を自動車交通に依存している本市の状況は、道路整備は将来の山形市の発展のためにぜひとも必要であり、とりわけ東海環状自動車道や国道256号線、また418号など、交流を促進させる広域幹線道路のネットワークの整備は、交流人口の拡大による社会、経済の活性化による企業進出、雇用機会の確保など、多くの可能性が期待できることから、私は早期整備が重要な課題と考えております。

本市の幹線市道の整備は、南・八京線、市役所裏側の国道256号線までの市道整備が行われてきました。現在、東海環状自動車道へのアクセス道路として市道02011号線、通称西深瀬農免道路が一部工事着工、また、市道02010号線、これは路線名は東浦線が測量されておりますが、工事着工はまだ未定と思われまます。

そこで、次のことについてお尋ねをします。

1点目に、市道11013号線、これは主要地方道関・本巢線から中濃用水沿いに岐北厚生

病院南を通過し、市道11001号線、通称佐賀本町線に接続する道路です。主要地方道関・本巢線の信用金庫前交差点の渋滞を避けるため、この道を利用する交通量が多くなっており、地元自治会よりも道路整備の要望が出されております。

なお、本市道路整備については、平成20年第2回定例会において同僚議員からも一般質問がされており、当時の基盤整備部長は、路線も少し精査するとか、有利な補助金制度、市の財政面もよく考慮の上でのことと、実施時期を検討するとか回答されております。検討結果、工事実施予定をお聞かせください。

2点目ですが、市道02002号線、市道南・八京線を西へ、JA高富斎場北、銘豊製菓園前を通過し、新川を横断して256号バイパス区間への道路整備については、銘豊製菓園前から新川までの区間は道路整備が完了しておりますが、その他の区間の道路整備はどのような計画になっておるのか。また、新川に新しく橋を架設するため下部工事が完了していますが、上部工事はいつ施工予定なのかお聞かせください。

3点目に、今後の市道整備計画路線はどこを予定しているのか。今質問しました4路線以外でお答えください。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 市道整備についての御質問にお答えします。

まず1点目の市道11013号線、南交差点から佐賀本町線への接続道路改良工事についてでございますが、主要地方道関・本巢線の渋滞の緩和及び高富環状道路の位置づけをしての整備を高富の連合自治会よりも要望をいただいております。本市といたしましては、高富地区あんしん歩行エリア整備計画にも位置づけられている重要な路線と考えております。

しかしながら、現時点では、旧国道256号交差点改良や家屋移転補償など膨大な事業費がかかることから、早期での事業着手は困難と考えておりますが、今後、一括交付金等有利な制度を活用するなど、事業の早期実現を図っていきたくと考えております。

次に、2点目の市道02002号線の改良につきましては、一部道路改良及び新川河川改修工事に伴い橋梁の下部工は完了しておりますが、上部工の架設及びこの橋梁に取りつける東西道路の改良工事が未着工となっております。この路線につきましても、家屋の移転補償など事業費がかかることから、早期の事業着手は困難なものと考えております。

そのほか、優先的に進められている市道02011号線、通称西深瀬農免道路と東海環状自動車道へのアクセス道路となる国道256号高富バイパスとの交差点改良工事を実施し、ぎふ清流国体に合わせてこの9月14日に開通することができました。今後におきましては、この西深瀬農免道路の改良事業を進めるに当たって、西深瀬の4自治会で立ち上げてお

ります検討会と調整を図りながら整備を進めていきたいと考えております。

また、市道02010号線、通称東浦線につきましても、インターの建設、国道256号の北進にあわせて順次整備が必要と考えており、国、県とも協同しながら整備を進めていきたいと考えております。

いずれの路線にいたしましても、山県市の発展に欠かせない重要路線と考えており、具体的な時期等は申し上げられませんが、財政状況等を考慮しながら進めていきたいと考えております。

次に、3点目の今後の市道整備についてでございますが、厳しい財政状況ではあります、第1次総合計画をもとに、国・県道の整備、防災上の観点、地域のニーズ等多方面から検討し、都市計画道路の改良を初め、より有意義で計画的な整備路線を選定し事業を進めていきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） ただいま質問いたしました3点の答弁をいただきましたが、まことに満足いく答弁がもらえなかったので再質問いたします。

まず1点目ですが、市道11013号線につきましては、平成20年に第2回定例会において同僚議員が一般質問の回答と全く同じで一步も進展がありません。これは4年たっていますので、本当にそれでいいのか、あそこの混雑を解消できるのかということを考えていただければ、まずもって市長みずから行っていただいて、朝の混雑なんか特に見てほしいということで思っておりますが、その答弁の中で、都市計画道路として指定を検討するとか答弁されておりますが、その経緯と結果はどのようなようでしたか。

2点目、前回、大きな事業費がかかる、また、実施時期は言えないが、路線はもう少しよく精査し、有利な補助制度、市の財政面もよく考慮した上での実施時期を検討すると答弁されておりますが、前回の答弁から本当に4年たっております。的確な答弁がいただけたらと思いますが、検討した結果を、概算事業費をお尋ねします。

また、次に3点目ですが、市道02002号線につきましても、家屋補償、移転費補償など事業費がかかるから早期事業着手は困難との答弁でしたが、今の新しい鳥羽川ですね、新しい新川に架設する橋脚の上部工の工事はどのような計画が立っているのかお尋ねします。

以上、2路線の3点につきまして市長に再質問いたします。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

平成20年の第2回定例会における市の答弁についての御質問でございますが、先ほどお話にございましたように、1点目は市道11013号線の都市計画道路の指定についての御質問、2点目は概算事業費についての御質問、3点目は市道の02002号線について、上部工の計画についての3点の御質問がございますが、現在、20年当時と比較いたしますと、道路整備状況が大きく変わってまいりました。その大きな原因といたしましては、平成20年度、東海環状自動車道の事業が要望段階から測量、用地買収補償と進んでまいりまして、本年度には本体工事にも着手していただけるということでございます。

県におきましても、東海環状自動車道、（仮称）高富インターチェンジの開通に合わせ、アクセス道路となるこの国道256号線の整備が急ピッチで進められております。本市といたしましても、この国道256号にアクセスする市道02011号線、通称西深瀬農免道路と市道02010号線、通称東浦線の道路改良を最優先に実施しております。

したがって、御質問の市道11013号線及び市道02002号線のみならず大規模な市道の改良事業につきましては、財政面などを考慮いたしますと、早期の着工は難しい状況となっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（藤根圓六君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） 本当に寂しい限りで、返答が。それでも、再々しますが、4年間の間、概算事業費としての積算もされずに、頭からやらないという、大規模な事業費がかかるからとか、そういうことを積算もしないで今までやってこられたということも疑問に思うし、やっぱり自治会要望もありましたし、同僚議員もやっぱり4年前、1日3,000台から通る道、また、朝夕の時間には、特に朝、40分で270台がそこに集中するという、また、子供たちも自転車の通学、高校生の通学等々も踏まえながら、危ないということを出されております。

そういう関係で、11013号線の交通量は、本当に数値を示されたとおりに変わっていないんですね、あんまり。いつ事故が発生してもおかしくない。特に僕が懸念するのは、緊急車両、救急車等があそこを利用するんですね。あの岐北病院等、また、岐阜のほうに行く病院でもあそこを通過していくので、非常に緊急車両があんな狭いところを通ってもいいのかと僕は疑問に思いますし、中濃の用水の橋、あれをちょびっとでも拡幅してもらって、やっぱり道を何とか、今2メートル70ぐらいしかない道ですけど、その向こうは6メートルありますので、そこだけでも何とか考慮していただき、やっていただきたいと思っています。

また、30キロ制限のゾーン、高富小学校、どこの学校区も30メートルゾーンというのが、きのう新聞に載ってましたですかね、あれを実施されるようになりまして、通称

佐賀本町線、あそこの本町の3丁目の信号から、混雑を避けるために、朝やっぱり今の本町の信号を経て、それで今のちょうど深尾スタンドのところから小学校前を歩いていく車がふえております。これは、30キロでとてもとても走れる状況でない走り方ですね。朝、僕はたまさか今ずっとあそこを通っていますので、あそこなんか、本当に朝、車、片方でちょうど保育園の入り口の道でとまっていると、信号からあそこは、多分70キロから80キロで来ますわね。そういう状況に陥っていますので、これを解消するにもあの信号から真っすぐ11001号線から11013を拡幅してもらえれば、そういうことに陥らずに、たまさか通過の車か知りませんが、迷惑をこうむるのは地元市民ですので、そういうことを踏まえながら今後早急に考えていただき、いろいろ財政面では厳しいとおっしゃいますが、私は、最終的にはあの線を広くすれば山口市の南口の玄関先として環状道路としてつながるんじゃないかと、そういうことも考えておりますので、そういった面を考慮して再々質問にお答えいただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えいたします。

今議員御発言のように、高富小学校がございまして、ゾーン30指定をしたこともございますので、御指摘のような道路形態で車が混み合うということが十分想定されますし、また、岐北病院もございまして、そうしたああいっただ地域の中での事業としての位置づけは必要なものと考えておりますけれども、いわゆる概算事業費を出すには、ある程度見込みを持つての概算事業費の積算になるかと思っております。そういったことを思いますと、これからいろんな形で、また来年に向けましても補正予算があったりというようなこともございます。ございますが、そういったことも含めながら、何とか財源の確保ができるものならば、そういった計画を前向きに検討したいということも思っております。

また、2つ目の新川につきましては、今のところ、先ほど答弁させていただいたように、非常に経費に対する利用状況を考えますと、まだ上の橋、橋梁の設置につきましては、まだかなり先のことになるのではないかと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（藤根圓六君） 以上で武藤孝成君の一般質問を終わります。

通告順位4番 杉山正樹君。

○6番（杉山正樹君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

廃屋の処理及びその対応について、副市長にお尋ねをいたします。

山口市には誰も住んでいない廃屋状態の家があちこちで見受けられます。特に住宅密集地

で、しかも交通量の非常に多い道路に面したところに、廃屋の屋根が落ち、建物の間口部分のみが残った状態で、それを建物の柱がかろうじて支えておるといったような状況で、中には草が生い茂っている状態は、建物というよりむしろ危険物と言ったほうが正しいかと思いますが、私はいずれ撤去されるだろうと思って眺めておりましたが、長い間放置をされたままでございます。今は台風シーズンでもあり、また、わずかな地震でも必ず倒れ、大きな事故を引き起こすことになると思いますが、この状態をいつまで放置するつもりでおられるのか、お答えをいただきたいと思います。

また、これも、田んぼの中や山の中の一軒家ならともかくも、周りに多くの方が住み、交通量も非常に多い場所の廃屋処理について、行政の対応策を具体的に説明をしていただきたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 松田副市長。

○副市長（松田 勲君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

廃屋とは、いわゆる住む人がなく荒れ果てた家ということでしょうけれども、所有者等による適正な管理が行われていないということによりまして、例えば建築基準法上の表現をかりるならば、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば保安上危険となり、または衛生上有害となるおそれがあると認められる建築物ということになります。

廃屋が引き起こす問題といたしまして、壊れた破片の落下、屋根の積雪による落雪、倒壊による危険、ごみなどの不法投棄等生活環境への影響、青少年犯罪等事件発生の可能性、火災の危険等安全な生活への阻害を初めとして、良好な景観の阻害、まちのイメージの低下等、非常に多くの問題が生じております。

また、今、この廃屋問題は、少子高齢化や核家族化、若者の他地区への流出等、そういった理由により全国的に社会問題化しておりますが、一方で、敷地内に無断で立ち入ったり家屋を撤去することは所有者等の同意が不可欠でありまして、同意が得られなければ、あるいは所有者等が不明の場合は、なかなか対策がとりづらいというのが現状でございます。

本市におきましても、市の中心部、中山間地を問わず、廃屋、空き家がふえているといった認識は持っております。近くの住民の方などからの苦情や御指摘をいただいた場合には、現地を確認いたしまして所有者または関係者を特定いたした上で、現況の写真等そういったものを添えて解体撤去などの対応をお願いしてきたところでもございます。

本市における倒壊などの危険性の高い建築物の件数については、今のところ正確に把

握しておりませんが、平成22年度以降にこうした問題で自治会や隣接する住民の方々から7件の苦情を受けておりました、担当課においてその都度対応をしてきております。そのうち解体に至りましたのは高富地内で1件、改修工事は高富・美山地内で各1件、それ以外は建物所有者が行方不明といったような理由などで改修工事も行っていないのが実情でございます。

なお、他の自治体においては景観条例といったものを制定して、廃屋除去の代執行を規定したり、財政的な支援として廃屋の解体撤去に要する経費の一部を補助するため補助金要綱を整備しているところもございますので、本市の実情を踏まえながら、今後、関係課が集まって研究をしていくこととしております。

差し当たっては、建築基準法のほか、本市の環境基本条例において市の責務として、景観の保全等、生活環境、居住環境の整備を、また、環境保全条例においては市民の方々が良好な環境の確保、市の火災予防条例では空き家の管理を定めておりますので、これらに基づいて廃屋問題の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 杉山正樹君。

○6番（杉山正樹君） そこで、こうした廃屋は地域や自治会単位でどれだけあるのかしっかりと把握はできていないということでございますが、実態を早急に調べ、消防署や警察にも共有していただきたいと思っております。先日も、こうした類の建物が出火原因の火事も発生をいたしております。

さて、なるほど廃屋となる経緯はいろいろとあるでしょうが、問題はその対応策であります。ただいまの答弁で、所有者の同意が不可欠であるとのことでございますが、それは何の同意を求めるのでありましょうか。撤去、それとも改修工事を市がやるので同意をしてくださいと、こういうことなのか、どうでしょうか。また、所有者が不明の場合は対策がとりづらいただけでは事は前には進みません。今後新たな物件も出てくると思いますが、しっかりとした条例を早急に制定しておかないと大変な問題が起こるのではないかと思います。関係各課で十分検討していただきますことをお願いいたしますが、他市などの取り組みなど参考にお話しをいただき、今後の進め方について御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（藤根圓六君） 松田副市長。

○副市長（松田 勲君） 再質問にお答えをいたします。

まず、廃屋の実態を早急に調べ、消防署や警察署と共有したらどうかと、そういった御意見をいただきました。先ほども説明をさせていただきましたように、本市におきま

しても廃屋や空き家がふえているとの認識は持っておりまして、そのうちどれだけのものが危険な状態にあって、また有害な状態なのかをちゃんと把握することはやはり必要だと考えております。自治会の方々とも相談をさせていただきながら、御意見のとおり早い段階で実態の調査を実施いたしまして、また、その結果を踏まえて関係課による研究会で本市の実情に見合った対応策をしっかりと検討してまいりたいと考えております。

次に、所有者の何の同意を求めるとかというお尋ねでございますけれども、廃屋といえども所有者の持ち物でございますので、無断で立ち入ったり勝手に撤去するといったことは、民法で定められました所有権を侵すことにもなります。したがって、まずは所有者に適正な管理をお願いすることになりますし、また、これに対策を講じようとするれば、当然所有者の同意が必要ということになるということです。

建築基準法第10条によれば、特定行政庁、ここでは県の建築事務所ということになりますが、特定行政庁は、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、また著しく衛生上有害となるおそれがあると認められる場合は必要な措置をとることを勧告することができる、あるいは措置をとることを命ずることができると、このようにしておりますが、この「著しく」といったところに具体的な基準はなく、運用が難しいということで、県によれば、ここ何年かは措置した事例はないということでございます。

そのような中で、今後の進め方はいかがかといった御質問でございますけれども、先進的な自治体においては、けさの新聞にも岐阜県域の町の話が載っておりましたが、所有者の責務として適正な管理を明記し、それがなされなければ、そうするように自治体側が助言、指導、またそれが改善されなければ、勧告、措置命令、さらに代執行までを条例で定めているところもございますし、また、解体撤去に補助金を充てているところもございます。そうした他の取り組みを参考にさせていただきながら、本市にとってふさわしい形での対応策がどういったものなのか、そういったものを見出して、必要があればその条例化も念頭に置かせていただきながら、できる限り早く具体化をしてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 杉山正樹君。

○6番（杉山正樹君） そこで、話は少しそれますが、同様の状態というのは、お墓とかあるいは墓地などにつきましても同様の問題を抱いております。そんなことで、墓地管理上も大変苦勞をいたしておるところでございますが、さて、市長にお尋ねをいたします。

偶然ではございますが、けさの岐阜新聞の1面記事をお読みになったかと思いますが、笠松町がこうした廃屋に対する県内初の条例制定がされました。内容は、倒壊の危険や防犯上の懸念がある空き家に対して、解体など行政代執行を含んだ空き家等の適正な管理に関する条例を可決したわけでございます。強制措置の行政代執行に踏み込んだ条例は全国でも珍しく、県内でも初めてということでございます。

こういう記事が出たわけでございますが、私は、先ほども再質問で述べましたとおり、この条例を早急に制定すべきと申し上げたところでございますが、この笠松町の例等も含め、早急にこうした条例制定をして、そして、そうした危険な建物が行政で代執行していかれると、こうしたことは大変必要なことだというふうに思っております。これはちょうど国体が始まるわけでございますが、多くの皆さんが当地においでになりますが、安全で安心な美しい山県市にお迎えをしたいものと考えておりますが、市長、その辺も含めまして、今後の方針についてお考えを述べていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

議員から御指摘をいただいております、空き家と申しますか古くなった廃屋につきましては、景観上だけでなく防犯、犯罪の面におきましても問題となっておりますし、過日、そういった町内で火災も発生したというような状況でもございます。また、かつてこういった問題は、山県市内、過疎地もそうではございますけれども、この旧の高富の町なかにおきましても非常に多く見られておるような状況でございまして、また、そうした昔はにぎわっていた地域がそういった状況にもあるということで、大変寂しく思っておるところでもございます。

そうしたことを考えますと、市の環境保全条例というような条例がございまして、市の責務と市民の責務を明確に掲げております。市の責務としましては、「市民の健康で快適な生活を確保するため、良好な環境の確保と形成」を上げておりますし、また一方、市民の責務といたしましては、占有または管理する土地とか建物、その周辺を清潔に保ち、相互に協力して地域の良好な環境を確保する、そういった責務があるとしております。

そういったことから、具体的には、先ほど副市長が御説明申し上げましたような県の制度があるわけでございますけれども、今、先ほどのお話にもございました、けさの新聞にもございますような先進事例もございますので、特に代執行についても触れておる条例だということが掲載されておりましたが、本当に山県市内におきましても喫緊の大

きな課題といたしまして、そういった条例の制定に向けまして早急に検討を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤根圓六君） 以上で杉山正樹君の一般質問を終わります。

通告順位 5 番 吉田茂広君。

○3 番（吉田茂広君） それでは、通告に従いまして 5 点ほど質問をさせていただきます。企画財政課長にお尋ねします。

過疎地域自立促進計画についてということですが、平成の大合併によりまして山口市が誕生し、はや10年の歳月が経過をいたしました。当議会におきましても多くの先輩議員から、過疎地域、つまり美山地区でございますけれども、その未来に対して質問がされてまいりました。いずれも高齢化が進み、先の見えない不安な状況を何とかしたい。しかしながら、地理的な悪条件であったり生活基盤が弱いというようなことから、どうしても行政に頼らざるを得ないという非常に苦しい現状からの質問でございました。

この自立促進計画は平成23年に改定をされておりますので、私が行う質問は、当然現在の計画についてとなりますが、美山地区の方々がどれほど旧計画に期待をしていたかということをお話をさせていただかなければなりません。旧計画の中で、最も皆さんの期待が大きかったものは、温泉採掘、それから御所野地区の産業団地建設の 2 点でございました。

温泉採掘に関しましては、多額の事業費を必要とするものの、地域の方々と話を進めながら検討をするという御答弁。結局、施設はできませんでしたが、これは現在の経済状況であったり他市の温泉施設の経営状況を考えますと、もしかしたらつくらなくてよかったというふうに言えるかもしれませんが、しかしながら、もし当時温泉施設ができていて今現在もあるとするならば、現在の北部地区の状況がどうなっているかということは、これは本当に神のみぞ知るということではないでしょうか。

御所野地区の産業団地建設につきましては、当初より、県と連携しながら進めてまいりたい。また、東海環状西回りルートが整備され、インターができれば地理的条件がよくなるので、そんな中で努力していきたいといった御答弁でした。これも、平成21年の第4回定例会で、リーマン・ショック以降大規模造成はリスクが伴い、本市としては考えていない。今後は、企業の立地計画に合わせて場所や規模、形状を決定するオーダーメイド方式にて対応するという答弁で、まことに残念ながら御所野地区の産業団地建設というものの自体に対して終止符が打たれました。

お名前を出してまことに恐縮でございますけれども、現議長の藤根議員が、上流部に住む人々、これは戦後の混乱期より農地、森林を守り、中・下流地域の都市生活住民の

生活を守ってきた。そして、今もそこに住み続けている方々とおっしゃいましたが、まさにそのとおりなのでございます。美しい空気、水、それらの供給源は紛れもなく、山口市の場合、美山地区なのでございます。

そこで、現在の計画についてお聞きをいたしますが、本議会で過疎地域自立促進計画の資料も出ておりますので、見ていただければわかると思いますが、いずれも計画書の10ページ、①健やかで安らかなまちづくりということに對しまして、市民相互の協力による災害や防犯対策などの促進について、具体的な方策は何でしょうか。

②便利で快適なまちづくりにおきまして、生活基盤である道路・交通網の整備とありますが、それは国道418号、256号及び主要県道整備を促進すると捉えてよろしいでしょうか。

④活力あふれる産業のまちづくりとございます。新たな企業誘致を図るとありますが、どこに誘致をするのでしょうか。また、11ページ下段、工場の設備を新設、増設した企業には奨励金を交付するとございますが、昨年度の交付金額、交付件数はどれほどでしょうか。

⑥新しい未来を創るまちづくり。非常に漠然としている印象があるんですけども、これは具体的にどういったことでしょうか。

それから、最後の質問ですけども、13ページ中段、都市との情報格差が生ずることのないよう情報基盤を整備していくことは重要であるとあります。現在、フレッツ光のサービスが高富地区まで提供されておりますけれども、美山には計画すらございません。まさにこのデジタルディバイドの解消に向けて具体的な方策はございますでしょうか。

上記の5点についてお尋ねをいたします。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

5点ほどお尋ねのあった事項につきましては、いずれも過疎地域に限らず本市全体に共通するテーマでございます。ただ、とりわけ過疎地域である北部地域の活性化につきましては、特に重要なテーマだとも認識いたしております。そうしたことから、本市全体で取り組んでいく施策と共通するものも存在することをあらかじめ御了解いただきたいと存じます。

まず1点目の、市民相互の協力による災害対策や防犯対策などの推進についてお答えいたします。

まず、災害対策に関しましては、市内全域が対象とはなっておりますが、自主防災組織の育成強化を図るため、自主防災組織が行う防災活動に要する経費に對しまして補助

制度を設けているほかに、NPO法人と連携した家具等転倒防止器具設置推進助成金の制度や木造住宅耐震補強工事費の補助制度などを設けております。

8月26日には美山地域におきまして総合防災訓練を行いました。NPO法人災害ボランティア・サポートセンターの事務所は美山地域にもございますし、まさに市民相互の協力による災害対策を促進してまいりたいと考えております。最近、特に自助、共助、公助と言われますように、防災はまずは自助の意識、次に地域コミュニティが重要でございますので、例えば、ハザードマップの作成ですとか、各種無線等の整備は行政のほうで行わせていただきますが、これらを市民の方との相互協力の有効な手段として活用してまいりたいとも考えております。

防犯に関しましては、防犯灯の適正化に努めてまいりますが、防犯パトロールにつきましては、各地域のボランティアさんに御協力いただいておりますが、行政といたしましては、まず自助の意識を持っていただき、地域コミュニティが育成されるよう促進し、ふだんからの見回り活動等の活性化を目指してまいりたいと考えております。

2点目の生活基盤である道路・交通網の整備につきましては、無論、国道418号や256号のほか、柿野谷合線等の県道等も含まれているものと考えておりますが、こうした幹線へ接続するアクセス用の市道を主体としまして、長期財政事情を踏まえた予算の中で整備してまいりたいと考えております。

3点目の新たに企業誘致する場所のお尋ねでございますが、具体的に特定しているわけではございません。無論、御所野は有力な場所ではございますが、山田地区や、今般、旧乾小学校に企業が入っていただけましたように、企業進出の個別のニーズに対応し、広く柔軟に対応してまいりたいと考えております。

なお、昨年度の奨励金の実績につきましては、市内全体では6件、796万6,917円で、そのうち過疎地域におきましては1件ですが、123万9,301円でございますが、いずれも工場等設置奨励金というものでございまして、雇用促進奨励金の該当はございませんでした。

4点目の新しい未来を創るまちづくりに関するお尋ねでございますが、少子高齢化の進展は避けがたい現実の中にございまして、そうした社会でも市民の方が幸せに暮らしていくためには、地域コミュニティが育成されるよう促進し、市民の方と行政との協働型のまちづくりを推進していくしかないものと考えられます。

そこで、行政といたしましては、行政情報を初めとする市の保有する情報の積極的な提示によりまして、市民の方の参加を促進したり、NPOの活動や自治会等のコミュニ

ティー活動を支援していくことが重要であると考えております。そうしたこともございまして、本年度からは美山支所には保健師が駐在しているものでもございます。

5点目のデジタルディバイドの解消に向けての具体的な方策につきまして、地場産業の多い過疎地域への高速通信網の整備は重要なテーマだと認識いたしております。そのため、NTT西日本に対しましては、フレッツ光のエリア拡大を要望してまいりたいと考えておりますし、ケーブルテレビの指定管理者であるシーシーエヌとも、より高速化となるよう研究してまいりたいと考えております。

冒頭でも述べましたように、北部地域の活性化は本市の重要なテーマの1つでもございますので、行政としては英知を絞って対応してまいりたいと考えておりますが、過疎地域の自立促進は最終的には当該地域住民の方々意識がとても重要だと思われまます。そうした市民力の醸成にも力を注いでまいりますので、議員各位の御理解と御協力を切にお願いしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 吉田茂広君。

○3番（吉田茂広君） それでは、再質問をさせていただきます。

今、何点かの私の質問に御答弁をいただきました中に、地域コミュニティーが重要だというお話が出てまいりました。私も本当にそのとおりだと思います。災害防災に対し、まずは自助の意識を持ち、地域コミュニティーが育成されるよう促進し、また、少子高齢化の進展は避けがたい現実の中において、そうした社会でも市民の方が幸せに暮らすために地域コミュニティーが育成されるよう促進し、それから市民と行政等の協働型のまちづくりをというふうにお答えをいただきました。

地域コミュニティーにはいろいろな形があると思います。当然、先ほどの答弁の中にございましたNPOもそうでしょうけれども、私は、安心・安全のまちづくりのかなめとなる地域コミュニティーというのは、それぞれの一番小さな単位自治会だというふうに考えています。しかしながら、限界集落という言葉がございしますが、まことにどこの誰がつくっていただいたかわかりませんが、非常に不愉快な言葉ですけれども、美山の北部地域は限界集落というふうに呼ばれておりまして、高齢化により自治会そのものが崩壊するという危険すらございます。

今、最後の課長の御答弁の中で、それぞれの地域住民の意識、それが一番大切だ、一番重要なテーマだと、そういうふうにお答えをいただきましたけれども、一生懸命やろうと思っても、人がいない。どうしても高齢化をしているので、自治会活動に一生懸命取り組みたい、みんなのことを一生懸命自治会で解決をしていきたいという思いがあっても、なかなかそれが現実的に無理だということがかかり多くございます。そうした

ところに対して、行政としていかに手を差し伸べていくのかということが大事だと思いますけれども、そのあたりのお考えを何かございましたらお聞きしたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えさせていただきます。

議員御発言のように、本市におきましては、地域コミュニティーのかなめとして単位自治会には重要な役割が期待されつつも、高齢化によりましてそうしたコミュニティーの維持が困難な地域が現に存在し、また今後出てくるであろうことは容易に想像できます。

そうした中、当課では、国の制度であります、集落支援員と地域おこし協力隊というものを検討いたしているところでございます。集落支援員と申しますのは、市が集落対策の推進に関してのノウハウや知見を有した者を支援員として市のほうから委嘱しまして、市の職員と連携して集落への目配りとして、集落の巡回ですとか状況把握等の実施など集落対策をしようとするものでございます。また、地域おこし協力隊と申しますのは、都市からの定住、定着を図るため、地域おこし活動の支援ですとか農林業の応援、住民の生活支援など地域協力活動に従事してもらえる人に対しまして委嘱をしまして、地域の活性化に貢献していただくというものでございます。

なお、これらの報酬等は地方交付税の特別交付税というものに対象とされますことから、来年度の実現に向けまして現在前向きに検討いたしている最中でございます。

以上でございます。

○3番（吉田茂広君） 終わります。

○議長（藤根圓六君） 以上で吉田茂広君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で1時まで休憩いたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位6番 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております3点について順次質問をさせていただきます。

初めに、公共交通について企画財政課長と生涯学習課長にお伺いいたします。

ことし10月1日から自主運行バスの見直しによるダイヤ改正や運行経路の変更、そして循環線の廃止が行われます。また、これまで何回も要望をしましてまいりましたデマンド

型交通がおでかけワゴンとして、谷合から青波、富永間で半年間社会実験されることになりました。関係地域の皆さんには多く利用していただきたいと思います。

これは一部地域の改善となっていますが、今、本市の中には、このようなデマンド型交通システムを待ち望んでおられる方が多くおられます。以前から何度も質問をし、また、予算要望にも市長のところにお伺いいたしましたが、まだ改善されておられません。バス停まで行くのに20分から30分かかかる地域の方が多くあります。今いる場所で住み続けられる環境を整えていくことが公共交通の使命ではないかと思います。このような方々への今後の推進についての考えはどのようでしょうか。

また、伊自良線については増便され、花咲きホールや古田紹欽記念館で開催される事業や公演にバスで行き来することができるようになったのではないかと思います。そして、多くの方に出かけていただいて、十分楽しんでいただけるのではないかと思います。

しかし、残念なことに日曜日にはバスが通っておりません。花咲きホールの公園や古田紹欽記念館の事業は日曜日にも開催されます。貸し館事業はともかく、自主事業は文化振興としても重要な施策ではないでしょうか。このような自主事業実施においては、臨時バスを出す、また、そういったことをより多くの皆さんが施設を利用し、心豊かになっていただけるよう推進していただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えさせていただきます。

まず、伊自良線の増便との御発言をいただきましたが、たまたま実は同時期に営業路線の伊自良線が廃止されるものですから、それらをあわせると実質的に増便となるかどうかは捉え方に個人差がありますことをあらかじめ御了承いただきたいと思います。

さて、まずもってお断り申し上げますが、おでかけワゴンにつきましては、議会からの御提言に十分お応えしたものはなっていないものと考えておまして、御提言にお応えするためのキックオフであるということで御理解をいただきたいと思います。ですので、デマンド交通システムの推進についてのお尋ねでございますが、現時点で推進するかどうかは決めてはおりません。その上で、今後のことにつきましては、そもそもデマンド交通の種類というのがさまざまございますので、まずは市民の方々にどのようなものがあるのかということをお認識いただきまして、それぞれのメリットですとかデメリットについて御理解をいただくことが先決だと考えております。

と申しますのは、デマンド交通の推進派の方はよいところばかりを主張しがちでございますし、逆に反対派の方は悪いことばかりを主張しがちでもあるからでございます。

ちなみに、公共交通の専門的な学者の方は総じて否定的な方が多いようでもございます。

ですが、地域公共交通というのは、地域の特性によって効果はかなり異なるものでもございますので、今年度は、こうしたことも踏まえて市内各所で市民検討会を開催させていただき、市民の方々とともに検討してまいりたいと考えております。

なお、より多く乗っていただくために、例えば、この市役所を起点、終点とするダイヤにつきましても、例えば通常行われる会議を意識して組めないかですとか、開催案内にそういったダイヤを表示して利用の促進を図れないかといったことも現在検討いたしておりまして、直ちに実現できるかどうかはわかりませんが、そういったさまざまなことを視野に入れまして、今年度、よりよい交通ネットワーク計画の策定を目指してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 竹村生涯学習課長。

○生涯学習課長（竹村勇司君） 花咲きホールなどの事業の実施において、臨時バスを運行してはというお尋ねにお答えいたします。

花咲きホール及び古田紹欽記念館の自主イベント事業に市民が参加するために利用できる公共交通機関は、現在のところハーバスのみとなっております。尾関議員には以前から、花咲きホールや古田紹欽記念館の文化事業に多くの市民が参加できるよう、バスの確保に対する御提案をいただいておりますが、今回の臨時バスの件につきましても、地域性初め効率性や経費等を勘案いたしますと、簡単には解決できない難しい問題であると捉えております。

その1つには、山口市は中心部を離れると公共交通機関の利便性は悪く、よほどの高齢者でない限り移動手段として自家用車を利用している現状であることを鑑みますと、臨時バスの利用がどれくらいあるか不明なところであります。

2つ目といたしましては、自主イベント事業の参加者は市民全員を対象としている関係上、臨時バスを走らせ市内全域をカバーするにはバスを複数台運行しなければなりません。また、バス利用者は徒歩での移動でありますことから、バス停を各校区に1カ所程度ではその効果がなく、多くのバス停を設置することが必要であると考えられ、効率面や経費面などを総合的に考えますと臨時バスの運行は困難であろうかと思っておりますが、議員の御発言のとおり、より多くの皆様に利用していただける施設となるよう今後も考えていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 交通弱者と言われる方々というのは今後増加していく傾向にある

と思われます。高齢者の方の中には運転免許証を返上される方もあります。公共での交通確保は喫緊の課題だと思います。

そこで、今お答えいただいた中で、今年度、市内各所で市民検討会を開催するとのこととございました。今年度はもう半年を過ぎてしまいました。いつごろ、どのように開催されるのでしょうか。また、多くの方に乗っていただくために、さまざまなことを視野に入れてよりよい交通ネットワーク計画の策定を目指していきます。このような計画はいつ実施できるのでしょうか。また、文化の里への行事や公演開催に関しても、臨時バスは難しいということとございました。今後、乗っていただける交通との考えも踏まえて、ダイヤを合わせることもよいのではないかと思いますが、そうしたお考えをお伺いいたします。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えさせていただきます。

市民検討会ですとか計画策定につきましては、国庫補助の地域公共交通調査事業というものを活用して考えております。そうした中、国の補助決定があったのが6月29日付であり、その後、プロポーザルコンペによって契約したのでございますが、その契約日が8月6日となりましたので、着手時期が下半期のほうにシフトしてきているということとをあらかじめ御理解いただきたいと存じます。

さて、1点目の市民検討会につきまして、現時点での考え方ではありますが、結論から申し上げますと、市内を6つのブロックに割りまして、それぞれ2回実施したいと考えております。1回目は11月の中・下旬から12月ごろまでに、2回目は来年になりまして1月か2月ごろに実施したいと考えております。

なお、近々のうちに公共交通のアンケート調査の実施を予定いたしてございまして、1回目の市民検討会におきましてはこの結果も御報告したいと考えてございますし、また、具体的な実施時期につきましても、地区の自治会連合会長さん等と御相談もしたいと考えてございますので、実施日は多少前後することがあり得ますことをあらかじめ御理解願いたいと思います。

2点目の交通ネットワーク計画についてでございますが、国庫補助の地域公共交通調査事業をもとに策定してまいりたいと考えているわけでございまして、同調査事業が本年度中ということでございますので、これをもとにいたしますと、今年度中にその調査事業を終え、来年度早々には計画策定できるものと考えてございます。

3点目のダイヤにつきましては、バス路線など地域公共交通の維持はそれぞれ人が乗ってこそのものでございますので、需要に応じたダイヤ改正はとても重要な議論になる

ものと考えております。

ただ、今後のダイヤ改正に関しましては、より地域のほうが主体となって運営していくことができないものか、市民の方が主体となってできないかということも検討をしております。そういったことも市民検討会等で検討していかなければならない重要なテーマだと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 公共交通のなすべき使命として、今、検討会等を進めておられるということですので、早急に実施をしていただくよう要望して、次の質問に移ります。

2点目です。防災について学校教育課長にお伺いいたします。

文部科学省の調査結果、4月1日現在ですが、全国の公立小中学校3万395校、宮城県、福島県の一部を除いてですが、そのうち校舎や体育館の天井や照明器具といった非構造部材の耐震対策を終えているのが全体の32%の9,730校にとどまっているという公表がありました。非構造部材の調査対象は、天井材、照明器具、窓ガラス、外装材、内装材、設備機器、家具等の7項目です。本市においては、このうちの窓ガラスの対応として飛散防止フィルムの貼付を県下で一番に実施されることとなりましたが、東日本大震災では体育館の天井が崩落した学校もありました。避難所となる学校、体育館など、また保育施設や児童館、ピッコロ療育センターなどの福祉施設等、また公共施設の非構造部材の耐震化についてどのように考えておられますか。

また、釜石の奇跡と言われる津波での避難の様子や日ごろの教育の状況を片田教授の講演でお聞きする機会がありました。片田教授は、中学生は体力的にも大人と変わらないので、家族を助けることもできるとお話をしておみえになりました。坂祝中学校では、ことしから1年生の保健体育の授業に、救急救命講習、心臓マッサージやAEDの使い方などを消防署に協力していただいで組み入れているそうです。本市において、救命講習などの授業への取り組みはどのようでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤根圓六君） 宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） 御質問にお答えします。

1点目の公共施設の非構造部材の耐震化についてでございますが、議員御指摘のように、天井や照明器具が落ちれば、大きなけがにつながったり避難場所として使えなくなったりするため、早急な対応が必要であると考えております。本市の保育園と児童館では、蛍光灯にカバーを施したり書棚等に転倒防止器具を取りつけたりしております。小中学校におきましても、転倒防止器具の取り付けを完了し、落下物につきましては目視

にて安全の確認をしております。また、体育館におきましても目視にて安全を確認しているところでございます。

議員がおっしゃられましたように、ガラスの飛散防止フィルムにつきましては、地震のみならず竜巻、突風対策として小中学校、保育園、児童館などにおいてこの秋から工事を行う予定をしております。さらに、より安全な環境づくりのため、文部科学省の指針やチェックリストに基づき、専門家と相談の上、順次対応をしていきたいと考えております。

2点目の救急救命講習についてでございますが、本市では、山県市医師会から平成18年度に各中学校にAEDを寄贈していただきましたことを受け、中学校においては、教職員に加えて生徒や保護者を対象にして講習を行っております。具体的には、毎年、体育の水泳の授業を実施する時期に合わせまして、伊自良中学校と美山中学校では、本市の消防士を講師にお招きし、小グループに分かれ、実際に人形を使いながら心肺蘇生法とAEDの使い方を指導しております。また、学校医からも、心臓の働きや素早い心肺蘇生の大切さについて講話をいただいているところでございます。高富中学校では、今年度より救命救急講習会を計画しており、2学期に消防署の方を招いて、心肺蘇生法やAEDの使い方について実地訓練を実施する予定にしております。

救命救急は適切な措置と時間が勝負でございます。いかなるときも率先して命を救うことができるように、市消防本部と連携をしながら、生徒に繰り返し救命救急講習会を行ってまいります。今後とも、こうした講習を通して自他の命の大切さを学ばせていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 小中学校の落下物や体育館の天井や照明器具については、目視での安全確認ということで、文部科学省の指針やチェックリストに基づき、専門家と相談の上順次対応していくということございました。命を守るための避難所となる学校や体育館です。3連動地震はいつ起きてもおかしくないと言われております。最近では、南海トラフを震源とする大地震の新たな予測も発表されました。このような状況の中ですので、早急な対応が必要ではないかと思っております。今後、校舎や体育館、また公民館や公共施設の非構造部材に対応される計画について学校教育課長に再質問いたします。

○議長（藤根圓六君） 宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） 再質問にお答えをします。

小中学校における非構造部材の耐震化につきましては、今後、天井材、照明器具、外

装材、内装材、設備機器等につきまして点検と対策が必要と考えております。先ほども申しましたが、既に目視により点検を実施したところでございますが、今後は、文部科学省の学校設置者による点検チェックリストの項目に基づき、改めて専門家の目による、ずれやひび割れ、腐食、変形、緩み、欠損等の点検を進めてまいりたいと考えております。そして、来年度のできるだけ早い時期に見積もりを行い、順次対策を講じていきたいと考えております。

なお、総合体育館等につきましては、目視にて安全を確認しておりますことや、天井材を用いていないこと、照明器具が直接支持材につながっていますことから、現時点では安全であると考えております。

公民館等につきましては、本議会において補正計上をしておりますので、特殊建築物定期調査の結果を踏まえながら対策を講じていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 来年度に進めるということでしたので、よろしくお願いをしたいと思います。

3点目の質問に移ります。予防接種について健康介護課長にお伺いいたします。

平成23年2月から、子宮頸がんの予防ワクチン、これは中学1年生から高校1年生が対象です。H i b ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、これはゼロ歳から4歳が対象と。このワクチンの無料接種が実施をされ、早々に接種された方が多くあったようであります。任意接種ではありますが、無料で受けられることで子宮頸がんや細菌性髄膜炎の予防がより推進されていると思います。今後の推進についてのお考えをお伺いします。

インフルエンザの予防接種については、任意接種であるからとのことで何も補助されておりません。子育て支援が推進される中ですが、2人、3人、4人と子供さんがおられる家庭にとって、インフルエンザの予防接種をされる場合、何万円と費用がかかります。他の市町では、1人分の半額あるいは1回接種につき2,000円などの助成をしているところがあります。子供たちの健康を守り、若い世代の子育て支援にもつながることと思いますが、本市の助成の考えをお伺いいたします。

続いて、高齢者インフルエンザ予防接種については法に則して実施されていますが、対象者の約半数の接種率となっています。今後の推進についてお伺いします。

そして、高齢者の肺炎による死亡がふえ続けています。厚生労働省の人口動態統計、概数ですが、それによると、日本人の死因のうち、平成23年はがんと心疾患に次いで約12万5,000人となり3位となりました。これは、前の年よりも上がったということです。

肺炎は、抵抗力の弱い高齢者にとって怖い病気の1つです。その肺炎予防に肺炎球菌ワクチンがあります。1回接種すれば5年程度有効とされています。高齢者が肺炎になると、治療に多額の医療費がかかります。医療経済的にも予防効果は極めて高いとされており、年間5,000億円と推定をされております。このワクチンは1回の接種料が6,000円から8,000円とかかるため、一部助成をしている市町村は約800カ所にふえ、全自治体の半数近くになっているようです。県内でも助成自治体がふえております。本市の助成のお考えをお伺いたします。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） 御質問にお答えいたします。

子宮頸がんワクチン、H i bワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種については、現在、国の助成を受けながら公費負担で予防接種を実施していますが、この助成事業が今年度末までということで、本事業が終了した後、本市としてどのように推進していくかとの御質問と受けとめていますが、これらの予防接種を含む予防接種制度は、国の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において見直しが検討され、本年5月に二次提言がされたところでございます。

この提言では、25年度以降も円滑な接種が行えるようにする必要があるとしております。また、この3ワクチンにつきましては、定期接種化も検討されていると聞いており、今後、これを受けた国の動向を見きわめた上で適切に対処してまいりたいと思っております。

次に、2点目の子供のインフルエンザ予防接種への助成につきましては、予防接種制度において、市として公費負担により接種を勧奨していくためには、国の有効性、安全性の評価を経て、予防接種法に基づき市町村が実施すべき定期接種に位置づけられるなど、国として推奨されるものであることが不可欠であると考えているところでございます。

当市におきましては、予防接種法の定期接種となっている高齢者を対象としたインフルエンザワクチン接種費用については一部公費助成をしておりますが、子供へのインフルエンザワクチンの定期接種化については、国において検討が重ねられた結果、平成17年3月の予防接種に関する検討会中間報告書において、発病及び重症化を防止するための有効性は限定的であり、個人の判断で任意に接種を行うべきものと結論が出されておりますし、1点目の御質問でもお答えいたしました国の予防接種部会における予防接種制度の見直しに係る二次提言には子供へのインフルエンザワクチンの定期接種化は含まれておりませんので、市といたしましては公費助成による接種勧奨は現段階では難しい

ものと考えております。

なお、今後におきましては、国による予防接種法の位置づけに関する検討、有効性、安全性、費用対効果等の研究の推移を見守りながら、それらの動向を見きわめた上で適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目の高齢者のインフルエンザ予防接種の推進についてでございますが、高齢者を対象とした季節性のインフルエンザの予防接種につきましては、予防接種法に基づき市町村が実施すべき定期接種に位置づけられておりますので、本市としても、接種費用の一部を助成して実施してきており、今年度も広報やまがた10月号にて周知を図ってまいりますし、今後におきましても重症化防止を目的として推進していきたいと考えております。

次に、4点目の高齢者肺炎球菌ワクチンの接種に係る公費助成についてでございますが、これは、さきにも申し上げました国の予防接種部会における予防接種制度の見直しに係る二次提言、つまり、この中で高齢者肺炎球菌ワクチン接種も2類疾病として扱うこととしており、定期予防接種化の流れにあるかと思われ、そうした提言を受けた国の動向を見きわめた上で適切に対処してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） インフルエンザの予防接種ですが、高齢者に対しては重症化を防止する効果があると言われていた。また、子供へは重症化の有効性が明確ではないということですが、子供の状況を見ますと、毎年のように学級閉鎖が発表されているような状況だと思います。集団の場所では感染しやすいということではないでしょうか。こうしたことを踏まえると、予防接種を受けておきたいという親の思いは多いのではないのでしょうか。子育て支援の一環として公費助成を考えてはと思っておりますが、いかがでしょうか。

高齢者の肺炎球菌ワクチンの公費助成も国が決めたなら適切に対処するということがありますが、肺炎での死亡率が上がっていることを考えると、一度接種することで5年間程度の有効期間があるワクチンの接種は、早期に接種することが大切だと思います。そして、医療経済効果もあるというふうに言われております。このような公費助成の考えというのを市長に再質問いたします。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） ただいまの再質問にお答えをいたします。

まず、1点目のインフルエンザの予防接種では、高齢者の方は重症化が防げるという

ことで先ほども答弁させていただきましたし、また、議員の御発言にもございました。が、子供に対しましては重症化の有効性が明確ではないということでございます。そうしたことを考えますと、議員の御提言は、子育て支援の一環として公費助成をしたらということでございますが、これはやはり医学的なしっかりとした見地による判断のもとにそういった接種をされるということでございます。今そういったことの判断が明確に出されていない段階での市での助成というものは考えておりません。先ほど課長が申し上げたとおりでございます。

また、高齢者の肺炎球菌ワクチンの公費助成についてでございますが、制度的には非常に効果があるということでございます。これも国が今第二次提言の中で、いわゆるほかと同じように定期予防接種の流れの中にあるということでございますので、この流れに沿いまして本市でも適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 答弁は変わらない状況だと思いましたが、他市町が、子育て支援の一環であると思いますが、インフルエンザの公費助成をしていることもよく考慮していただいて、高校生の医療費助成を率先して実践されました市長には、今後よりよく検討していただくのと調査していただいて、こういうこともお願いをしてみたいなというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤根圓六君） 以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

通告順位7番 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告書に沿いながら、大きく3点お尋ねをいたします。

最初に市長にお伺いをいたします。総合的な農業振興策について。

日本の農業は、就農者の高齢化、あるいは後継者の減少、鳥獣被害の発生の増加、さらには耕作放棄地の拡大等、先行きが不透明な深刻な事態となっております。本市も国と同様、日本の縮図の感が否めない大きな課題を抱えているのが実情でございます。地方分権が進んでいく中で、国の農業振興策に頼ってばかりではいけないというのが現実ではないかと思えます。こうした危機的な状況の中で、農業再生の総合的な施策を講じなければ農業は崩壊ということにつながってまいります。市独自の農業政策の展開についての考えを伺いたしたいと思います。

1点目、農業生産品、お米とか柿とかのブランド化の一層の進展は図れないか。

2つ目に、猟友会と市職員がタイアップして具体的な鳥獣被害対策はできないだろうか。

3つ目に、市直営のクリーン農業生産品の販売の構築はできないか。

以上3点、お願いをいたします。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず1点目の、農業生産品、米とか柿等のブランド化、また、ブランド化ということで商標登録を含むものでございますが、そうしたものの一層の進展についてでございますが、最近各種報道では食に関する話題が多く取り上げられ、日常生活においても食品を買う際、生産者、生産地が大きく告知されているものが多く、これは消費者の食への関心が高まっているあらわれかと思われます。消費者が多くの食品の中からよいものを選択できるようになったこと、また、食に対する消費者のニーズの多様化が進んでいることが考えられます。

そうした中で、山県市産の農産物に関しましては、伊自良地区を中心に環境保全型農業のぎふクリーン農業を推進しております。各農家には、化学肥料、あるいは化学合成農薬の有効的な使用と節減を基本に、安心・安全な農産物の生産に努めていただくよう岐阜県と協同で指導しております。このような取り組みは、山県市産農産物のブランド化の1つとも考えております。

また、4年前からでございますが、市内各所におきまして、獣害の被害に強く、付加価値加工品になるニンニクの栽培を進めております。ことしの7月6日には「にんにく元気玉」の商標登録を本市において取得し、市内農産物の新たなブランド化に着手した次第でございますが、このブランド化につきましては、行政のみでなく地域や生産者等さまざまところでかかわる多くの皆様の連携が必要であると考えております。今後とも、生産農家の方々とともに、安全・安心、そして健康な農産物の生産を目指していきたいと考えております。

次に、2つ目の、猟友会と市職員、市の職員が免許等を取りまして、資格を取りまして、そうしたタイアップをいたしまして、具体的な鳥獣被害対策についてでございますが、そもそも鳥獣被害防止対策の基本的な考え方は、有害鳥獣捕獲や狩猟による個体数の調整、また侵入防止柵の設置や追い払いの実施による被害の防除、次に住居地域周辺の里山や鳥獣の生息域の環境整備による生息環境管理のこの3つを総合的に推進して取り組むものでございます。猟友会による捕獲や狩猟による個体数の調整のみを推進しても、根本的に鳥獣被害がなくなるものではないものと考えられます。まず、鳥獣を集落

に引き寄せないため、餌となる未収の果実の除去や生ごみの耕作地への破棄の禁止、防止柵の設置やロケット花火などによる追い払い体制の整備など、細やかな対策をそれぞれの地域ごとに取り組んでいただくことも重要だと考えております。

また、鳥獣の捕獲に関しましては、長年の経験と知識が必要であり、資格を取得したからといってすぐに捕獲の実績が上がるものでもありませんので、市の職員が狩猟の資格を取得するよりも、現在のように猟友会会員による捕獲を市職員が事務的な面でバックアップする体制がより有効的だと考えております。

次に、3点目の市直営のクリーン農業生産品販売の構築についてでございますが、現在、山県市内には、本市が生産物直売食材供給施設といたしまして設置いたしました天湖森いじら農産物直売所、ふれあいバザール、さらに、ぎふ農協が設置しましたグリーンセンターたかとみと、市内にはこの3カ所の直売所があります。市内農家の生産量が追いつかず、各農産物直売所におきましては午前中に商品が売り切れるのが現状でございます。このような現状を考慮し、本市としましても、定年退職者等の新規就農者の栽培技術支援、既存農家の農産物の栽培面積の拡大等を図り、現在ある農産物直売所を支援していくことが最善かと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 再質問いたします。

市長、ちょっと私、これは愛読なんですけど、これの11ページに、8番、自然の特色を生かした農林業の活性化を推進しますと。そこで、21番にクリーン農業、わざわざゴチにさせていただいて、などによる安全性の高い農産物の生産を拡大し、ブランド化やPR、販売促進などを図って市場での競争力の高い特産品づくりを目指しと、こういうふううたってあるわけですね。最後がいいんですよ、これ。私は決して器用な者ではありませんが、約束したことは必ず守ることを信条とし、不断の努力を行い、市民満足度の高い山県市のまちづくりを実現していきたいと考えている。これは私、すごく共感するのでございますけど、ぜひ市長の考えと言葉で再質問にお答えいただきたいと思います。

まず、第1点の鳥獣の捕獲の問題でございますけど、私、他市へちょっと出かけて聞いてきたんですよ。そうしましたら、おりとかわなの資格取得というのはできるんだそうですね。そんなに難しくないとおっしゃっていらっしやいました。市の職員の何人かでそういうものを取得して、そして情報が入ったらすぐにそういうものがかけられるような対策を実際に行っていますよというところもあるんですよ。それは、鉄砲はなかなか

か難しいかもしれませんが、そういったところからきちんとやっぱりタイアップして、猟友会だけに任せるといふことでなくて、市長もマニフェストで公約したのでございますから、これが推進できるようにぜひ知恵を出してタイアップしてやっていただきたいと思うんです。また、鉄砲の問題は難しいかもしれませんが、将来的にはそういう資格を持った人を職員にして、タイアップしてやっていくというような、何か猟友会任せでは、私は、今後、農業の進展には寄与していかないと思います。そのあたりの基本的な考え方、今後に向けてこれを市長のお言葉でお聞きしたいと思います。

2点目の直営の問題は、実は市民の中には、本当にどうしていったらいいか真剣に考えていらっしゃる方がいらっしゃるんですよ。ですから、そういう人の考え方というのもよく聞かれたほうがいいと思うんですよ。今は直売の運営が悪いので、私は個人的に契約してやっていますよと。しかし、市が将来性を考えて直営をやるんだったら、私は全面的に協力したいと思っていますよというそういう方がいらっしゃるんですよ。

お話をしておりましたら、上野さん、一回あの池田町の温泉経営を見てこいと。あれは町がやっておるはずやでということで、私は行ってきました。2時間ちょっとお話を伺って来ました。最初は、山口市も温泉経営をするんじゃないかと思って警戒されましたけど、お話をしておるうちに大変貴重なお話を幾つか聞きました。

それをちょっと披瀝しますけど、経営できるんですよ。そんな直売所の支援なんていうような問題は、どこでもやっておること。これからインターができて東海環状が開通するようになったときに、山口市は通過点にはなっていけないので、ぜひこういったものを1つの重要な施策として展開して、やっぱり山口市でおりにいただいて、そして買い物していただくなり見学していただくという方途もあわせて考えていかなきゃいけないと思っています。

あそこは最初、7億円ぐらい使って温泉を掘ったんですね。平成8年とおっしゃってみえました。今の市長が福祉課長か何かのときに提案をして、そして今現在市長が推進しておる、こういうことでございます。それで、平成15年に新館を設立して、大体年間に60万人から50万人、少ないときで50万、ことしの目標は55万とっておられました。職員の中で最優秀の運営ができる者を派遣して、最初1年間は勉強させて、今は自信満々と。呼びましようかと言われたので、ぜひとって呼んでいただいてお話を伺いました。長々としゃべっておられませんけど、やっぱり7億使っても、もう既に1億5,000万から2億近くは一般会計へ収入として入れておりますよと、こういうお話でした。しかも、駅のあれをことしつくった。それをどうやって経営していこうかという話も随分されていましたが、それは積極的ですよ、物すごく。データを見せてもらいますと、町内がお

風呂に入りに来るのは16%ですよ。あとは57%が県内、それからあとの27%が県外からですよ。これ、示唆はあると思いますよ。

したがって、そういった農業政策に転換していただいて、何かブランド化もいいですけど、そういうものを活用しながら、ぜひそういうものを構築していくような方途も、今すぐとは言いませんけれども、検討していただいて、そして、協力するよという人の声も聞いていただいて、そして、職員のナンバーワンをそこに充てていただいてというような構想で、ぜひそういったものも考えていただけないか、2点について再質問をいたします。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えいたします。

まず1点目のクリーン農業についてでございますが、こうした支援ということでございますけれども、ことしから企画財政課の中に、従来産業課で行っておりましたが、いわゆるまちづくりの中のこういった特産品、ブランド開発ということで職員を2人配置いたしまして、その中には北部の活性化も担当させていただくということで、ほかの仕事は持たないということで、そういった職員の、新たに産業課ではなく、少し視点を変えた取り組みをしたいということで本年度スタートをいたしております。

そのスタートと、そしてもう一つクリーン農業に関しまして、特に先ほど御説明申し上げました元気玉のブランド化ということで、今、この4年ほど前から有害鳥獣の被害が少ないということでニンニクの生産に取り組んでいただいております。この生産量につきましても、この4年間で、いわゆる県内でのニンニクの生産量は県内1位だということで生産量もふえておりますし、そしてまた、やはり一次産品を販売するだけでは非常に値段が通りませんので、加工してということで、黒ニンニクにつきましても今進められておりますし、そうした、特にこの点につきましても、今の新しい職員の配置も含めまして、それなりに、まだ数カ月しかたっておりませんが、具体的な成果を上げている等も認識をいたしております。

そうしたことをもう少し大きく膨らませまして、いわゆる先ほどのお話にもありました直営での新たな施設、今、農協が1つと市の設置いたしました施設が2つございますが、これは公設民営のような形になっておりますけれども、その中で、実際に生産品の販売が、先ほども御説明申し上げましたように、もう午前中で売れるということで、具体的な出荷量が少ないということもございますし、また、ほかの施設におきまして、具体的にそうした公的な支援を受けながら、よそから、市内のものでなしによその産品を売るということで、地元の商店の方から、そういった点につきましても、一方では公的支

援をして物を売る、そして、支援のない商工業者の方もなりわいとしておみえになるわけでございますので、そこら辺の、そういった申し出もでございますので、バランスをとっていくのが非常に難しいということも考えております。

そういった状況を考えますと、ただ山県市内のものを売るという大前提でのいわゆる一次販売の箇所を公設として、それも新たに直営で運営するということは、今の段階では少し難しいのかなということを考えております。

そして、狩猟の免許を取りまして、猟友会にお願いするのではなく、職員も具体的にかかわっていくということでございますが、まず、鉄砲の免許を、ことしからでございますけれども、この鉄砲の免許につきましては、清流の国ぎふ森林・環境基金事業の野生生物保護管理事業で、こういった有害鳥獣に従事する職員に対しまして、いわゆる銃の免許を取得するための費用が、1人当たり50万円を上限といたしまして、100%県のこの環境税で見ていただくわけでございますけれども、ただ、猟友会はそういった目的を持って免許を取られて会に入ってみえるわけですが、職員に対しまして私のほうから、免許を取って猿を撃ったりイノシシを撃ったり、そういった仕事に従事するようにという指示というのは、ちょっと私は、今の段階では私のほうからそういう指示を出すことは難しいと思っておりますが、ただ、昨年、市内、この庁内で調査を行いまして、こういう制度がありますので免許を取る人はいないかという調査を行いました、そういった申し出はゼロでございましたし、今年度この制度が県のほうで立ち上げられまして、岐阜県内ではそういった申し出があったのは1名ということを知っております。

そんなことも踏まえながら、市の職員による有害鳥獣に直接な手を加えての駆除につきましては、もう少し検討課題とさせていただきたいと思っております。

そしてまた一方では、やはり今、猟友会の方が新たに入られる方が非常に少ないものですから、高齢化されて、また一方では鉄砲の取り扱いの基準が非常に厳しいということもございまして、猟友会のメンバーが非常に少なくなっているのも事実でございます。そうした対策といたしましては、例えば新たに取得されて猟友会に入っていただいて有害鳥獣の駆除に御協力していただけることを前提といたしまして、市のほうから幾らかの補助制度を検討する、そういったことにつきましては検討課題といたしまして考えられるわけでございますけれども、先ほど御提案のいただきましたように、市の職員で直接駆除することにつきましては、少し検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 私は最初に再質問でマニフェストの話をしましたけれども、難し

いという、検討課題ということでございますけど、それでは本当のクリーン農業の推進はできなくて、どこかの党のように公約倒れになるおそれが非常にないと危惧をいたします。

やっぱり私が池田町で話をしているときに、こういうことを聞きました。将来的にはどうなんですか、8名の職員で大変心配になってきたとき、指定管理というようなことも浮かびますかといって聞いたら、指定管理、全然考えておりません。上野さん、指定管理というのは丸投げと一緒にですよ。私はこの迫力にびっくりしましたわ。もう命がけでやりますと。だから、今の私の申し上げていることはそう難しいことではないので、やはり1つの方向性としてぜひ検討をしていただきたい。お願いをして、次の質問に移ります。

副市長に、人材育成と人事考課制度の本格的な導入についてお伺いをいたします。

前半、工事の問題はいろいろ出ておりましたので、ちょっとやめまして、この要因の1つとして、私は個人的にはいろいろ要因はあると思いますけど、市の職員の対応の甘さ、まずさというのものもある。市民から、おまえら恥ずかしいと思えよ、おまえも含めてやと、私は厳しい御意見もいただいております。やはりこの機会と言ったらおこがましいのでございますけど、職員の意識改革、組織の活性化、人材育成に大いに取り組んでいただきたいというふうに思います。

平成21年の3月議会で私は、職員の職務に対する自己評価が容易になって、職務遂行向上の自己決定や自己責任能力が深まる人事考課制度の導入についてお考えを伺っております。岐阜市では、人材育成プランに定める目指す職員像というのをきちんと掲げておまして、平成16年に本格的に導入をしております。市民起点の発想に立ち、主体的に考える職員、新たな課題への挑戦意欲と行動力のある職員、スピード感とコスト意識を持ち、市民に信頼される職員、これを制度の目的として掲げております。私は、非常に学ぶところの多い内容、制度であるというふうに思っております。市の考えを伺います。

質問した当時は総務部長だったと思いますけど、職員の理解と認識を深める制度の研修をまず行っていかなければならないというようなことを答弁されておりますけど、この人事考課制度について、これまでどのような内容の研修を行われてきたのか。

2点目、今までの勤務評定、能力考課から、目標管理による実績評価の人事考課制度というのはもう今や必須だというふうに思っております。本格的に導入することはできないか、副市長にお尋ねをいたします。

○議長（藤根圓六君） 松田副市長。

○副市長（松田 勲君） 御質問にお答えをいたします。

まず1点目の、人事考課制度について、どのような内容の研修をこれまで行ってきたかという点でございますけれども、こうした研修につきましては、国の公務員制度改革、あるいは人事院勧告等を踏まえまして、人事考課制度の基盤の形成とさらなる充実のため、平成18年度からは勤務評定を中心に自主研修を実施してまいりました。

平成18年度は、部長、課長等の管理職を対象に、人事考課のあり方、勤務評定の手法を学ぶ勤務評定研修を実施しました。また、同年度内に、さきの基本研修を踏まえましてレベルアップ研修として、同管理職を対象としました勤務評定レベルアップ研修を行いました。

平成20年度には、管理職以外の職員を対象といたしまして勤務評定研修を実施し、制度の仕組みや内容、自己評価の手順、ルールなど基礎的研修と事例演習や、実際に本市の職員勤務評定要綱及び職員勤務評定要領によりまして評価をする実践的な研修を行いました。

平成21年度には、前年度の研修を受講できなかった職員を対象に同じ内容の研修を開催し、全ての職員が勤務評定の研修を受講いたしました。

さらに、平成22年度には、課長等の管理職を含め課長補佐以上の職員を対象に人事評価研修を実施いたしまして、本市の要綱、要領に基づいて実際に評価をし、この人事評価の理解度テストも行ったところでございます。なお、目標管理については、目標管理とは何か、狙いや特徴、期待される効果、目標管理の事例など、基本的な事項についてこの研修の中で行っております。

平成23年度は、職員が置かれているストレス状態を知るために、自己を考える機会とするためにメンタルヘルス研修を実施し、45歳未満の職員、これには消防職、保育士等を除く107名ということですが、この107名を対象に、自己のストレス状態等を知るいわゆるS-T-A-T検査及びフォロー研修といったもの、管理職以上を対象に管理者メンタルヘルス研修を行いました。また、職員の企画立案力、行政効果の向上のため、行財政運営への職員提案コンテスト2011を実施いたしました。これは、職員の意識改革や組織の活性化にもつながるものと考えております。

こうした内部研修などのほかにも、県の市町村研修センター主催の人事評価制度講座や人事評価者研修などの外部研修にも参加をしております。

以上が、平成18年度からこれまでに実施及び参加した研修でございますけれども、いずれも能力評価及び自己評価に係るものが中心でありまして、それらを充実させることをこれまでは優先させてきました結果、実効的な目標管理という観点からの研修はまだ

不十分な状況であると考えております。こうした経過と現状を踏まえまして、今年度は目標管理についての研修を実施するために、制度の現状や基礎的事項、目標設定の方法などの具体的な内容や日程について調整をいたしているところでございます。

次に、2点目の目標管理によります実績評価を本格的に導入することはできないのかという御質問でございますけれども、議員御指摘のとおり、職員の自主性を引き出すことなどによって組織と個人の持つ力を最大限に発揮させるためには、能力考課の勤務評定制度だけからではなく、目標管理による実績評価もあわせて重要なものと考えております。

この目標管理は、組織の目標や方針を受けて、各部署において協議をしながら具体的な目標の設定が必要であり、この設定段階で上司と部下が目標を共有する必要があること、また、項目ごとのより具体的な観点を上司と部下の間で事前に確認することなど、全ての職員が同じ意識での十分な理解が必要となってまいります。このため、今年度実施予定の研修内容は、この4月の組織改編やこれまでの研修内容等も踏まえながら十分に検討し、実効性のある研修にしなければならないと考えます。

今後の予定につきましては、議員御指摘のとおり、目標管理による実績評価の本格的導入に向けて進めてまいりますけれども、具体的には、来年度、平成25年度から試行的に実施できるように進め、再来年度、平成26年度からの本格導入を目指してまいりますので、御指導並びに御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 試行と本格的な導入という前向きな答弁をいただきました。

私も15年に岐阜市で試行に携わりましてこれをやりましたが、大変ですよ。面談が入ってきました、しかし、本格的導入をして、これはすばらしい制度だと。職員が変わってきます。そして、上司としてもきちんと目標管理の実効に向けて徹底していくわけでございますので、着実にやれば間違いなくよくなっていく制度だというふうに思っております。

先般、私は岐阜市へ行きました、情報開示でもらってきました。非常に熱心にやっております。830円かかりましたけど、マニュアルと要綱が策定されておまして、私、家へ帰って虫眼鏡で全部読みました。そうしたら、何回も改定されていますので、これはやはり都合の悪いところは山県版で改定していけばいいというふうに私は考えております。

そこで、これほどこの課が担当されるかだけお伺いをしたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 松田副市长。

○副市长（松田 勲君） 再質問にお答えをいたします。

担当の課ということでございますけれども、一応人事の担当ということで、総務課所管というふうに私のほうで思っております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） だんだん時間が迫ってまいりましたので、第3の質問に入らせていただきます。

いじめの根絶と教育委員会の機能について、市長と教育長にお伺いをいたします。ちょっと時間がないので、はしょって申し上げます。

市長にお尋ねするというのは、滋賀の事件が起こってから、さまざまところで首長が発言をしております。私も全部コピーして張っておりますけれども、顕著なものは大津市長が、調査委員会ではいじめと自殺には因果関係があるという前提で調査をしてもらうと、こういうふうに強調しております。

それから、マンションから転落したという、橋下大阪市長は、最高責任者は教育委員であると、子細な調査を指導すると記者会見で述べております。これは本年の7月17日。

岐阜県では、2006年に瑞浪市中2の女子生徒が自殺をしております。いじめの根絶に向けた方策が県のほうでも立てられておりましたけれども、古田知事は、いじめに関する調査の形骸化を調べて、いじめの未然防止や早期発見と対応の徹底を指導すると述べております。これは7月25日。

いじめは社会のルールを犯している犯罪であり、もはや教育という聖域の問題ではない。教育委員会は、問題意識を強く持ってシャープに取り組めない。実効性がなく、機能が働いていない。警察権力の介入も必要であるという論調が出ております。これは私がまとめたものですよ。こういう論調が強く出ているということです。大津市で起きた事件では、アンケート調査書や教員の日誌などの原資料は滋賀県警が家宅捜査で押収をしております。警察権力の導入の裏には、教育委員会も学校も加害者である、いじめのある学校は教育が崩壊しているという認識があるというふうに言われております。

こういう事案が報道される中で、他県でもたくさんのいじめ問題が相次いで明るみに出ております。文部科学省の調査報告書によれば、最近のデータでございますけど、児童・生徒1,000人当たりのいじめの認知件数、全国平均で5.6件。岐阜県は15.2件と数値が高く、都道府県では3番目、いじめは多いということなんです。それは見方によるかもしれませんが、こういう数値を真面目に受け取れば、多いということでございます。

いじめは悪質な人間疎外、いつでも起こりやすいもの、それだけに、子供を持つ親さんや家族にとって不安や心配ははかり知れなく大きなものがございます。私も市民の声を幾つか聞いております。部活で一生懸命やっておるけど、上野さん、1つ心配なことは、いじめに遭わんかどうかだよというふうにおっしゃった方もございます。大変に根の深い今日的な社会問題、教育問題に対して、基本的な考えをお二人に伺います。

1番、子供の自殺の多くはいじめとの因果関係が深いと見るのが一般的です。教育委員会はこうした問題意識が甘く、シャープに取り組めない。そこで、弁護士や臨床心理士、第三者の専門家を集めて、いじめ防止専門委員会、市長部局の市民部に設置。可児市です。可児市はマニフェストで市長はこういうものをつくると言っているんですね。専門家による第三者委員会を常設しよう。自殺の事件が起こってからではだめなんです。警察は交通事故が起こったら、それ、どうやと走り回りますけど、これは命に関係して、子供の命です。そこで、この第三者委員会について市長の考えを伺います。

さらに、教育長にはいじめ防止の対策、対応というものについてお伺いをいたします。

1つは、市内の小中学校はいじめを心配しなくていい、そういう良好な教育環境にあると踏まえているかどうか。

2つ目、いじめに遭遇する子、これが本当に事実を語り、相談できるような、そういう体制というのは確立されているか。

3番目、市独自のアンケート調査を実施するというようなことは考えられないか。

4点目、教育委員会の責任というのは重い。今以上に活性化して、責任の自覚をどう促していくか。

以上の点についてお伺いをいたします。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

大津市等それぞれの地域におきまして、いじめの事案というものは何よりも本当に子供の命が失われたということでございます。非常に残念で悲しく思っておりますし、また議員が御発言のように、社会全体がいじめというものに毅然と立ち向かうと、根絶を目指していくことが何よりも大切でございます。

そこで、御質問の第三者委員会の常設についてでございますが、現在は山県市では、解決が難しいような問題が発生した場合には、教育委員会が責任を持ち、臨床心理士、子ども相談センター、PTA役員、学校評議員、市役所、警察、民生・児童委員、青少年育成市民会議の皆様などとの関係者と会議を行うなど、連携をとりながら解決を図っている、またきたところでもございます。

しかし、今後におきましては、この初期の段階のいじめと、暴力を振るったり、また金品を強要するなどの犯罪的行為とは分けて考える必要がありますので、学校教育の指導範囲を超えるような重大な問題に対しましては、組織的に調査をする第三者委員会の設置について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） そうしましたら、2点目のいじめ防止、対策等についての御質問にお答えをしたいと思います。

1点目の教育環境ということにつきましては、県の調査による本市の1学期のいじめの認知件数は、小中学校全体で児童・生徒数1,000人当たり9.13、小学校3.9、中学校18.3でございます。いずれも解決または解決の方向に向かっているというふうに報告を受けておりますが、中学校の数値が高くなっておりますのは、わずかな事案も見逃さないようアンテナを高くしている結果とも考えております。

今後も、議員がおっしゃるように、いつでもどこでも起きると、こういう認識を大事にしまして、中心にしまして、どの子にも寂しい思いをさせない学校にするために、早期発見、早期対応、さらには、未然防止のために一人一人を大切にした学級づくり、授業づくりに一層努めてまいりたいと考えております。

なお、犯罪的行為がある場合は、警察や専門家等の協力を得て指導してまいりたいと考えております。

2点目の相談体制についてでございますが、教職員はこの夏休み、県の手引書で具体的な事例をもとに研修し、人権感覚を高めたり、組織の一員としての対応力を培ってきたところでございます。また、児童・生徒のアンケートをきめ細かく分析、情報を共有し、組織での相談・指導体制を強化しているところでございます。さらには、9月にいじめ相談24の電話相談の紹介もしてきたところでございます。9月以降も、県から示されましたいじめ問題対策5つの場と9の策をもとにしながら、教育委員会からのさらなる指導の徹底をするとともに、児童・生徒一人一人の小さな心の変化も敏感にキャッチし、その子に寄り添い、気持ちを酌み取りながら対応できる相談体制づくりに努めてまいりたいと思います。

3点目の市独自のアンケートについてでございますが、山県市の各小学校、中学校では、市独自の統一したアンケートを年に一度、学校独自のみんなを笑顔にするための心のアンケートを毎学期、学校によっては毎月というところもありますが、実施しております。その結果を全職員で共有し、悩み相談、チャンス相談等の児童・生徒にわかりや

すい名称をつけて教育相談を実施しているところでございます。今後も、その内容については精度を高めていきたいというふうに考えております。

また、保護者へのいじめ防止啓発につきましては、保護者向けのチェックシートを配布し、学校と家庭が一体となって早期発見し、迅速な相談活動が開始できるよう各学校を指導しているところでございます。また、さらに強くしていきたいというふうに思っております。

教職員につきましても、夏休みの研修の一環でアンケートを実施し、自分に対するアンケートでございますが、実施いたしまして、結果をもとに意識や対応の見直しを図ったところでございます。が、しかし、これは今後も繰り返し実施していかなければならないというふうにも考えております。

4点目の教育委員会の責任の自覚をどう促すかについてでございますが、教育委員一人一人は心を痛め、いろんな角度から対応を協議しています。しかし、一方では、地域の意向を十分に反映していない、権限と責任の所在が不明確である、会議が形骸化している、迅速・機動性に欠ける等、一般的な教育委員会の問題点として上げられております。

そこで、本市では、地域の意向を反映させるために、学校訪問や学校行事、PTA会長会、校長会への参加、学校評議員会の参観等をより活発に行ったり、会議の形骸化を避けるために、月ごとに委員会とは別に協議会を実施するなどしております。さらに、子供、保護者へのメッセージも発信できるよう現在考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 以上で上野欣也君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。議場の時計で2時半まで休憩いたします。

午後2時17分休憩

午後2時30分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位8番 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 議長からお許しをいただきましたので、通告に従い、質問番号1番、精神疾患対策について健康介護課長に質問いたします。

現在の我が国は、国民の心の健康の危機と言える状況にあります。毎年3万人以上の方がみずから命を絶ち、320万人を超える人々、つまり国民の40人に1人以上が精神疾患のため医療機関を受診しているという数字からも象徴的にあらわしています。ひきこも

り、虐待、路上生活など、緊急の社会問題の多くの背景にも心の健康の問題があります。

世界保健機関、WHOは、病気が命を奪い、生活に障害を与える程度をあらゆる総合指標、DALYを開発し、政策における優先度の指標として提唱しています。この世界標準の指標により、先進国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であることが明らかになりました。欧米ではこの指標に基づいて国民の健康について施策が進められておりますが、我が国ではそうした重要度にふさわしい施策が十分に講じられてはございません。

また、施策の多くは国や県が主体となっており、実際に多様化するクライアントの環境に対応できていない現状です。そうした環境にて山県市の精神疾患への対応はどのような現状でしょうか。6点について質問いたします。

山県市在住の精神疾患の患者数の把握はされているでしょうか。現状、総数、再発数。

2点目、精神疾患患者にどのような医療機関の情報提供の方法が行われているのか。また、利用状況。

3点目、心の相談の利用状況と現状のサービスの問題点はあるのか。

4点目、国や県が実施している施策とどのように連携し、提案していくのか。

5点目、山県市独自の精神疾患への対応と予算配分の現状について。

6点目、海外では1980年代から積極的にアウトリーチを取り入れ、一定の効果が示されてきました。現在の保健師の対応を含めて、今後どのような施策を講じていくのか。

以上6点について健康介護課長に質問いたします。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） 御質問にお答えいたします。

1点目の精神疾患の患者数につきましては、精神通院医療の手続を行っている方の人数は把握しておりますが、それ以外の方の把握はしていないのが現状でございます。

なお、平成24年3月末での精神通院医療の手続を行っている方は181人となっております。

2点目の医療機関の情報提供の方法と利用状況でございますが、精神疾患は非常にデリケートな事柄であり、御相談があった御家族様や御本人様の状況に応じて医療機関等を御紹介しているのが現状であり、医療機関の利用状況の把握についてもできていないのが現状でございます。

3点目の心の相談についてでございますが、この相談事業は、岐阜県、保健所が主体となっており、山県市におきましては年間9回開催されております。利用状況につきましては、平成22年度で延べ11人、23年度で延べ19の方が利用されております。

また、現状のサービスの問題点でございます。本市においては、本年度は8月末までに124件の電話相談や訪問などを行ってきておりますが、今後、件数が増加した場合の対応、体制づくりが課題であるかとは思っております。訪問の対応は、相談が入ってから訪問するだけでなく、退院後のフォローのためなど、本人や御家族の支援を積極的に行っていく必要があります、現時点では、限られた人員の中で精いっぱい努めているところでございます。

4点目についてでございますが、国においては、平成21年9月の今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会報告書の中で、入院医療中心から地域生活中心へという基本理念に基づく施策の立案、実施をさらに進めていくとしておりますし、県においても、長期入院中の精神障がい者の方が住みなれた地域で生活できるよう、精神障害者地域移行・地域定着支援事業を進めていく方向と聞いております。本市といたしましては、こうした流れを見ながら岐阜保健所などと連携し、精神疾患対策に努めてまいりたいと存じます。

5点目の本市独自の対応と予算配分についてでございます。

社会状況の著しい変化や生活環境などから、鬱症状の人が増加していると言われており、私たちの身近にもそうしたことで悩んでおられる方がいらっしゃいます。そうした中、本市では、平成22年度からうつ・自殺対策ネットワーク協議会を立ち上げ、鬱・自殺対策に積極的に取り組んでおります。平成22年度にはこころの健康アンケートを行い、平成23年度には400万円程度を予算化、自殺対策相談業務研修会や東尋坊のちょっと待ておじさん、茂 幸雄氏や富山病院精神科医の明橋大二氏を招き、鬱予防・自殺対策講演会を2回開催いたしました。

また、精神疾患を持った方たちが自立した日常生活を営むことができるよう、社会との交流促進などを目指し、さくらクラブを開催しております。このクラブは、精神疾患を持った方たちが集う会で、イチゴ狩りやそば打ち体験などを通し交流を深めるなどしており、毎月1回開催をしております。

本年度におきましては、130万円ほどを予算化、リーフレットの作成、鬱・自殺予防の講演会の開催を予定しております。また、本年の8月より市のホームページにこころの体温計をアップし、気軽にストレス度などをセルフチェックできるようにしております。

6点目のアウトリーチ推進事業についてでございます。

この事業は、未治療や治療を中断しているなどの精神障がい者等に、保健師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種から構成されるアウトリーチチームが一定期間訪問支援を行い、新たな入院、再入院を防ぎ、地域生活が維持できるようにするものと

理解しております。

先ほど3点目の御質問にお答えいたしましたように、本年度に入りまして124件の電話相談を行ってきております。その中で、訪問は18人、24回行ってきております。このように、御家族様や御本人様の依頼に基づいたり、見守り、経過状況の確認のための訪問を限られた人員配置の中で精いっぱい努めているところでございます。

国が示しておりますアウトリーチでは、先ほど述べましたように、複数の専門的職種の者がチームにより支援を行うものであり、本市においては、それだけの人員配置は困難であると考えておりますが、精神障がいの方やその御家族の支援は重要なことと考えており、これまでどおり保健所との連携を図りつつ、福祉課の障がい者担当とともに訪問支援等に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 再質問させていただきます。

精神通院医療の手続を行っている方のみの人数を把握している現状では、クライアントへの対応を向上させるための施策を講じることはできません。また、平成24年3月末時点で精神通院医療の手続を行っている方が181人となっておりますが、181人だけの対応者としても、現在の健康介護課と福祉課の人員で本当に適切な対応ができていのでしょうか。2点目の答弁でありましたが、精神疾患は非常にデリケートな事柄だからこそ、詳細にクライアントを取り巻く環境を把握して、適切な対応をしていかなければなりません。また、国の施策として精神障害者地域移行・地域定着支援事業を活用されるクライアントのフォローを適切に行っていこうと考えれば、必然的に医療機関との連携は不可欠です。

心の相談や法律とこころの健康のための相談会、山口市こころの体温計サイトなど本市のホームページや、事業主体が県であっても窓口が本市であるような身近な相談ができる環境は整いつつあると見受けられます。しかし、心の相談は年間9回、事前の予約制で平日の日中に開催され、30分程度です。本来、クライアントはカウンセラーや臨床心理士、精神科医といった専門家で特定の担当者に定期的に対応していただくのが通常ですが、現在の心の相談、法律とこころの健康のための相談会など、相談時間や相談開催日数が非常に少なく、適切な環境とは言えません。本来は、カウンセリングを行っていただく際には1時間から1時間半程度の時間を使用しますが、1回や2回のカウンセリングでは決して解決しません。しかし、心の相談では継続的に相談を受けている方はごくわずかで、1回もしくは2回までしか相談されていない現状です。

クライアントに適切な医療機関の案内をされるのであればいいのですが、限られたサービスを十分に活用することができず、環境悪化へと陥ってしまうことなどは避けなければなりません。カウンセリングに際して、1回目や2回目でカウンセラーから、医療機関の提案を除き、助言や提案をすることは本来望ましいことではありませんので、より多くの相談できる環境を整えることが必要だと考えられます。もしくは、心の相談など現在のサービスを一時的に相談を受け付ける場として、適切な医療機関や適切な対処方法を相談していく場と位置づけることを提案いたします。また、電話相談や退院後のフォローなど、本市の保健師の方々もこれまで以上にきめ細かいサービスの充実を図り、個々の環境に合った対応をしていただくことを願います。

入院医療中心から地域生活中心へと移行していくことは非常に望ましい傾向だと感じております。今回、入院医療の問題点は指摘いたしません、これまで以上に精神障害者地域移行・地域定着支援事業を効率的に活用して、入院医療にて特定の薬を摂取し、一定の処置にとどまることのないよう適切なサービスの提案を行っていただくことを望みます。

精神疾患の対応については、これまで何度も申し上げたように、国や県が主体となり施策を講じているのと同時に、3万人規模の山口市では独自の施策を講じていくのは非常に困難だと私も感じております。しかし、国や県が全国の市町村のニーズを把握し、個々のクライアントへの適切な対応を行っていくことは非常に困難な問題です。また、今後、入院医療から住みなれた地域の医療環境へとシフトしていくことにより、アウトリーチの推進は不可欠です。

厚生労働省に確認したところ、アウトリーチ推進事業は平成23年度から試験的に実施されておりますが、残念ながら岐阜県では実施されておられません。今年度は各都道府県に2,800万円の予算を配分されておりますが、青森県ではアウトリーチのチームが4チーム編成されております。精神障害者アウトリーチ推進事業の活用にも何点か改善していかなければならない問題点はありますが、県にも積極的に本推進事業の活用を要請すべきだと考えられます。国の施策として、地域自殺対策緊急強化事業などの活用で自殺対策なども行われておりますが、単年度での事業ではなく、継続的に実施していける施策の構築を望みます。

また、本市では今年度8月末までに124件の電話相談や訪問が行われているとのことですので、非常に厳しい限られた環境の中で担当職員の皆様も身を投じていることだと感じております。今後の精神疾患対策として、保健師の増員を行い、より適切な対応を行える環境を整えていくことを提案させていただきます。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） 再質問にお答えいたします。

現在の人員配置で適切な対応ができるかとのことですが、先ほども申し上げましたが、現実点では限られた人員の中で精いっぱい努めさせていただいているところでございます。

さて、非常に多くの御提案等々をいただきました。1点目の現在の心の相談のあり方についての御提言と存じますが、この相談事業では専門的知識を有する精神科医等による相談であり、専門家からの助言について私たちが何かを申し上げる立場にはないと考えます。

なお、この相談事業は、心にさまざまな悩みを抱えた方がどのようにすべきか、また適切な医療機関などを助言されるもので、心の不調を早期にキャッチし、必要な対応ができるよう支援する場と解してございます。なお、ホームページには詳細まで掲載しておりませんが、皆様方に誤解などが生じるのであれば、補足説明を掲載することは可能でございます。

また、相談の回数などをふやして継続的な相談が受けられるような環境改善といったことにつきましては、心の相談は県、保健所の事業であり、岐阜市を除く岐阜県域8市町を巡回して行っているものでございますので、保健所との調整が必要になってまいります。

2点目の精神障害者地域移行・地域定着支援事業の活用、またアウトリーチ推進事業の推進についてでございますが、本事業の主体は都道府県あるいは指定都市であり、本市が現時点でどのように活用していくのかは定かではございませんが、県が地域定着支援事業を受けられれば協議会の設置が必要となり、そこへ市町は参加していくことになります。なお、さきの答弁で申し上げましたように、岐阜保健所などと連携し、さらに精神疾患対策に努めてまいりたいと存じます。

また、年2回程度開催されます精神科医や内科医などで構成される保健所主催の山県市におけるうつ病対策医療連携会議などの場におきまして情報共有を図ってまいります。

3点目の鬱・自殺対策の継続であります。鬱、自殺が増加傾向である現状を見たときに、当然継続すべき事業と考えております。平成25年度につきましては、今後、新年度予算編成の中で検討していくこととなりますが、講演会の開催やゲートキーパー養成研修の開催などを計画していきたいと考えております。

ゲートキーパーとは、御承知のように、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ見守る人で、誰でもがなることができます。

4点目の保健師の増員についてであります。先ほど来からお答えしておりますように、限られた人員配置の中で精いっぱい努めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 精神疾患対策について再々質問いたします。

私も認定心理士として心理学の基礎的知識は有しておりますが、重ねて発言いたします。心の相談の相談回数を拝見させていただくと、適切な医療機関や適切な対処方法の提案をすることができているのであればいいのですが、実際にその場でクライアントの相談内容の本質に直接対応することは決して望ましいことではありません。1回や2回の相談で解決策を答えてしまえばクライアントの依存度は増し、自主的な解決や自立を遠ざけることにもつながります。

ここで詳細については述べませんが、心の相談や精神障害者地域移行・地域定着支援事業、アウトリーチ推進事業など、県や国が主体だから何も提案できないのではなく、現状のニーズにマッチしたサービスの構築に向け、国や県に要望も行っていかなければなりません。実際に一番身近に市民の方々と接する我々が現状を伝え、よりよいサービスの構築に寄与していかなければ、現状に沿ったサービスの構築はできません。実際に精神障害者アウトリーチ推進事業は、病床の30床の削減や10%以上の削減が見込まれなければ推進事業の予算を使用することはできません。事実上、現在の精神障害者アウトリーチ推進事業では、クライアントへの対応実数がふえることはありません。地域自殺対策緊急強化事業補助金を活用した自殺対策も、平成23年度をピークに予算額は減少していき、内容についても講演会やパンフレットの配布など、直接的な解決に結びつくとは思えない施策です。地域自殺対策緊急強化事業補助金の使用方法の見直しも含めて、クライアントの環境に沿った施策の実施をお願いいたします。本来であれば、臨床心理士の配置やアウトリーチチームの創設などを提案するところですが、本市の規模から一度にそこまで行うことはできませんので、まずは保健師の増員により近々の課題に対応していただくことを重ねて提案させていただきます。

カウンセラーを志す方は、申し上げるまでもなく、人の悩みに向き合っていく、少しでもクライアントの置かれる環境の向上に寄与したいと考えてみえるはずで、保健師の皆様も同様のはずです。クライアントの悩みに親身に向き合うカウンセラーもまた、カウンセリングが必要な環境へと陥るケースも多くあります。

最後になりますが、今月10日は世界自殺予防デー、また、その後の1週間は自殺予防

週間とも定められておりますので、今回の第3回定例会にて本質問をさせていただきます。先ほども申し上げたように、我が国は1998年から14年間連続で自殺者が3万人を超えている中で、具体的な施策を講じられていない現状です。そうした中で、自殺率全国一の秋田県で、孤立に悩む人を救う草の根の活動が成果を上げつつあります。他の市町村や都道府県を参考にするのであれば、ぜひ先進的で前向きな、建設的、発展的な事例を参考にいただき、今後の具体的な施策をスキームにしていきたいと強く重ねて要望いたします。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） 再々質問にお答えをいたします。

まずは、世界自殺予防デーに合わせた御質問ということで、まことにありがとうございます。

さて、地域自殺対策緊急強化事業補助金は、平成21年度から23年度までの期間でありましたが、今般、平成26年度まで延長されました。これまでは、講演会やパンフレットの作成など普及啓発を中心に事業を行ってまいりましたが、今後は人材養成事業にも取り組んでおり、さきにお話をいたしましたゲートキーパー養成研修はその一環でございます。

さて、この補助事業には対面型相談支援事業といったメニューがございます。この事業は、関係行政機関、民間団体、医療機関等が幅広く連携し、自殺対策に資するよう、弁護士、司法書士、社会福祉士、保健師、臨床心理技術者などの専門家を活用して、自殺の社会的要因である失業、多重債務問題等に対する生活相談と、心の健康等の健康要因に関する相談をあわせて行う包括支援相談を開催したり、相談窓口を設置、充実するなど、相談支援体制の強化を図るための事業で、相談事業の実施に必要な報償費、賃金、需用費、委託料などが補助対象経費となっております。議員御発言の直接的な解決に結びつく施策で、相談者の環境に沿った施策となり得るものと考えます。

そうしたことから、本事業実施に向けて施策内容等の検討などを進め、今後、平成26年度事業として実施できるよう補助金要望等を行ってまいりたいと存じます。

また、保健師増員につきましては、今後の組織体制、人員配置の中で検討されるものと思っております。

最後に、今後におきましても、保健所や関係機関と情報や問題の共有を深めるとともに、先進的な事例を参考にするなどし、精神疾患対策を進めてまいりたいと存じます。

以上、答弁いたします。

○議長（藤根圓六君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君）　続きまして、質問番号2番、配食サービスについて質問いたします。

配食サービスは、平成15年施行されました山県市配食サービス事業実施要綱により、在宅の高齢者に対し市が栄養バランスのとれた食事を提供することにより、高齢者等の健康保持を図るとともに、安否の確認を行い、高齢者等の福祉の向上を図ることを目的としています。配食サービスの対象者は、市内に住所を有するとともに、おおむね65歳以上の高齢者単身世帯及び75歳以上の高齢者世帯または障がい者のみの世帯で、調理をすることが困難な方となっております。月曜日から金曜日までの昼食と夕食の配達及び安否確認を行う高齢者の生活支援サービスとして、86の方が利用し、費用負担額も食材費及び調理料の実費を1食400円とし、費用負担額以上のサービスの提供ができていると見受けられるとともに、利用者の多くの方々からもサービスに満足されている声も伺うことができ、他市と比較しても先進的なサービスの内容だと感じられます。

しかし、86名の利用者の中には、市民税の非課税世帯の方52世帯、59名の方も含まれております。費用負担額も一律ではなく、利用者のニーズや生活実態に基づいて総合的にサービスの向上を図ってはいかがでしょうか。

配食サービスについて、以下の4点を質問いたします。

配食サービス事業の利用状況並びに改善点について。

2点目、利用者からの要望について。

3点目、今後のサービスの向上について、どのような施策を講じていくのか。

4点目、利用者のニーズや生活実態に基づいて、所得制限を設け、費用負担の見直しも必要だと見受けられますが、今後の施策をどのように検討されているのか。

以上4点について健康介護課長に質問いたします。

○議長（藤根圓六君）　田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原　修君）　御質問にお答えいたします。

1点目の利用状況及び改善点についてでございます。

利用状況につきましては、議員御発言のとおり、平成23年度で86の方が利用され、高富地域で45人、伊自良地域で8人、美山地域で33人の御利用となっております。また、年間配食数は、昼食5,207食、夕食8,613食の合計1万3,820食となっており、年々増加傾向にございます。

ちなみに、平成21年度は65人、9,346食、平成22年度は80人、1万1,729食となっております。

改善点につきましては、現時点では特になく考えております。

2点目の利用者からの要望についてでございますが、現時点で特に御要望などは私ども伺っておりません。

3点目の今後のサービス向上についてでございますが、御利用者からの御要望などもないことから、現時点では考えておりません。

4点目の所得制限等による費用負担の見直しについてでございますが、自己負担分400円につきましては、議員御発言のとおり食材費及び調理費の実費相当分でございます。過去に調査いたしました資料によりますと、配食サービスを行っている市町で、所得、住民税の課税状況で負担金額に差をつけている市町が数市町ございます。また、前年度所得税非課税者に限定してのサービスとしている市もございます。こうした状況も踏まえまして、再度、他市町の状況を確認の上、検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 配食サービスについて再質問させていただきます。

利用状況の補足説明にもありますように、年々利用者は増加しており、今後も利用者の人数がふえていくことは考えられます。改善点は特になしや利用者からの要望がないということは決してございません。利用者の中にも多くの要望があるはずで、利用者の方々や実際に配食サービスの提供関係者、他の地域での同様のサービスを提供している方々の皆様から多くの声を私のところに届けていただきました。週末の配食サービスがないから困っている、1食400円の料金も負担に感じるなどの御意見をいただきました。

食事を配達していただき、安否確認を行うサービスが400円の負担で行われるのであれば、安価な料金だと感じるかもしれません。実際に私たちからすれば安価な料金設定かもしれません。しかし、65歳以上の単身世帯の方55名、75歳以上の高齢者の方々28名、身体障がい者のみの世帯の方々3名の現状の方々で86名の中には、52世帯、59名の市民税の非課税者も含まれており、今後の可処分所得がふえる見込みの低い方々も多く利用されております。

地域支援事業実施要綱の実施方法によると、「地域支援事業の実施に当たっては、高齢者のニーズや生活実態に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的なサービスが提供されるよう実施することとする。」となっております。現在の所得が多い方とそうでない方々が同様のサービス内容で同額の負担を強いている環境が本当に要綱を満たしているのでしょうか。全国一律のサービスを国が提供することは非常に困難で、地域のニーズに合ったサービスの提供を行っていくために、厚生労働省も地域支援事業実施要綱にさきの内容を明記し

ております。また、配食サービスのよう、地域支援事業は他の市町村が実施している内容に合わせる必要はなく、山口市独自で利用者の環境に合ったサービスを提供していくことが望ましいと考えられます。利用者のニーズに合ったサービスや利用者の環境に応じた負担を担っていただく観点から、市民税の非課税世帯の方々への利用者負担の無償化を提案させていただきます。

また、調理はできるが、食材の調達が困難な方々も増加することが考えられます。食材の調達が困難な方への対応も今後改善点の課題として検討していただきたいと重ねてお願いいたします。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） 再質問にお答えをいたします。

1点目の市民税非課税世帯の方々への利用者負担の無料化についてでございますが、地域支援事業実施要綱には、議員御指摘のとおり、そのような記述がなされております。

しかしながら、留意事項では、配食を活用した事業を実施する場合、食材料費及び調理費相当分は利用者負担とすることを基本とするが、利用料の設定に当たっては、低所得者への配慮や市町村における財源等を考慮することとしております。最初の御質問に対しまして、再度、他市町の状況を確認の上検討すると申し上げたのは、こうしたことによります。

なお、会計検査院の平成22年度の決算検査報告によりますと、任意事業として実施される各種事業のうち、地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業は、栄養改善が必要な高齢者に対して地域の社会福祉法人等が実施している配食の支援を活用し、高齢者の状況を定期的に把握するものとされている。そして、この事業を実施する場合、食材料費及び調理費相当分は、介護予防事業と同様、対象経費から除くこととされているとした上で、6県6事業主体が18年度から21年度までの間に実施した介護予防事業または包括的支援事業において不当と認められるものがあったとしております。

また、金額はともかく、それなりの自己負担は必要でないかと考えており、市民税非課税世帯への配食サービスの無料化につきましては現時点では考えてございません。

2点目の、サービス対象者に買い物困難な方々をとのことでございますが、現在の要綱では、おおむね65歳以上の高齢者単身世帯及び75歳以上の高齢者世帯または身体障がい者のみの世帯で、調理するという行為自体が困難であり、市長が必要と認めたものとしており、買い物困難な高齢者等は想定しておりません。

しかしながら、議員が言われるように、今後、買い物困難な高齢者等の増加も推察されることから、特に美山北部地域では深刻な問題となる可能性が高いと思われま

うしたことから、買い物困難な高齢者等を対象者に含めていくことが今後求められるのかとも考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 配食サービスについて再々質問させていただきます。

市民税非課税世帯の方々のように本当にサービスを必要としている方々へのしっかりとしたサービスが行き届く施策を講じていただくことを重ねてお願いいたします。

なお、先ほど答弁にありましたが、6県6事業主体が平成18年度から21年度までの間に包括支援事業において不当と認められるものがあつたケースは、高齢者全員の利用料の減免をしていたケース、低所得者の定義を実施要綱等に定めておらず、運用上は市民税非課税者を減免したケースが上げられておりました。厚生労働省老健局振興課並びに会計検査院に確認したところ、実施要綱等に低所得者の定義を定めることにより、利用者負担を減免することは可能となるとの回答をいただきました。草津市では、利用料における低所得者への配慮について配食サービス実施要綱に規定しています。なお、この減免を行うことによる経費については、地域支援事業で計上することも可能となる回答も厚生労働省からはいただきました。

以上の回答から、仮に山口市配食サービス事業実施要綱に低所得者の定義を市民税非課税者と定めることにより、答弁内で懸念されておりました会計検査院からの問題は解決されます。また、厚生労働省からの回答の中には、配食サービスは介護給付費ではなく、市町村が行う地域支援事業の任意事業だからこそ利用料について市町村が定めることができるとの回答もいただきました。会計検査院が指摘するからできないのではなく、厚生労働省の要綱にあるからできないのではなく、山口市がサービスを必要としている人々に目を向いていないから実施できないのです。先ほど答弁の中に、市民税非課税者への無料化について明確に否定されましたが、所得に応じたサービスではなく、所得の多い方々も一律のサービスを提供することが本当にサービスのあり方としてふさわしいのでしょうか。本当にサービスを必要としている方々の心の叫びに耳を傾けていただき、市民税非課税世帯の方への利用者の無料化を重ねてお願いして、配食サービスの再々質問とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） 再々質問にお答えします。

議員が厚生労働省、会計検査院に御確認された結果、市民税非課税者を減免したケースがあるということと、実施要綱に低所得者の定義を定めることにより利用者負担を減

免することが可能というような御回答をいただかれたとのことでございますけれども、私どもが持ち得ます地域支援事業の実施要綱、また会計検査院の報告書からは、そこまでも読み取ることができませんでした。議員がそうしていろいろお調べになって御確認されたこと、議員がこうやって御確認していただいた情報は真摯に受けとめまして、今後参考にしていただきたいと思います。

また、地域支援事業の任意事業における利用料につきましては、介護保険法第115条の44第4項及び同法施行規則第140条の63において、市町村が請求でき、その額を定めることは承知しております。

さて、本題の市民税非課税者に対する利用料の無料化でございますが、議員には議員の思いがございましょうし、私にも私の思いがございまして、さきの議員のこのサービスに対する思いを重く受け入れまして、さきの私の見解をゼロとした上で、他のサービスとの兼ね合い、他市町の状況などを踏まえ検討してまいりたいと存じますので、御理解賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 御答弁いただきありがとうございます。

質問番号3番、中小企業金融円滑化法の期限を迎えることにより、市内事業者への影響について産業課長に質問いたします。

平成20年秋のリーマン・ショック以降、世界的な金融危機の影響により、国内全体の経済や中小企業の業況、資金繰りは大幅に悪化いたしました。これを受け、金融庁は中小企業等に対する金融の円滑化を図るため多くの施策を講じてきました。特に中小企業の資金繰りの悪化等への対応策として、平成21年12月より約2年間の時限立法として中小企業金融円滑化法を施行しました。金融機関から借り入れをしている中小企業と個人が、返済猶予、金融減免、返済期限の延長、債権放棄など借入条件を変更したい場合に申請すると、金融機関は返済猶予や返済期限の延長に応じる努力義務が課されます。条件変更を行っても不良債権とみなされないため新規の借り入れも可能となり、金融機関による経営支援・営業支援コンサルティングを受けられるメリットがあります。

平成23年3月に期限を迎えても、中小企業の業況、資金繰りは依然として厳しいところから延長された同法が平成25年3月に期限を迎えます。全国の中小企業420万社のうち289万社が活用して、本来は要注意先に該当する企業も正常先とみなされる企業も多くあり、期限を迎えることにより5万から6万社が破たんの心配があると予測されています。岐阜県内でも同法施行から平成24年3月末までに、県内15金融機関で10万9,733件、2兆

7,096億円が法に基づき貸付条件の変更を実施いたしました。同法の期限を迎えることにより、山県市内の事業者にどのような影響があると予測され、今後どのような対応スキームを講じていくのか、以下の5点について産業課長に質問いたします。

同法に基づき貸付条件の変更を行った山県市内の事業者数。

同法の期限を迎えることにより影響を受ける事業者数と従業員数。

同法の期限を迎えることにより、市内独自の対応やスキームを講じていくのか。

3のスキームを講じる際に、期限や予算規模について。

同法の期限を迎えることに際し、金融機関との連携の仕方はどのように行っていくのか。

以上5点について産業課長に質問いたします。

○議長（藤根圓六君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に市町村がかかわる規定がありませんので、1点目の貸付条件の変更等を行った山県市内の事業者数、及び2点目の期限を迎えることにより影響を受ける事業者数と従業員数については把握しておりませんでした。そのため、市内金融機関を訪問し情報公開を求めましたが、各金融機関の本・支店全体としての報告を監督官庁の金融庁にしておりますが、支店単位の情報公開はできない、その旨回答されましたので把握できませんでした。

しかし、国や県の規定はないものの、市内事業者の状況を把握して、常々市長が申し出ております行政にしかできないサービスの提供に努めるためにも、現状把握に努めていきたいと考えております。

3点目、4点目も関連していますが、期限を迎えることにより市独自の対応やスキームは講じていくのか、及び5点目の金融機関との連携の仕方はどのように行っていくのかについては、現時点では具体的なスキームと連携は考えておりませんが、その必要性は感じておりますので、今後、国、県等への期限延長の要望をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 再質問させていただきます。

現状把握が行われていないことはわかりましたので、再々質問は行いませんが、国や県の規定がないから現状を把握しなくてもいいのではなく、地域のことは地域で支えていく気概を持ち、地域の現状に合ったサービスの提供や支援方法を検討していただく必

要を訴えさせていただきます。

また、国や県が把握し切れない現状に目を向け、支援が必要な事業者に支援を行うことにより、経営状況を改善することのできる市内事業者もあると見受けられます。地方分権が進み、地域のことを地域で行っていく流れの中で、山県市も地元の事業者とともに成長し、社会情勢の急激に変化していく時代の流れに対応していかなければなりません。市内事業者を中心に企業訪問を重ねてみえます市長だからこそ、また、常々市長は行政にしかできないサービスを提供していくという思いにも、同法の期限を迎えることにより影響を受ける事業者にも目を向けていただき、山県市にしかできない行政サービスのあり方を検討していただきたいと願います。

山県市でも小口融資やその他事業者支援を行っておりますが、同法の対象となる事業者等は小口融資の対象からも外れるおそれがある事業者等とも考えられます。破綻懸念先まで救済することは困難でも、要注意先など該当する事業者に立ち直っていただくことにより多くの雇用は守られるはずですが、国や県、他の市町村が行っていないから検討しないのではなく、金融機関から支援の依頼がないから何も施策を講じないのではなく、前例がなくても本当に必要な支援のあり方をぜひ検討していただきたいと市長に強く要望いたします。答弁は市長じゃなくても担当課長でいいので、決意だけでいいのでよろしくをお願いします。

○議長（藤根圓六君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） それでは、再質問にお答えします。

今後、国への陳情、要望の際には、議員にもお力添えをいただきまして行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○1番（恩田佳幸君） 以上で質問を終わります。

○議長（藤根圓六君） 以上で恩田佳幸君の一般質問を終わります。

通告順位9番 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、通告に従って3問お尋ねします。

きょうは3問とも市長にお尋ねしますが、まず1番目として、市の広報などの全戸配布ということに方向転換をしてほしいという趣旨です。

市から市民に対する住民サービスや市政の情報を速やかかつ詳細に伝える手段が市の広報であり、個別案件についての、例えば救急医療等の案内や各種のお知らせです。これは基本的に毎月1回、自治会を通じて自治会加入世帯に届けられています。

ところで、山県市に暮らす世帯の自治会加入率は81%。つまり、19%の世帯が自治会に未加入です。結局、総数1万世帯のうち約2,000世帯に、市の広報など市と市民にとつ

て極めて重要な印刷物が配られていないという現実があります。市の納税者への平等や市民参加の促進などの観点から、広報など配布物は全戸配布すべきということを質問します。

まず1つ目として、配布物の現状です。現在の配布物の全容について、年間で見ると広報やまがたは1種類で延べ12部です。その他も合計すると、およそ何種で延べ何部なのか。23年度実績で結構です。相当な数に上ると思いますが、それら多大な情報が約2割の世帯に届いていないことについて、市長はどう考えるのでしょうか。

2つ目ですが、市民参加・参画の理念に反するということです。市の総合計画、基本構想、基本計画の趣旨に言う市民参加の観点からすれば、市政の情報やメッセージが等しく届かなければ市民参加が達し得ないことは明らかです。市長の事務事業選択の結果として、市民の約20%に対し市の基本情報が届けられていないという現状は、周知の手段として極めて不備と言うしかなく、私は市民参加を阻害すると考えますが、市長はどう考えるのでしょうか。

3つ目ですが、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし」と地方自治法第1条の2でされており、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」、自治法の第10条の2項とされています。法令に関して、広報の法的意義は、例えば山県市の財政事情の作成及び公表に関する条例では、自治法第243条の3第1項の規定による財政事情の作成及び公表について、第4条「『財政事情』の公表は、広報により行う。」としているとおりです。山県市の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例も同じ趣旨です。サービスが等しく提供されていないことは不公平と私は考えますが、市長は不公平と考えないのでしょうか。

4つ目ですが、一律に納税を求めているのに受益は欠如しているという問題です。当然ながら、市は、自治会加入、未加入に関係なく市民税を賦課徴収しています。以前、市民税の実質的な減税をというこの議会での私の一般質問に対し、副市長は次の旨を答弁しています。市民税は、市民の日常生活に密接なかかわりを持つ市の仕事のための費用を市民がその能力に応じて分担し合うという性格の税金で、いわば市内で暮らしていくための会費と言えるというものです。市民は能力に応じて会費を納めているのに市の情報が届かないというのは、不公正、不平等だと私は考えますが、市長は、会費を納めた市民に会のお知らせや報告を等しく届けていないことを不公正、不平等だとは考えませんか。

5つ目ですが、経費的な状況についてです。市の自治会連合会には自治会活動費とし

て約920万円が市から交付され、その一定額が単位自治会に分配されるほか、単位自治会側に市から報償費として580万円が交付されています。これらのうちのある部分が広報の配布に関するものと認識されます。次に、広報が市役所から自治会まで届く諸費について考えると、現在、職員の平均給与、時給で手当を含めると約3,000円ほどに計算される職員が、毎月およそ延べ38時間ほどかけて自治会の班単位まで仕分けし、それをおよそ延べ40時間ほどかけて各自治会までお届けしています。この経費は、時給換算すれば概算で年間280万円ほどとなります。つまり、自治会未加入の人たちには、これら市の公金の支出としての役務等が提供されていないという事実があることがここでもわかり、結果として各種配布物を受け取るという恩恵がありません。

ところで、市は選挙公報については、シルバー人材センターに委託する事業として、1回の市内全戸配布、1万500世帯分につき34万2,360円で委託しています。すると、12回とすれば約400万円。もちろん選挙公報より配布物がふえますが、回数がふえれば割安になるというのは経済原則です。単純に見れば、毎月市内のどこか民間団体に外部委託しても、今と同じ程度の経費で市民の全てに等しく配布することができると想定できます。しかも、市民に市の仕事を分配するという、市が市民の有償労働の場を創出するという効果もあります。

広報等は市民に情報を伝えようと職員が思いを込めて作成しているもので、年間470万円ほどの印刷費が予算化されています。これら作成エネルギーや印刷経費をより有効に使う観点でも、来年度からは市の広報などの全戸配布施策へ転換すべきではないでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、御質問にお答えをいたします。

まず1点目につきまして、平成23年度の市の配布物の種類はおおむね21種類で延べ43部でございます。このほか、社会福祉協議会等関係団体を含めると35種類で80部になります。

さて、市の広報につきましては、市のホームページに公開するだけでなく、自由にお持ち帰りいただけるよう市内の公共施設やコンビニ等にも置かせていただいております。よって、市内全世帯の2割の世帯の方に情報が行き届いていないものとは考えておりませんが、現に読んでいただけていない方がおられますことは遺憾に思います。

次に2点目でございますが、基本情報が届かないことが直ちに市民参加を阻害するとはまでは言い切れないものと考えておりますが、逆に、市の広報を確実に全戸配布したら直ちに市民参加が促進されるとも考えてはおりません。

次に3点目につきましては、市の義務は市民の通常生活の範囲内で知り得る機会を与えることだと考えております。なお、国の場合は、例えば法律改正等がありますと官報等に掲載され、そして、この官報自体を見られたこともない国民は多くおられるということでもございます。

次に4点目につきましても、私も市民税は会費のようなものと考えております。その上で、会員への配布義務は、ただいま申し上げましたような認識でございますので、議員に異論がございますなら、どの程度まで市の広報の全戸配布に徹することが公正なのかという見解の相違だと考えております。

次に5点目につきましては、まず、自治会長の報償費等の中に広報の配布経費が含まれているものと認識いたしております。ただ、配布に係る実費弁償費分といった形で支出しているわけではないことを御理解いただきたいと思っております。

経済原則に関する御発言がございましたが、例えばシルバー人材センターは、合理性に基づかない配布誤りもあり得ますが、その責任を経済的に追及できる形での契約とはいたしておりません。郵便局によります配布を調査してみたこともございましたが、一見単価は安く感じましたが、総合的には一概に経済的に割安とは言えない状況にありました。

そもそも、市の広報を自治会長を通じて配布している結果といたしましては、地域住民の触れ合いの機会等を創出することによって、今後ますます重要となっていくであろう地域のコミュニティーがより活性化していくことも期待されるものと考えております。現代社会におきましては、とかく個人の主張や権利ばかりが求められ、団体行動での束縛が嫌われがちな傾向にあります。今後ますます少子高齢化が進展するものと考えられる国内におきましては、より共助の重要性が認識されていくことになるものと考えております。

こうした中で、昔から遠くの親戚よりも近くの他人と言われるように、自治会は重要な地域のコミュニティー団体の1つであると考えております。現在、自治会に加入されておられない方につきましては、ぜひとも加入をお勧めしますし、行政といたしましても推進してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今の答弁ですけど、全部反論していると切りがないので、幾つかについてですけれども。

シルバー人材センターについて、配布誤りの可能性というようなこともおっしゃられ

ましたけど、例えば昨年の選挙公報について私は当時の総務課長にも調べてもらいましたが、配布誤りはなかったということがきちっと回答されています。そういう意味で、民間団体は信用してしかるべきであろうと思います。そういう意味では答弁は間違っています。

それから、いかにも広報の配布が地域の皆さんの触れ合いの場の創出ともとれる答弁でしたが、地域の皆さんは広報の配布がなくても日常的に触れ合っているわけですし、配布作業自体は単なる実務がふえていると認識しているわけですので、そこに積極性を見出すのは現実離れしているというふうに考えます。

それで、自治会加入率が約8割を切っているという状況の中で、市長の今の、広報物が届かなくてもそこに不公正、不公平はないよと、逆に自治会に入ってもらえばいいんじゃないかというのは極めて一方的な理屈であろうというふうに思います。旧高富のころ、合併前の高富町は自治会加入率約90%と聞いていましたが、10年ちょっとで現在79%という数字をもらいました。じゃ、これから10年間たつとどうなんだろうというふうに考えていくと、これはもう岐阜市とか他の地域に比べてもどんどん下がっていく、これはもう時代の流れなんですね。市長が入ってくれと期待したとしても、各自治体の数字を見る限り、それは下がっていくのが歴然とした事実です。例えば、10年もしたら70%近くなるだろうと、私は過去からの流れを見ていますけれども、そうしたときに、先ほどと同じように、一部に届いていないことに問題がないよという捉え方を首長がしていたら、本当に自治体の情報が通じるのか。

そして、市民参加は広報を配ったから実現するのかわからないという非常に後ろ向きの答弁でしたけど、まず届けなければ反応はあり得ないわけですから、10年後に3分の1ぐらい未加入になるということが見えているときに、全戸配布を早く始めていろんな意味で参加を求めていくということが必要だと私は思うんですが、そもそも市長が全戸配布しなくてもいいと言う理由は一体何なんでしょうか。そこを明確に教えてください。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 先ほどるる御説明申し上げました。まず1つ、自治会への現在の加入率は、未加入率が19%でございますので、これは寺町議員からいただいたデータにはそう掲載されておりますけれども、80%を切っているというお話でございましたが、まずその数字は切っていないと思いますし、また、実態的にはそれぞれの地域で、世帯の分離ですとか、それから施設等もございます。そういったことを勘案いたしますと、私はおおむね1割強ぐらいではないかという認識をしております。

そうした中で、全体に配布しなくてもいいという理由ということでございますが、先ほど御説明をそれぞれ申し上げましたような理由でございまして、配布することによりましてまた大きく変わるということもそんなに想定されませんし、それぞれの公民館ですとかコンビニにも配布をさせていただいております。そんなことから、現時点におきましては、また、世帯の加入状況が今後大きく変わってくるというような状況になりますとまた別ではございますが、現在の状況からすると、今のような形式での配布で適切な配布だということを考えております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 適切な配布ということですが、私はやっぱり税金を等しく徴収している側の市として、等しく届けなければならない義務があると。主観的にこれでいいんじゃないかという行政の今のトップの見解ではなく、徴収する法律に基づいて、条例に基づいてする側の責任として、市の案内は当然に等しく配る、これは当然の理屈であろうというふうに考えております。

そういった意味で、私は経費的な問題も含めて先ほど言いましたけど、違う観点で、例えばことしの自治会要望に対する予算、1億6,000万円でこの1年間仕事をしていくというふうになっています。先ほどの四、五百万円の経費は自治会要望の2.5から3%ですよ、民間団体に委託したとき。たった2.5から3%の費用で100%のお宅に届けることができる。私はそのほうがずっと、自治会の人も含めて、入っていない人も含めて等しく市の情報を提供し、市民参加、納税者に対する市の義務を果たすことだというふうに思うんですが、そういう自治会要望の2.5から3%を使えばできることをなぜやらないのですか。いかがでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えいたします。

まず、ただいまの2.5%から3%という御指摘でございますが、これは寺町議員が経済的な状況でということで、シルバー人材センターに委託をするというような数値での比較での数値だと思っておりますが、これは選挙公報につきましては、1枚のものをそれを全世帯に配布していただくという作業と、先ほど申しましたように、今全体では35種類80部を各世帯に配布するという経費は全くまた別な経費、もっとそれ以上の経費がかかってくるものと思っておりますし、また、数種類を本当にポストに投げ込むのか、ある程度封筒詰めにして配布するのかによりましてまた大きく違ってくると思っております。

そんなことから、そういったことを勘案いたしますと、とてもこの寺町議員の算出、

この試算によります配布方法では、今の配布しております広報を全世帯に配布することはできないと考えております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 質問を変えてください。寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 市長、先ほど私は職員の毎月の人件費も試算して申し上げたので、単に民間団体に委託したときだけの経費じゃないですよ。それもということですから。

質問を変えなさいということです。2問目に行きますけど、同じく市長に伺いますが、道路舗装の厚みが足らなかったという問題についてです。

昨年の市道の舗装工事に関して、舗装の厚みが不足していたということが問題になっています。最近、新聞で大きく取り上げられて、記事を読んだ市民からは、市政への不信や不満の声、ホームページでも市の経過説明や状況説明がないことへの疑問など、いろいろな声が私のところにも寄せられています。議会の議員にはある程度説明がされていますので、市民の疑問に答えるべく質問いたします。

まず、事案の概要は次のようです。現場は山田市西深瀬地区で、下水管を布設した市道にアスファルト舗装をする下水舗装復旧工事。舗装面積は2万6,120平方メートルで、契約額は5,851万円。工事は昨年6月中旬から始まり、市は11月初旬に完了検査を済ませた。市民の疑義を受けて市がことし3月に再検査したところ、複数地点で舗装の厚さが基準を満たしていないことが判明。市の道路建設基準では、市道のアスファルトの厚さは42ミリ以上と定められており、50ミリ前後が一般的とされるが、施工現場では厚さ三十数ミリの地点が複数箇所で見つかったと。

そこで、まず流れについてということですが、工事中の昨年夏ごろから舗装の厚みが足りないのではないかという声が出始めました。11月8日の市政座談会で舗装厚に対する疑義の意見が出されました。工事の様子を不審に思っていた地元自治会は、昨年12月2日に市に説明を求め、12月11日、公民館に市の部長らが伺い見解を説明しました。要点は、薄いことはあり得ない、問題はないの一点張りです。市側は、完了検査のサンプル採取には立ち会わなかったと答えました。

市長は、この12月ごろには厚さが足りないのではないかとの心証を抱いたと聞きますが、その認識でよいのでしょうか。また、そのような心証を抱いたポイントは何でしょうか。

2番目として、修復責任について。

1月28日午後1時過ぎ、市民が道路厚みを確認するために道路端の一部を切断した。

1月30日、副市長らが現地で道路横面の厚みを計測した。2月1日、東浦地区の3つの

自治会の連合は市に再検査を求めた。3月13日、市が18ブロックに分けた136カ所を再検査した結果は、5ブロックが合格、13ブロックが不合格だった。3月26日に修補改造指示書で業者にやり直しを指示し、4月5日付で業者が確約書を提出した。

こんな中で、市には顧問弁護士がいるわけですがけれども、この種の案件は当然に市は相談に行きます。顧問弁護士は、路面の無断切断とそもそもの工事の不完全との関係を前提に、最終的に道路の修復義務はどこにあるとの意見でしょうか。厚み不足の路面の復旧の今後の予定はどのようでしょうか。

3つ目ですが、処分について。

厚みが足らなかったことにつき、業者に対する処分は行ったのか。あるいは、どうするのか。市の発注業務の担当者の処分や、市長ら上司の監督責任に係る処分はどうしたのでしょいか。

4つ目、被害の有無について。

4月8日から5月6日にかけて3自治会に対して再度の説明会を開催、状況を説明した。5月18日、建設課が道路切断につき被害届を警察に提出した。

ところで、道路を切断した市民は、薄くては道路の安全として不安、薄くすることで工事費を抑えようとしたのではないかなどの懸念や疑念を抱き、所定の厚みがないことの確認のために、市の許可を得ないままに舗装済み道路の何カ所かを専門業者に切ってしまったことを認めています。本件の特殊な事案の経過、修復の責任と見込みなどから、今となっては被害届は取り下げるのが相当ではないでしょうか。

5つ目ですが、他の工事は大丈夫かということです。

過去の道路工事、当該業者の他の施工部について大丈夫かと寄せられる市民からの疑問は当然です。しかし、市は、過去の道路工事及び当該業者の他の施工部に関しては調査しないとの方針を決めているようです。厚みが足りていることの合理的な保証は何なのか。また、調査しなくてよいとする合理的な根拠をどう説明するのでしょうか。

6つ目ですが、今後について。

これらの経験から、今後、同種の事案が起きないようにするための行政の業務の仕方の方針はどのようでしょうか。また、市民から、公共事業の実施に係っての疑義などが出されたときの対応方針はどうするのでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをします。

まず1点目の流れについてでございますが、昨年の市政座談会と十王自治会による地元説明会での舗装厚の疑義に対しましては、市民環境部長から回答させていただきましたし

たが、路盤が多少凹凸しているため、設計の5センチを均一に確保するのは困難であり、所定の検査基準により厚みを確認して、規格値を満たしていれば合格とするという内容でお答えをしております。

検査コアの採取につきましては、数と位置を発注業者側に指定して、前もって施工業者が抜いておくもので、発注者側は立ち会わないのが一般的な方法であると担当者から聞いており、そのように認識をしておりました。

また、検査以前より路肩部分が薄いのではないかという疑念はありましたが、完了検査において所定の位置で厚みを確認できる旨聞いておりましたので、その結果に委ねておりました。

厚みが足りないのではないかという心証を抱いたポイントは、他の舗装現場と路肩の現状を比較した結果でございます。私は現場に数回出向いて確認をいたしました。水道課の職員ですとか都市計画の職員ですとか建設課の職員と三、四回参りましたし、また、県のOBの方で技術的なそういった方とも現場を確認いたしました。そういったことから、11月か12月ごろだったと記憶しております。

2つ目の修復責任についてでございますが、顧問弁護士相談では、工事のやり直しの理由が舗装厚が足りなかったという瑕疵があり、カッターが入ったこととは関係なく、施工業者が責任を持って施工するものと回答を得ておりますので、やり直し工事を早期に完成させるよう施工業者と調整をしているところでございます。

次に、3点目の処分についてでございますが、施工業者につきましては、まずはやり直し工事を完了させることが最優先であり、工事が完了した後に検討、処分したいと考えております。担当職員や監督責任者につきましても同様に考えております。

次に、4点目の被害の有無についてでございますが、カッターの入れられた箇所について、歩行、通行に危険のないよう路肩盛り土をするなどして応急処置を施したところでもありますが、とりわけ現状を確認いたしますと、草で覆われてカッターの入った箇所が確認できないような状況でもあり、安全上に問題はないように思われます。しかしながら、何者かに公共の財産が破壊されたり盗難に遭うなどした場合は、その理由、大小にかかわらずその事実を警察に被害届として提出するのは市として当然の行為でございますので、御理解いただきたいと思っております。

次に、5点目の過去に当該業者が行った工事は大丈夫かでございますが、過去の施工部の調査につきましては、現時点で方針を決めておりません。今回の舗装工事のやり直しが全て完了した後に検討してまいりたいと考えております。

次に、6点目の今後についてでございますが、この事実を真摯に受けとめ、従来の検

査方法を改めるとともに再発防止に努めてまいります。具体的には、担当課以外の事業課が検査を行い、舗装工事の検査コアは検査当日に立ち会って採取するなどの対策をとっております。

自治会等からの疑義、苦情などの対応につきましては、当然ながら十分に話をお聞きして、慎重に検討を行った上で対応策を見出し、納得していただけるよう説明することが基本でございまして、多くの職員が日常の業務で実践しているものと思っております。しかしながら、今回このような事態になったことにつきましては、非常に残念であり、改めて政策調整会議などの場で強く注意喚起を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 市長に再質問します。

まず1点目ですけれども、今の答弁では、市長は、検査の以前より路肩部分が薄いのではないかとの疑念があったこと。昨年11月か12月ごろ、みずから現場に出向いて舗装と路肩の形状を比較した結果、厚みが足りないのではないかとの心証を抱いたということです。そうであるなら、なぜ12月11日の市の自治会説明会において部長をして、薄いことはあり得ない、問題はないという趣旨の回答ではなく、疑念があるとか再検査するという旨を答えさせなかったのでしょうか。

さらに、年が明けても市の回答などに納得できない市民が路面にカッターを入れたのは1月28日。それと関係なく、1月30日に副市長と課長らが現地へ赴き、道路側端の厚みを計測したわけですが、市の計測の意思決定というのはこのずっと以前になされていたようです。地元自治会にその意思決定のときに速やかに一報すれば、カッターが入ることはなかったのは明らかです。なぜ、疑義を訴えていた地元で市の計測の意思決定を伝えなかったのでしょうか。

2つ目ですが、やり直しの工事の完了後に職員や業者の処分を考えたいと、答弁では処分は先送りしています。これに対して、道路にカッターが入った被害は通常どおり被害届を出す、こちらは速やかないゆる処分です。そこが納得できないという市民の声は少なくありません。寄せられた市民の声の中に、市民として市のやり方に納得できない。だから、第三者の市民ではあるが、市長や職員、業者を警察に告発することを考えているという人がありました。それは、ちまたで言う泥仕合に近い、泥仕合とはどちらも消耗するだけの非生産的なことです。とはいえ、きょうの状態では私は告発は控えてとお願いすることはできません。

現在、被害状況にもなく、間もなくやり直し工事で切断路面も更新されるという本件

の特殊な事情の中では、今となっては被害届は取り下げるべきでしょう。明確な回答を求めます。

3つ目として、5番目に質問した他の工事は大丈夫かに関して、市が過去の道路工事及び当該業者の他の施工部に関しては調査しないということは、私は4月の地元説明会で副市長の答えとして聞き、その後、市役所で担当課長から聞きました。しかし、きょうの答弁は、やり直しが完了した後に検討していきたいと変化しています。その変化とその意味は、市の認識として他の案件も再検査を行う可能性が出てきたという趣旨なのか、それとも単に、今やらないと言ったら批判を浴びるので中庸の答えにただけなのか、どちらでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

まず、12月11日の自治会の説明会開催日より前から路肩部分が薄いとの疑念を持ちながら、なぜ問題がない旨の説明をさせたかというお尋ねでございますが、この説明会においてはあくまでも11月7日に実施した完了検査の結果を報告させていただいたわけでありまして、検査基準に基づいた検査を行った結果、合格となった旨を説明させていただいたということでございます。その時点では、私自身、設計幅員に対して左右両側の路肩部分は数センチ程度余分に舗装してあるものであり、この端の部分の厚みがなくても設計幅員の内側が基準を満たせば問題があるとは言えないものとの説明を受けていましたし、そのように理解するものと一応考えておりました。

したがって、その時点でと申しますのは、前日の7日に検査をして、8日の市政懇談会でございますが、その時点で部長に、疑義があるとか再検査をするといった説明をさせる客観的な理由はありませんでしたので、部長の回答についてはそのような内容になったわけでございます。

また、副市長に路肩の厚みを計測してもらったのは1月30日で間違いはございませんが、当時はほぼ毎日こうした件につきまして内部協議をしていたような状況で、その時々判断で具体的な対応を決めておりました。副市長による路肩の計測は、一般的な工事の再検査をすることとは全く異なっておりまして、私が抱いていた疑念を客観的に調査し、検証しようとするものでございます。

具体的には、設計幅員の内側から余分に舗装してある部分に水平に定規を当て、路肩の舗装厚と定規とのあき部分の寸法をプラスした数値が設計幅員部分の舗装厚となりますので、こうした計測を細部に行いまして、その数値によりまして私の抱いていた疑念を確認したものでございます。この結果として再調査をすることといたしました。こう

した時点、こうした内容での調査はあくまでも内部的な検証調査でございますので、地元自治会等へ伝えるべきものではないと考えております。

次に、被害届を取り下げるべきだとの御意見でございますが、何者かにカッターで切断された路肩部分も道路として管理されている公共施設であり、その公共の施設を傷つける行為は断じて許されるものではないと思いますし、こうした不法行為を確認した以上は、黙認することなく道路管理者としてその事実を山県警察署に被害届として提出したわけでございますので、取り下げる正当な理由は現在は見当たらないわけでございます。

また、同じ業者による他の工事箇所の調査についてでございますが、先ほど答弁させていただきましたように、まずやり直し工事を完了させることが最優先でありまして、この考え方は私は当初より変わっておりませんし、やり直し工事が完了した後に考えたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 市長に再々質問しますが、もう残り時間の表示が出たので1つだけ聞きますけど、路面にカッターを入れたというのは3人とも1人とも言われていますけれども、それら当事者の方から市長に会って話をしたいという求めがあれば、市長は面会して話を聞くというつもりはあるのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） ただいまの再々質問でございますが、そうした申し出があれば、十分聞かせていただきまして対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、通告の3問目、土地開発基金は廃止をしてはどうかという質問をいたします。

全国で土地開発基金が残っているところ、もう既になくしているところ、いろいろあるんですが、私はもはや必要のないものとして廃止すべきであるという観点で質問いたします。

山県市の土地開発基金総額は5億600万円であり、内訳は、現金として3億6,409万4,160円、土地として8筆、1万3,259.54平米、金額にして1億4,190万5,840円相当です。わざわざ基金を使わなくても可能であった2年前のふれあいバザールの土地取得を除けば、取得した年代は、古い土地で約20年前の平成5年8月19日、新しい土地でも平成15年3

月12日と約10年前です。従来から批判の多い土地開発公社であれば、5年以上の放置は塩漬け土地と批判されることに倣えば、いずれも取得時の目的にかなわず、使途のない土地と言うしかありません。一部には、不合理なことに貸し付けている土地もあるらしい。

この基金条例は、公共用地を先行取得しておくことで事業を円滑に進めるのが目的と言われますが、事業化されて一般会計に盛り込まれてから初めて議会や市民が計画を知るケースも多いことから、極めて不透明、行政の裁量が多過ぎるなどの批判が出ています。結局、一定規模を超えるものを除いては、議会の承認を受けずに用地を取得できる制度であるため、長期に有効利用されない用地取得が行われてきたなど、弊害を生んでいると言うしかありません。山県市の基金の土地も、10年から20年間の固定状態であることがこれを如実に示しています。もはやこの基金は、現在の情勢では基金を活用してまで行う緊急の土地取得は発生し得ず、何かのときには、当初予算、補正予算、場合によっては専決で十分対応可能です。よって、基金は当初の役割を終えたものとして廃止すべきです。

ちなみに、基金の土地の所有権、登記の表示は山県市です。よって、基金の廃止は、お金の書類上の動きと基金条例廃止の議決だけでできます。つまり、市の一般会計で1億4,190万5,840円を用意して基金に入れ、山県市名義のこれらの土地を基金から移管し、かつ条例を廃止する手続だけすれば、基金の全てである現金5億600万円を市の一般会計に移すことができます。結局、差し引き3億6,409万4,160円が生きた財源として有効活用できます。今年度の市の一般会計は、昨年を8億円も上回る基金取り崩しをして予算を組みましたが、不急不要の土地開発基金を廃止して財源確保することが優先順位というものです。基金の廃止は市長の決断1つでできることです。いかがでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

用地の取得には土地所有者という相手がつきものでございます。土地開発基金は、公共事業等の円滑な執行を図るために設けられているものでございます。確かに、公共事業等に係る用地取得の需要は激減してきておりますが、全く緊急の土地取得が発生し得ないとまでは言い切れないと思っておりますが、同基金は、実質的には昭和40年代半ばに設置されたものであり、その背景が大きく異なっていることは事実でございますので、今年度中には廃止の御提案をしたいと考えております。

ただ、廃止に伴いまして発生する繰入金は、直ちに何らかの財源に充てるということではないことは御承知いただきたいと願います。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今の確認ですが、今年度中に基金条例を廃止するという手続をするという受けとめでよろしいのでしょうか。いかがですか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 今年度中に基金条例の廃止の提案をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 一応3問目は質問の趣旨が同じだというふうに受けとめますので、これで結構です。

○議長（藤根圓六君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

---

○議長（藤根圓六君） これで、本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。お諮りいたします。

21日に予定しておりました一般質問は本日全てを終了いたしましたので、21日は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。したがって、21日は休会とすることに決定いたしました。

24日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦勞さまでした。

午後3時56分散会

平成24年9月24日

# 山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

## 山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第4号 9月24日（月曜日）

○議事日程 第4号 平成24年9月24日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第85号 山県市防災会議条例の一部を改正する条例について  
議第86号 山県市災害対策本部条例の一部を改正する条例について  
議第87号 山県市暴力団排除条例の一部を改正する条例について  
議第88号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
議第89号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について  
議第90号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について  
認第1号 平成23年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について  
認第2号 平成23年度山県市水道事業会計決算の認定について  
議第91号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第3号）  
議第92号 平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議第93号 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議第94号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について  
議第95号 消防救急デジタル無線施設整備工事請負契約の締結について  
議第96号 市道路線の変更について  
議第97号 市道路線の廃止について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第85号 山県市防災会議条例の一部を改正する条例について  
議第86号 山県市災害対策本部条例の一部を改正する条例について  
議第87号 山県市暴力団排除条例の一部を改正する条例について  
議第88号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
議第89号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について  
議第90号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について  
認第1号 平成23年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

- 認第2号 平成23年度山縣市水道事業会計決算の認定について
- 議第91号 平成24年度山縣市一般会計補正予算（第3号）
- 議第92号 平成24年度山縣市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第93号 平成24年度山縣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第94号 山縣市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第95号 消防救急デジタル無線施設整備工事請負契約の締結について
- 議第96号 市道路線の変更について
- 議第97号 市道路線の廃止について

日程第3 討 論

- 議第85号 山縣市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 議第86号 山縣市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 議第87号 山縣市暴力団排除条例の一部を改正する条例について
- 議第88号 山縣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第89号 山縣市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議第90号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について
- 認第1号 平成23年度山縣市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成23年度山縣市水道事業会計決算の認定について
- 議第91号 平成24年度山縣市一般会計補正予算（第3号）
- 議第92号 平成24年度山縣市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第93号 平成24年度山縣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第94号 山縣市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第95号 消防救急デジタル無線施設整備工事請負契約の締結について
- 議第96号 市道路線の変更について
- 議第97号 市道路線の廃止について

日程第4 採 決

- 議第85号 山縣市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 議第86号 山縣市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 議第87号 山縣市暴力団排除条例の一部を改正する条例について
- 議第88号 山縣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の

- 一部を改正する条例について
- 議第89号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議第90号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について
- 認第1号 平成23年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成23年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第91号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第92号 平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第93号 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第94号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第95号 消防救急デジタル無線施設整備工事請負契約の締結について
- 議第96号 市道路線の変更について
- 議第97号 市道路線の廃止について
- 日程第5 発議第4号 山県市農業委員会委員の推薦について
- 日程第6 質 疑
- 日程第7 討 論
- 日程第8 採 決
- 日程第9 発議第5号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について
- 日程第10 質 疑
- 日程第11 討 論
- 日程第12 採 決
- 日程第13 総務産業建設委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第14 厚生文教委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第15 議員派遣の件

---

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員会委員長報告
- 議第85号 山県市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 議第86号 山県市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 議第87号 山県市暴力団排除条例の一部を改正する条例について
- 議第88号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例について

- 議第89号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議第90号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について
- 認第1号 平成23年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成23年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第91号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第92号 平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第93号 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第94号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第95号 消防救急デジタル無線施設整備工事請負契約の締結について
- 議第96号 市道路線の変更について
- 議第97号 市道路線の廃止について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第85号 山県市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 議第86号 山県市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 議第87号 山県市暴力団排除条例の一部を改正する条例について
- 議第88号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第89号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議第90号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について
- 認第1号 平成23年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成23年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第91号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第92号 平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第93号 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第94号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第95号 消防救急デジタル無線施設整備工事請負契約の締結について
- 議第96号 市道路線の変更について
- 議第97号 市道路線の廃止について

日程第3 討 論

- 議第85号 山県市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 議第86号 山県市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 議第87号 山県市暴力団排除条例の一部を改正する条例について
- 議第88号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第89号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議第90号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について
- 認第1号 平成23年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成23年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第91号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第92号 平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第93号 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第94号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第95号 消防救急デジタル無線施設整備工事請負契約の締結について
- 議第96号 市道路線の変更について
- 議第97号 市道路線の廃止について

日程第4 採 決

- 議第85号 山県市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 議第86号 山県市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 議第87号 山県市暴力団排除条例の一部を改正する条例について
- 議第88号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第89号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議第90号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について
- 認第1号 平成23年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成23年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第91号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第92号 平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第93号 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第94号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について

- 議第95号 消防救急デジタル無線施設整備工事請負契約の締結について
- 議第96号 市道路線の変更について
- 議第97号 市道路線の廃止について
- 日程第5 発議第4号 山口市農業委員会委員の推薦について
- 日程第6 質 疑
- 日程第7 討 論
- 日程第8 採 決
- 日程第9 発議第5号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」  
の構築を求める意見書について
- 日程第10 質 疑
- 日程第11 討 論
- 日程第12 採 決
- 日程第13 総務産業建設委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第14 厚生文教委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第15 議員派遣の件

○出席議員（14名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 恩田佳幸君 | 2番  | 山崎通君  |
| 3番  | 吉田茂広君 | 4番  | 上野欣也君 |
| 5番  | 石神真君  | 6番  | 杉山正樹君 |
| 7番  | 寺町知正君 | 8番  | 尾関律子君 |
| 9番  | 横山哲夫君 | 10番 | 武藤孝成君 |
| 11番 | 藤根圓六君 | 12番 | 影山春男君 |
| 13番 | 村瀬伊織君 | 14番 | 後藤利瑗君 |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

|        |        |      |       |
|--------|--------|------|-------|
| 市長     | 林宏優君   | 副市長  | 松田勲君  |
| 教育長    | 森田正男君  | 総務課長 | 船戸時夫君 |
| 企画財政課長 | 久保田裕司君 | 税務課長 | 神原義広君 |

|        |           |        |           |
|--------|-----------|--------|-----------|
| 市民環境課長 | 林 早 笑 君   | 福祉課長   | 笠 原 秀 美 君 |
| 健康介護課長 | 田 原 修 君   | 産業課長   | 谷 村 勝 美 君 |
| 建設課長   | 山 口 広 志 君 | 水道課長   | 服 部 正 己 君 |
| 国体推進課長 | 谷 端 良 夫 君 | 会計管理者  | 棚 橋 和 良 君 |
| 消防課長   | 渡 辺 晴 臣 君 | 学校教育課長 | 宮 川 誠 君   |
| 生涯学習課長 | 竹 村 勇 司 君 |        |           |

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

|      |         |    |       |
|------|---------|----|-------|
| 事務局長 | 上 野 達 也 | 書記 | 林 強 臣 |
| 書記   | 大 野 幹 根 |    |       |

---

午前10時00分開議

○議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（藤根圓六君） 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題とします。

本件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員長 杉山正樹君。

○総務産業建設常任委員会委員長（杉山正樹君） 総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月13日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第85号から議第89号、認第1号、議第91号及び議第94号から議第97号の所管に属する条例案件5件、決算認定案件1件、予算案件1件、その他案件4件の11議案を議題とし、審議を行いました。

質疑において、議第85号 山県市防災会議条例の一部を改正する条例については、条例改正をする根拠と想定された対象者の有無について。議第89号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例については、全国的な影響なのか、山県市の裁量なのか、また、市の公用車導入に対する今後の考え方について。認第1号 平成23年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（総務産業建設関係）では、ふれあいバザール用地購入に際し、意思決定をした時期と基金を使った合理性。退職消防団員の退職報償金の支出手続の内容。消防団の器具庫、防火水槽等で用地取得に関し基金を使っていない理由。財政指標の分析と今後の予測。土木や建築の工事成績評定点数表の今後の取り扱い。合併振興基金の内容、財政調整基金残高の増減、廃止となった基金の内容。職員研修事業の受講者と内容。防犯灯新設工事の内容と新規設置数の見込み。自治会集会施設建設事業補助金の算定根拠と割合。男女共同参画社会推進事業の内容と今後の進め方。県議会議員選挙における投票率の年齢分布。緊急雇用創出事業において、採用の選考基準。学校給食地産地消推進事業の内容と搬入の方法。畜産環境衛生事業において、ハエと悪臭に対する苦情の方策及び事業費の減少理由。企業立地奨励事業において、申請件数と内容。グリーンプラザみやま管理事業において、利用者数と今後の動向。ふれあいバザール用地取得事業において、賃貸料と坪単価。除雪委託事業において、除雪ルートを選定基準。道路改良工事等の自治会要望件数と採択理由。（仮称）市道東浦線道

路改良事業の進捗状況等について。議第91号 平成24年度山口市一般会計補正予算（第3号）（総務産業建設関係）では、光電話対応工事の事業内容、防災対策費の工事内容等について。議第95号 消防救急デジタル無線施設整備工事請負契約の締結については、入札辞退の背景と予定価格の算定及び設計金額の基準等について質疑応答がございました。

採決の結果、議第85号から議第89号、議第91号及び議第94号から議第97号については、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

また、認第1号については、採決の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決定しました。

続いて、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について、審議の結果、採択を望む意見がありました。

採決の結果、全会一致で採択し、本委員会発議として議長に提出することに決定いたしました。

続いて、閉会中の継続調査申し出及び委員派遣承認要求について審議の結果、本委員会の行政視察研修のため、閉会中の継続調査として議長に申し出をすることに決定いたしました。

続いて、山口市農業委員会委員の議会推薦については、採決の結果、賛成多数で本委員会発議として議会へ提出することに決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教委員会委員長 尾関律子君。

○厚生文教常任委員会委員長（尾関律子君） 厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月18日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第90号、認第1号から認第2号及び議第91号から議第93号の所管に属する決算認定案件2件、予算案件3件、その他案件1件の6議案を議題とし、審議を行いました。

質疑において、認第1号 平成23年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（厚生文教関係）では、市民税及び国民健康保険税の不納欠損の理由。女性特有のがん検診の受診率が低い要因と受診率をアップさせる施策。まち美化パートナー事業の支援内容と協力団体をふやす施策。小学校と中学校の薬剤師報酬に対する仕事内容。小学校各種工事における工事内容と学校別工事費。農業集落排水施設への接続率が低い地域の要因と今後の推移。医師会・歯科医師会協力費負担金の算出根拠。介護認定事業に関し、要介護度を下げる取り組み。配食サービス事業の内容などについて。議第

91号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第3号）（厚生文教関係）では、戸籍システム共同利用業務委託負担金に関し、その費用対効果及び今後の構成自治体数の見込み。青波福祉プラザ耐震診断委託料に関し、診断結果による今後の対応。地域医療確保事業補助金及び救急医療確保運営補助金の算定根拠と内容などについての質疑応答がございました。

採決の結果、認第1号及び認第2号については、全会一致で原案どおり認定すべきものと決定しました。議第90号から議第93号については、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

続いて、2件の意見書の取り扱いについて審議しました。

まず、保険で良い歯科医療の実現を求める意見書について、委員会の取り扱いを審議した結果、本委員会として提出しないことを望む意見がありました。

採決の結果、全会一致で本委員会として提出しないことに決定しました。

また、離婚後の親子の面会交流に関する法整備と支援を求める意見書について、委員会の取り扱いを審議した結果、本委員会として提出しないことを望む意見がありました。

採決の結果、全会一致で本委員会として提出しないことに決定しました。

続いて、閉会中の継続審査申し出及び委員派遣承認要求について審議した結果、本委員会の行政視察研修のため、閉会中の継続調査として議長に申し出をすることに決定しました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

各常任委員会委員長報告が終わりました。

---

## 日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（藤根圓六君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

---

## 日程第3 討論

○議長（藤根圓六君） 日程第3、討論。

ただいまから、議第85号から議第90号、認第1号、認第2号及び議第91号から議第97号の15議案に対する討論を行います。

発言通告による討論はありませんでした。

討論はありませんか。

最初に、反対討論をどうぞ。

寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、認第1号、23年度の一般会計決算についての認定、これに反対という立場で討論をいたします。

2点述べます。

まず、1点目ですが、これは私の所属する総務産業建設常任委員会で、この認定については私は反対としました。ですが、ここではそれを覆すという意味で、その理由を説明します。

委員会で反対をした理由は、そもそも案件、決算全体について、私は中間日に本会議で市長に質疑したいということで通告をしたわけですが、それは議会の申し合わせで、所属委員会ですなさいという形になりました。

ということで、委員会で課長にお聞きしました。それは市長に通告した内容ですけれども、成果説明書の1ページ、このページの下の方、約10行が財政指標について説明をしています。これについて、私は、特に経常収支比率が0.5ポイント上昇したという表現を市みずからしている。それから、実質公債費比率が0.2ポイント上昇したということで、これは財政的には非常に悪い方向に行っている。市もそういうふうに評価しているということで市長にお聞きしたかったんですが、とにかく、その分析と原因、それから今後3年間の予測を聞きたかったわけです。

ところが、委員会では、分析などについての意見もありましたけれども、将来の予測について具体的な数字の示しがなかったです。0.5ポイント上がった、0.2ポイント上がったと書きながら、具体的な数字の提示がありませんでした。あったのは、経常収支は90から92%のレベルで推移するであろうという抽象的な幅でした。それから、実質公債費比率は19%を超えないというようなことの抽象的な数字でした。

私はもっと詳しくということを求めたのですが、その説明はしませんということで、委員会が質疑は終わったということで、私は議員として認定をするには、やはり全体の基本的な数字ですから、きちっと市の現状、あるいは将来予測は、現在の思っている予測を示すべきであると。ところが、それを示されていないので反対せざるを得ないとい

う趣旨で反対討論をし、委員会を終えました。

とはいえ、その数字だけがこの23年度決算を左右するわけではないので、私は後日、担当課に行って、その辺の数字、過去はそういう数字があった、現在もあるでしょうという話をして、一応数字を聞きました。それを聞くと経常収支は92.5ということで、説明よりちょっと悪い方向の数字がある。それから、実質公債費比率も19.5という数字が数年後に出てくるということのデータはもらって、説明は受けました。ここに書類もありますけど。

そういったことの中で、私は本来、議員が議案あるいは決算を認めていく、あるいは採決をする中で、きちっとした数字が出される、それが大前提だと思っていますが、それが示されなかったので反対をした。とはいえ、仕方がないから、後日、議論をして数字を出してもらったという中で、一応判断しました。

そういう意味では、23年度決算の認定に当たって、今の数字、多少悪い数字が最終的に出てきましたけど、それ自体は認定すべきではないということと考えました。ということで、委員会と反対の形で理由を申し上げた部分、今の部分については、この議場では最終的に賛成と、決算全体について、そのように考えますので、一応、きちっと修正する意見を述べました。

もう一点ですが、これは明らかに反対という立場で述べさせていただきます。

これは私の所属委員会ではない厚生文教委員会ですが、議事録に残すべきと思っていましたが、委員会では質疑をさせていただけなかったということで、この議場で討論という形で私の意見をお伝えします。

それは、成果説明の106ページでいいますと、教育費の学校管理費、ここの106ページの一番下ですけど、パソコン教室用パソコン等更新事業というのがあります。この事業についてですけれども、私は、ここに5つの小学校のパソコンというのがあるって、2,832万9,000円、予算現額2,840万7,000円と。予算と非常に、ほぼ一緒ですよ。これは当然、入札案件ですけど、最近の入札という案件からいくと、通常は差額が相当額出てくるのが本来である、普通であると。それに比べて非常に近接していること自体がちょっとおかしいなというふうに見受けます。その辺がちょっとおかしいんじゃないかということの基本にあります。

そもそも、この山県市の学校のパソコンを更新しようということは、6月議会でも今年度予算の具体的な契約として出てきて、私もこの議場や委員会で議論はしたことですけれども、そのときに、もともと中央電子という会社から見積もりをとって予算をつくり、実際に今年度、中央電子が落としているということは6月議会で皆さんも承知のこ

とと思います。

この決算は、その前年度、昨年度でしたけれども、これも実は7月に情報公開でいろんな資料をとりました。その中にたまたまこの案件もあったんですけど、中央電子、22年度に中央電子から見積もりをとり、23年度予算で中央電子が落として、この事業、決算、ここに上がってきているということでした。

中央電子が2年続けてとる、入札なのに。非常に不思議。しかも、見積もりを2年連続で中央電子からとっているということは、6月も申し上げたけど、業界では、ああ、ここがとるんだねという、ある種、天の声に近いことを教育委員会はやってきているのではないかと申し上げた。まさにそれが23年もだったということがわかったときに、非常に強く、一層強く懸念を持ちました。

そこで、先ほどの、今回の常任委員会で企画財政課長とその辺の経過を確認しました。すると、もう一つ、来年もあるんですよ。来年かどうかわかりませんが、いわば残りですね。多分、中学校ぐらいかなと私は勝手に想像していますが、そういう3年で完結する小中学校のパソコン更新なのかな、あるいは小学校だけなのかなと今は想像していますが、そうすると、この決算は初年度であった。現在進行形の、もう6月議会で議決したものは進んでいる。じゃ、この秋の予算でまた中央電子が候補に上がってきたら、これは一体何だろう。初めから山県市の3年間、中央電子だったのというふうになってはいけないと強く思います。

そこで、明確にしたいわけですがけれども、この決算認定をするかどうかは、今年度の予算執行の決算に当たってですし、来年、25年度の予算をどうするのか、そこにも直結する部分だということを、教育委員会の方は十分考えてほしいなと思います。

具体的に、総務の委員会では、例えば、きょう議案に上がっている消防のデジタル関係、ここも中央電子ですね。中央電子は、消防のもともとの山県市の無線を全部受けているのが中央電子です。それに今回、中の一部を更新するというので、また中央電子がとっているんですが、おかしいんじゃないという議論をしたところ、消防長は別におかしくないですよということとともに、じゃ、他の、中央電子じゃないところがとって、消防の今回の予算の部分にかわったらどうなるのといったら、それは何ら支障はありませんという答えが委員会でありました。

私もそう思います。きちっとしたシステムの仕様ができていて、たまたま個々の機械は各メーカーですけど、全体がどこがまとめるかだけですから、それは中央電子である必要はないということですね。

それから、企画財政課長に、一般的にコンピューターの関係で、どこかが常に将来も

まとめなきゃいけないのかという趣旨のことをお聞きしたところ、別にそんなことはないですということで、じゃ、教育委員会の今回についてはということをお聞きしたところ、それは物理的な教育委員会の仕事というよりは、入札をつかさどるという意味でお聞きしたんですけれども、今のシステム、パソコンなどのシステムでも、違うところにかわっても、それ自体は何ら支障はないはずですという答えでした。

私も考えるに、個々のパソコンは各メーカーがつくっている。ソフトもメーカーがつくっている。だけど、今回の中央電子の立場、消防もそうですけど、全体を、システムを構築するだけであって、個々のパーツはそれぞれの下請、あるいはもっと下の業者が設備をするわけですから、だから、コンピューターの関係であっても、そこは3年であっても、1つの会社でなければならないということではないというふうになると考えます。そのあたりが委員会で議論されました。

というふうに、基本的にどの点から考えても、初年度に中央電子が落としたことだけを捉えればともかく、今年度、そして来年もその可能性が高いと私は懸念する中で、ここは何とか考えてほしいと思っています。

じゃ、中央電子なり、どこか1社が何年分かをまとめていくということのメリットは何だろうと考えると、多分、教育委員会、あるいは学校の職員が、何かトラブルがあったら中央電子にちょっと直しておいてと言えば済むということが楽なんだろうなど。だけど、そのメリットは何かというと、そこ任せになってしまうわけですよ。何とかしておいてと。相手がこれだけの額で、これぐらいの時間がかかりますと言ったら、そのままやるしかないという受け身の立場になってしまいます。

じゃ、これが仮に異なる会社が受けていたとすると、何かあったときに、あそこの学校はその会社に話したらすぐやってくれたよとか、幾ら幾らでやってくれたよということが言える。いわば比較する相手があるわけですよ。そういう競争性を事業の実施後も持つことができる。そういった意味で、単一であることのメリットは、単に職員がちょっとだけ楽。職員がちょっと複数のところに連絡することを何とも思わなければ、競争性は保てるんじゃないかと、私はそういうふうに考えます。

そういう意味でも、3年継続の中央電子、これは非常にまずいのではないかなというふうに思っています。

そういう意味で、ここで安易に、この決算全体を承認してはいけないと思って反対討論をいたしました。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論をどうぞ。

村瀬伊織君。

〔「ちょっと暫時休憩。今、山崎さんが……。討論やもんで」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 暫時休憩します。

午前10時25分休憩

午前10時26分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、賛成討論をどうぞ。

村瀬伊織君。

○13番（村瀬伊織君） 私は、23年度予算の認定について、賛成の立場で討論を申し上げます。

いろいろ監査委員さんの中で御指摘をいただいたが……。

〔「決算」と呼ぶ者あり〕

○13番（村瀬伊織君） 決算の認定について、賛成の立場で申し上げます。

監査委員さんからいろいろ御指摘をいただいております部分の是非もありましたけれども、執行者側としては、前回も申し上げたとおり、真摯に受けとめ、いろいろ改善をしながら財政厳しい中で次の予算に向けて頑張っておられることが見受けられますので、この決算認定については賛成をいたします。

また、もう一点は、議第91号、資料5の一般会計補正予算の防災対策でございますけれども、これもやはり山県市の市民の安心・安全な生活を保つために、防災対策をするという、いち早く、国の施策ではございますけれども、有利な起債を使って、安心・安全なまちづくりをするということが見受けられておりますので、これにつきましても賛成の立場で討論申し上げます。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 次に、反対討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これもちまして、討論を終結いたします。

---

日程第4 採決

○議長（藤根圓六君） 日程第4、採決。

ただいまから、議第85号から議第90号、認第1号、認第2号及び議第91号から議第97号までの採決を行います。

最初に、議第85号 山県市防災会議条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第86号 山県市災害対策本部条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第87号 山県市暴力団排除条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第88号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第89号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第90号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

認第1号 平成23年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議がありますので、本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤根圓六君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定いたしました。

認第2号 平成23年度山県市水道事業会計決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定しました。

議第91号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第92号 平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第93号 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第94号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第95号 消防救急デジタル無線施設整備工事請負契約の締結について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第96号 市道路線の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第97号 市道路線の廃止について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第5 発議第4号 山県市農業委員会委員の推薦について

○議長（藤根圓六君） 日程第5、発議第4号 山県市農業委員会委員の推薦についてを

議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務産業建設委員会委員長 杉山正樹君。

○総務産業建設常任委員会委員長（杉山正樹君） 発議第4号 山口市農業委員会委員の推薦につきまして、提案説明を申し上げます。

山口市農業委員会委員は、9月30日をもって任期満了となりますので、後継者を推薦するため、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者4名を推薦するものでございます。

山口市において農業の推進を図るためには、農地の効率的な利用調整、農業後継者の育成、確保などは必要不可欠であります。このため、議会として農業委員会委員の推薦に当たっては、今後の農地転用等について地域的な配慮を考慮し、識見が高く、地域で信頼があり、土地利用について特に関心を持たれている方を推薦いたします。

最初に、土井 健さんは、住所は梅原2242番地1にお住まいです。同氏は責任感が強く、地域での人望も厚く、梅原地区自治会連合会長を務められた方でございます。

次に、田原 要さんは、住所は佐賀120番地7にお住まいです。同氏は責任感が強く、地域での人望も厚く、佐賀自治会長を務められた方でございます。

次に、大澤和弘さんは、住所は大森487番地にお住まいです。同氏は責任感が強く、地域での人望も厚く、農事改良組合長を務められた方でございます。

次に、堀 千尋さんは、住所は葛原4463番地1にお住まいです。同氏は責任感が強く、地域での人望も厚く、山戸自治会長として御活躍をされております。

以上、4名の方を推薦するものであります。よろしく御審議を賜り、議員各位の御賛同をいただきますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

---

## 日程第6 質疑

○議長（藤根圓六君） 日程第6、質疑。

ただいまから発議第4号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。よって、これもちまして、質疑を終結いたします。

---

日程第7 討論

○議長（藤根圓六君） 日程第7、討論。

ただいまから、発議第4号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 発議第4号、農業委員会の推薦についての案件に反対の立場で討論いたします。

私は所属委員会でこの原案の議論をしましたので、質疑は行わず討論いたします。

そもそも農業委員の推薦というのは実質的に3年ごとに回ってきているということで、この議会でも3年前にそういった提案と議論があったと覚えています。

私、従来から農業の現場を今支えているのは女性の力が非常に大きいということ、それから農業を盛んにしようとする自治体は農業委員に積極的に女性を取り込むような政策を行っている、それは特に議会推薦という枠の中でということも当時も申し上げました。

そんな中で、男性4人が、以前は3人でしたっけ、当時は、上がっていました。私は今のような意見を申し上げたんですが、会議や委員会の場ではないところで議長から、ことしはこういうふうに上がってきちゃったので、女性のことは申し送りをするからということできちっと話を受けました。ということで、議案については賛成をしました。

ところが、今回も各委員会に上がってくる前の話から順番に聞いていきますと、議長の申し送りは何もないというようなことを、答えを受けています。これでは何も変わっていかない。山県市の農業に対する基本姿勢、農業委員会に象徴される女性の割合、変わっていかないということを強く懸念しました。

そういった立場で、委員会では、今回は4人上がってきているわけですけども、その枠の中に初めから女性の枠をつくるべきではないかと、あるいは女性として人選がなければ議会の議員が入っていくというのもよくあるケースなんですね。まず最初はそうやって道を開いてきた。そういうのが各地の歴史です。そういったことをきちっと明確にしてはどうかという提案をしました。委員会の多数の意見は、1つは、次回は男女共同参画の理念を尊重して選んでくださいという一筆をつけたものを地区に回してはどうだろうと、次回から、という提案がありましたが、私は、それでは現在の地域に人選をお任せするということと変わらない、つまり、選挙で選ばれる委員を見ても、ずっと男性であったというこの地域の歴史を考えれば、そのことでは変わらないだろうという

ふうに考えます。

ということで、次回から議会推薦の枠の中で女性を1名ないし2名入れるということ  
を明確に委員会として決めるということであれば、今回の上がってきている4人に賛成  
してもいいがということの議論をしました。ですが、多数意見としてこのままという形  
になりました。

ですから、私は本会議で、今回の4人のどなた、あるいは皆さんが不適格とかは全く  
思っていません。思っていませんが、山県市の農業委員会の中に女性の視野をきちっと  
入れていくためには、政策的に議会も働きかけをすべきであると。それが市が進めてい  
る今の男女共同参画の政策にもかなうし、議会もそこを積極的に見るべきだという観点  
で、今回の4人の方、個人がどうこうではないけれども、山県市議会の人選のあり方  
について反対をするという意味であり、かつ3年後は、3年前に議長が申し送りますと言  
ったように、議員の皆さんの認識として、女性を入れるということは9月になってから  
では遅いわけですね、今までの流れで。もっと早くからそのことを進めていくというよ  
うにしていきたいということを思いつつ、とりあえずこの議案には反対いたします。

○議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いた  
します。

---

## 日程第8 採決

○議長（藤根圓六君） 日程第8、ただいまから採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の  
諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤根圓六君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

日程第9 発議第5号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について

○議長（藤根圓六君） 日程第9、発議第5号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について。

提案者の説明を求めます。

総務産業建設委員会委員長 杉山正樹君。

○総務産業建設常任委員会委員長（杉山正樹君） 議長の許可をいただきましたので、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について、提案の趣旨説明をいたします。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要な喫緊の課題となっております。

こうした中、地球温暖化対策のための税が本年10月に施行される一方で、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、平成24年度税制改正大綱において、地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保、充実する仕組みについて、平成25年度実施に向けた成案を得るべくさらに検討を進めるとされております。

本市は、総面積のうち森林が約84%を占め、森林資源の活用と地球温暖化抑制に寄与しております。

よって、本意見書を提出し、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備、保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税の一定割合を森林面積に応じて譲与する地方財源を確保、充実する仕組みを早期に構築することを強く求めるものであり、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ要望するものであります。

詳細につきましては意見書のとおりでございますので、御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

---

日程第10 質疑

○議長（藤根圓六君） 日程第10、質疑。

ただいまから、発議第5号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。
- 

#### 日程第11 討論

- 議長（藤根圓六君） 日程第11、討論。

ただいまから、発議第5号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤根圓六君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤根圓六君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。
- 

#### 日程第12 採決

- 議長（藤根圓六君） 日程第12、ただいまから採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 

#### 日程第13 総務産業建設委員会の閉会中の継続調査について

- 議長（藤根圓六君） 日程第13、総務産業建設委員会の閉会中の継続調査についてを議

題とします。

総務産業建設委員会委員長から、新エネルギー施策等について調査するため、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

お諮りいたします。

総務産業建設委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、総務産業建設委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

日程第14 厚生文教委員会の閉会中の継続調査について

○議長（藤根圓六君） 日程第14、厚生文教委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

厚生文教委員会委員長から、福祉、教育関連の施策等について調査するため、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

お諮りいたします。

厚生文教委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、厚生文教委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

日程第15 議員派遣の件

○議長（藤根圓六君） 日程第15、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、会議規則第160条の規定により、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

○議長（藤根圓六君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて会議を閉じます。提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決

定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成24年第3回山県市議会定例会を閉会といたします。長時間、大変御苦勞さまでございました。

午前10時52分閉会

---

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 藤 根 圓 六

3 番 議 員 吉 田 茂 広

12 番 議 員 影 山 春 男